

平成19年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成19年3月7日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1人）

- 2 番 室 田 隆一郎 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	松原茂樹君
助役	上田正君
助役	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
参事	寺井行雄君
参事	田渕敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山長男君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は、15名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・今西孝司君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

昨日、本会議終了後、予算特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、結果を報告します。

委員長に野口久之君、副委員長に坂本美智代君。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

室田隆一郎議員から欠席する旨の届けを受理しております。

本日の会議に瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので報告いたします。

《日程第3、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員はお手元に配布のとおりであります。

最初に、横山 勲君の発言を許可いたします。

5番、横山 勲君。

○5番（横山 勲君） おはようございます。5番、横山 勲でございます。

それでは、早速ではございますが、通告書に基づきまして質問をいたします。

私からは、平成19年度の予算編成に係ります事項につきまして5点、行財政改革に伴います事項につきまして3点、町長の所信についてお尋ねをいたします。

私、常の不摂政がたたりましたのか、先日来より風邪を引いておりまして、少しお見苦しい点もあるだろうと思いますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、質問に入ります。

まず最初に、平成19年度予算編成についての質問をいたします。

政府は、三位一体改革の名のもとに地方交付税、臨時財政対策債を含めまして、実に5.1兆円もの交付税改革を進めております。まさに地方の切り捨てを思わせる減額改革を進めております。さらに、平成19年度より現行の複雑な地方交付税の算出方式から、人口と面積を基本に簡易な算定方式に順次変えようといたしております。

このことは、地方にとりまして大きなマイナス要因と言われております。大変心配をいたしておりますが、平成19年度の地方交付税は、我が町京丹波町にとりましてどの程度の減額となりますのか。また、そのことが19年度予算編成を含めまして、今後の財政にどのような影響がありますのか。さらに、これと並行いたしまして、本町の合併計画に裏打ちをされました財政計画との整合性といえますか、論理的に首尾一貫性がとれておりますかについて、まず最初にお尋ねをいたします。

2点目についてであります。各課より要求のありました19年度予算編成額は幾らであったのでしょうか。また、その予算要求額に対する公開につきまして、町長はどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。さらに、これをどう査定され、今回の定例会への議案の上程となりましたのかをお尋ねいたします。さらに、そのことがコスト意識の低減につながったのかをあわせましてお尋ねをいたします。

3点目であります。町長はさきの12月定例会で、私からの一般質問で19年度予算編成方針について質問をいたしました折に、答弁の中で19年度予算編成に対し、重点項目を明らかにして、実効性のある予算編成に当たると回答をいただき、今回も現状の課題に対応した施策として、今回の予算編成に当たり、4点の基本的な考え方についても明らかにされておりますが、従来からの「積み上げ方式から配分方式」の変革などの予算編成改革に対する取り組みはいかがであったのでしょうか。

合併より引き継がれました大きないろいろな事業、例えて言いますと林道峰線の姿もあります。財政が非常に緊迫し非常事態の今、19年度事業として実施をしなければならないのでしょうか。そんなに緊急性の高い林道なののでしょうか。地元住民の皆さん方のご理解をいただき、いま少し財政が安定するまで待っていただく、そんな対応はとれないのでしょうか。予算配分時に「何を捨て、何を守るのか」、めり張りのある予算編成が必要であるのではないのでしょうか。町長の所信についてお尋ねをいたします。

4点目であります、事業仕分けであります。例えて言いますと、瑞穂の鐘乳洞公園であり、バスの運行会計あり、CATVでございます。民間に委託をいたしますもの、あるいは地域が行うもの、さらに、町が引き続き行うもの、いずれかが行うべきかを見直します「事業仕分け」が必要であると私は考えますが、できているのでしょうか、お尋ねをいたします。

5点目であります、特別会計、とりわけ独立採算、企業会計処理が求められております上下水道、病院などへの繰出金、補助金についての基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

今回上程がなされております平成19年度予算案におきましては、持ち出し金、補助金、あるいは病院の出資金など、一般会計からの持ち出し金が総額で15億5,500万円余り、一般会計予算に占めます割合が15.6%もの多額の持ち出しとなっておりますことは、町財政を逼迫をさせ、大きな足かせの要因となっております。

私は、地方交付税での算入処置分や施設の設備など、長期にわたり使用いたします設備投資に係ります元利償還金等について一部、一般会計より繰り出しをいたしますことは時により、またやむを得ないのかとも思いますが、一方では、運営にかかります経費、いわば単に赤字経営の補てんのための持ち出し、繰り出しが多くを含めている実態があります。

とりわけ病院会計のように京丹波町の住民がひとしく平等に、その恩恵を受けない事業会計分に、一般会計より多額の持ち出しをすることについては強く抵抗を覚えます。しかしながら、今日まで多額の一般会計からの繰り入れ処理によりまして、事業が展開をなされている、そのこともまた事実であります。このことは全く経営感覚のない、いわゆる親方日の丸方式の経営と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

町長のこれらの特別会計部分への繰出金、補助金などについての持ち出し金についての基本的な所信についてお尋ねをいたします。

次に、行財政改革についてお尋ねをいたします。

先日、19年度一般会計予算の規模を99億4,100万円として発表がなされました。本会議に提案がなされておりますが、予算案では、義務的経費が45.9%、昨年18年は41.6%でありました。さらに、物件費、繰出金など、その他経費が41%余り、投資的経費はわずかに13.1%であります。昨年は16%でありました。さらに、縮減がされ、財政の硬直化が著しく顕著であります。

合併のメリットをどう具体的に住民サービスの向上につなげるのか、町民の不安は少なくありません。暮らしに夢と既望が持てるよう、住民に対し説明責任が一段と求められております。

さて、本町は標準的な財政規模に占める借金返済額の割合、いわゆる実質公債費比率が、平成17年度、実に19.6%となり、起債許認可団体でございます。

私は、さきの12月定例会の一般質問で、この問題について質問をいたしましたところ、あくまでも仮の話として、平成24年に14%以下の水準に持っていかうとすると、試算では、毎年4億円程度の繰上償還が必要との回答にあわせまして、18年度において5億円程度の繰上償還をこの3月末に行うために金融機関と調整をしているとの回答をいただきましたが、本町は、先ほど申し上げましたように起債許認可団体であります。

許認可団体は18年度からの公債費負担適正化計画を策定し、その内容、実施状況により起債が許可されると定められております。今回の定例会に提案がなされております19年度予算案では減債基金を2億円取り崩し、繰上償還に充てられるとする提案にあわせまして、18年度補正予算で3億の繰上償還を計画されていると昨日お聞きをいたしました。まず、最初に18年度の繰上償還の内容と、これら公債費負担適正化計画の内容につきまして、お尋ねをいたします。

2点目でございますが、平成19年度を財政改革元年と位置づけ、大胆に挑戦する歳出削減の性質別の具体的、年次別節減目標の設定をはじめ、とりわけ、遅れております職員の定数定員管理について一歩踏み込んだ計画と実行、議会議員を含め特別職のさらなる報酬のカット、職員管理職手当のカットなど大胆な歳出削減につきましてお尋ねをする予定でありましたが、さきに配布されました広報京丹波の第16号で第1次の定員適正化計画の記載がなされておりました。また、今回の定例会の冒頭の町長の予算編成方針や、今回の議案の提案理由の説明の中で考え方について述べられております。また、これらに関連する条例など提案がなされておりますので、これについての質問につきましては、それらの審議の内容を見守り、一たん保留とし、今回の一般質問では取り下げをいたしますが、職員の適正化計画についてお尋ねをいたします。

計画では22年度までに95名の退職者数などとして、平成22年4月に312名の体制を目標とする計画が策定されております。

この退職予定者とは、定年退職者あるいは依願退職者であります。とりわけ依願退職者につきまして、どのようにして募られるのか、一般の企業では経験豊かで優秀な社員をできるだけ保留をいたしますために、いわば、これとは裏返しとして、不能、不要な社員については、いわゆる「肩たたき」「配置転換」などいたしまして、体のよい首切り状態として、優秀な人材に集約した組織体制にしていくことが繰り返し実施されております。

今回の定員適正化計画を実効性ある計画として、さらに、優秀、優良、特殊技術者などの

職員は町の財産でもあります。これらの欠かすことのできない職員は、できる限り保留に努めながらの実施となりますが、これらの点につきましてもあわせ、お尋ねをいたします。

京都府の19年度予算案につきましては、団塊の世代の退職者が多く、退職金が多額必要として、将来の借金返済用の基金を取り崩し、予算案の編成がなされたと聞き及んでおりますが、本町におきましては、これら多くの退職者に対する退職金、勸奨退職金も含まれますが、これら退職金につきましては、京都府市町村職員退職手当組合の積立金の取り崩しにより対応がなされるだろうと理解をいたしますが、これら退職手当組合への18年度当初予算では1億118万円余り、19年度予算案では1億4,690万円余りの積み立てが計画されておりますが、これらの積立金の積立状況及び不足が生じた場合の対応につきましてもあわせ、お尋ねをいたします。

3点目であります。簡素で効率的な財政運営と行政サービスの向上を目指した行財政改革は、単に行政組織の機構見直しや職員数の見直しにはとどまりませず、町民の負担を求めていかなければ解決ができる問題ではありません。

信頼と合意、財政再建は、町民の理解が不可欠であります。どのようにして町民に理解を求めていきますのか、町長は、広報誌京丹波、また、必要により町政懇談会などを開催してと述べられておりますが、町政懇談会などの計画はないのでしょうか。また、私は、さきの9月議会の一般質問で、職員の地域担当制導入について提案をいたしました。今こそ必要ではないのでしょうか。町長の所信についてお尋ねをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

それでは、横山議員のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、平成19年度の予算編成についてでございますが、平成19年度地方交付税は、普通交付税を平成18年度交付額40億3,613万円に比べ、4,713万円程度減少の39億8,900万円を予算に計上いたしたところでございます。

また、特別交付税につきましては、平成18年度交付見込み額7億2,000万に対し、4,000万円の減少の6億8,000万円を見込んでおるところでございます。

なお、普通交付税のうち新型交付税の影響については、約800万円の増額を見込むところでございます。

合併計画との整合性については、地方財政計画による交付税そのものの規模圧縮や「新型交付税」の算入方式などの合併以後に打ち出された措置によるもの、また、特別交付税にお

ける合併措置分の算定など、合併計画との間に差異が生じている現状でございます。

一般会計の要求総額でございますが、104億8,000万円でありました。

内容の公開につきましては、現時点では考えておりませんが、予算の編成方針、概要につきましては、昨日申し上げたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。編成に当たりましては、全職員を対象にした財政の事情の研修会、また、職員提案や予算編成説明会を実施いたしまして、職員のコスト意識は高く、17年度決算や18年度の予算の執行状況をもとに、精査された予算要求であったと認識をいたしております。さらに、人件費の抑制や旅費の見直しなども行ったところでございます。

事業仕分けにつきましては、総合計画の基本構想に位置づけた協働のまちづくりを基本に、まちづくりの役割分担等、現実的で妥当性、具体性の明確な部分から随時対応していく考えであります。また、アウトソーシングによる廃止、民営化、包括的委託、業務委託、直営など、費用対効果を念頭に置き、検証しながら進めてまいります。

一般会計からの繰出金についてでございますが、国の基準によるもの及びそれ以外のものがあり、近年の繰出金増加傾向は、厳しい財政状況において、一般会計の財政運営に大きな影響が生じているところであります。国の繰り出し基準によるもの以外の繰り出しが生じる部分については、今後、一般会計そのものの財政状況が許す限りの範囲内とならざるを得ず、このことから特別会計内においても、公営企業施設の維持管理コスト削減や事務事業、料金体系の見直しなど、徹底した経営の健全化を図り、繰入金に頼る部分の抑制等、体質改善が不可欠であり、急務であると考えておるところでございます。

次に、公債費負担適正化計画の内容であります。公債費負担適正化計画は、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体が自主的に策定することにより、財政の状況や実質公債費負担を的確に把握した上で、財政の健全性の維持・改善や実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うものであり、現在、素案について京都府に協議中であります。

計画（案）の概要につきましては、計画期間 平成18年度～平成24年度までの7年間で、18年度の19.6%から24年度に16.8%に引き下げることとし、公債費負担適正化のために講じる方策といたしまして、事務事業の見直しや職員定数の適正化など行財政改革を一層推進し、財源を確保した上で、地方債の繰上償還を実施し、公債費負担の軽減を図る。

また、投資的経費の徹底した見直しを図り、地方債の発行額を抑制する。

さらに、公営企業施設の維持管理コスト縮減、事務事業や料金体系の見直しなど徹底した経営の健全化を図り、公営企業会計への繰出金を縮減することといたしておるところでございます。

います。

次に、ご質問の退職者の関係でございますが、「京丹波町職員の退職勧奨の取扱基準に関する要綱」を設けておりました、この要綱の適用を受けて退職を希望する職員は、一定の期間に申し出る事となっておりますところでございます。

横山議員のご指摘のとおり、本町にとって優秀な人材の保留は必要となっておりますが、定員適正化管理計画に基づき、新陳代謝を図りながら後継者の育成を図ることも必要であると思っております。

なお、退職金につきましてのご質問でございますが、本町は京都府市町村職員退職手当組合に加入いたしておまして、毎年定められた率をもって計算した負担金の支払いをいたしております。

平成17年度は、合併時の退職と年度末の退職を合わせると38名の職員が退職いたしました関係で、負担金として納入しております額より、退職手当支給額が上回ったところでございます。赤字対策分2,810万円は、平成19年度中に2回に分けて退職手当組合へ納付することといたしておるところでございます。

3点目でございますが、本町の厳しい現状と課題、これらの改善に向けた取り組み内容など、広報誌等を通じ町民の皆さんにお知らせをして、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。また、今後における重要施策の事業化において、相応のご負担を願わなければならないことにつきましては、町政懇談会等により住民の皆様にご理解を求めていく中で、住民総意のもとで取り組んでいきたいと存じております。

また、地域担当制の導入につきましては、9月定例会でもお答えをさせていただきましたとおり、現在のところ考えておりませんが、現在、住民や地域を構成するさまざまな団体と行政が地域の課題解決に向けて、役割を分担し協働する住民自治組織の構築に向け研究・調査を行っているところであります。その中で、今後、職員がどうかかわっていくか、十分に検討してまいりたいと存じております。

以上、横山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 少し、2点ほど追加質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目が歳入の確保対策でございます。

歳出削減につきましては先ほどお尋ねをいたしました、財政を考えますときに何よりも必要なのが歳入の確保、いわゆる収入の確保であります。歳入を積極的に確保するために、どうすべきなのか。今回の定例議会にも公共料金などについて、審議会を設けて審査がなさ

れる条例も提案をされておりますが、しっかりとした意識を持たなくてはならないと思います。人口増と企業誘致、受益と負担の原則の実施、町税未納者に対します徴税の対策、公有財産の売却など極めて重要なことと認識をいたしておりますが、これらの歳入の確保策について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、行財政改革に伴います職員研修についてであります。

先ほども町長から予算要求に対し、あるいはまた、予算編成に対します町職員の研修会の中で意識が大変向上してきておると、こんなふうなご回答がありましたが、私は、さきに現議員の研修会で神石高原町を研修いたしました折、行財政改革に理事者の皆様が、職員の皆さんが一丸となり取り組んでおられます姿に接し、改革を何としてもなし遂げようという熱い熱意と気力が満ちあふれる職場風土を肌で感じてまいりましたのは私一人ではないと思います。本町よりは一年先輩の合併ではありますが、理事者の強い指導力と職員研修のたまものであったと聞き及んでおります。

定例の管理職会議等々はもちろんではあるようでございますが、毎週の月曜日には、開庁までの早朝に管理職の会議をされまして、行財政改革の進行状況や目標の確認をなされ、さらにまた、毎日部門別に朝礼が実施をされ、一般職員にもそれらのことが徹底をされておる。さらにまた、それらの朝礼に理事者からの激励などの努力があった。そんな努力の結晶であるということで神石高原町はありました。

私も、さきの9月議会の一般質問におきまして、職員研修の重要性について指摘をいたしましたが、本町もこれらについて、明日からでも実行を見習うべきだと思いますが、町長のお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、1点目の歳入の確保についてでございますが、さまざまな視点があるわけございまして、大きくは議員が申されましたように、人口の増加や企業誘致を積極的に行うことも一つの方法でございますし、このことは人が住みたい、また、企業が進出したいという条件、インフラ整備等も大いに関連をいたすわけでございますが、結果的に京丹波町のまちづくりの評価もここにあるのかもしれない。

また、地域産業の育成も大事な要素であると思っておりますし、ただ、直面しております課題は、やはり税等の滞納対策、土地開発公社の債務、多額の地方債残高でありまして、これらの対策に向けた組織の強化を図るとともに、協働のまちづくりにより公共料金等審議会における受益と負担のあり方など、さまざまな視点から取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

次に、行政改革に伴います職員研修についてでございますが、9月議会でもご質問をいただき、研修の内容等についてはお答えをいたしたところでございますが、その後、9月末から10月初めにかけて、全職員を対象にした職員研修会を実施いたしましたところでございます。その研修において、私は現在の京丹波町の状況等を示唆するとともに、公務員としての役割等について述べたところでございます。平成19年度におきましても職員研修計画に基づき、引き続き職員の意識改革、自治能力の向上に向け研修を実施してまいりたいと思っております。既に規定等は制定をいたしておるところでございますが、職員で構成する事務改善委員会の設置を近く予定をいたしているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 今も職員の研修を聞いて、ご回答をいただいたわけでございますが、少し言いにくいことを言うてご質問といいますか、させていただきたいというふうに思いますので、お許しを賜りたいと思います。

町長、今日の今も下で確認をしてまいりましたが、町長室の前の職場の壁にこの服が、あるいは、時によって作業服が、あるいは防寒服がかけられております。この姿は、町長室を訪られました来庁者の皆様、このことだけでも我が町の姿をどのように感じておられるのでしょうか。町長も毎日見ておられると思います。

そして、さきの、今日も今持ってきたんですが、京丹波町のこの16号で、職員定数計画を策定いたしましたという写真が出ています。この写真にも、ちょうど私、附せんをつけていますが、写真が載っているんです。この写真が公開され、多くの住民の皆さん方の、こんな姿も目にする事になりました。まことに私は恥ずかしい限りでございます。

私は、議会だよりの5号でも、さらなる活力が期待される職員として、写真を掲載いたしました。全く、ほとんど一緒の写真です。その折には恥ずかしい思いがして、現場ではそのときに指摘しました。そして、この部分を私はカットして写真を掲載しました。そうした心配りもしておるんです。職員研修のお話がありましたので、あえて申し上げました。一人一人がもう少し我が町を愛する、職場風土を変える、そんな取り組みを望みたいと思います。

今なお、もうしゃべりましたので、しゃべりついでに言いますが、今なお、朝の職員さんの出勤状況はいかがなものでしょう。一部の職員さんであると思いますが、極めて慌ただしい状況がやっぱりまだあります。どうなんでしょう、これ。

これらのことについては、町長の答弁は求めません。答弁以前の問題であるというふうに私は思います。

最後に、町広報誌についてであります。最近、この広報誌に財政の公表がされておしま

す。町の財政状況につきまして、シリーズとして15号、16号に掲載がされておりました、財政の状況について町民の理解を求める取り組みは評価をいたしますが、現在までの内容は、一般会計に特化した内容であると思います。これでは町全体の財政の状況を理解、把握をいたしますことは困難であります。今後は特別会計部門もあわせた、町全体の財政について公開を強く要求をいたします。

いずれにいたしましても、日々町長の適切なる管理、指導と強力なリーダーシップを発揮いただきますことを期待いたしますとともに、強い意識を持って行財政改革に対応されることを切望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいま、横山議員から職員の姿勢の問題について厳しくご指摘をいただきました。現状、スペースの問題、また、庁舎の問題等ではお許しをいただければならんところもあるのではないかというふうに思っております。確かに来庁されましたそれぞれの皆さん方がどういう目で見られるかということも、しっかり頭に入れながら、限られたスペースをいかに機能的に活用するかということも一つの知恵であろうというふうに思いますし、ご指摘の見苦しい点、こうしたことは極力避けていかなければならんというふうに思っております。

一方で、そうでありましても、なかなか限られたスペースの中でのことですので、町長室の入り口とは申せ、裏と表で使い分けるということもやむを得ないのかなというふうに思っておりますが、そこにはやっぱり役場の事務のスペースとしての適切なあり方、これは当然求められるものだろうというふうに思いますし、今後も職員にそうした面では、しっかり意識をしながら取り組むようにさせるようにいたしたいと存じます。

また、今、広報誌で町財政の現状をご理解いただくという意味を持ちまして、そう多くのスペースを割いているわけではありませんけれども、一定状況をお知らせしながら、何としても、この合併によりまして、今抱えております課題、そしてまた町民と一緒に、そのことを克服しながら新たな町をつくり上げていく、こういう意味でシリーズ的に財政状況もお知らせをさせていただいておるところでございます。

ご指摘のとおり、現状では一般会計を中心にしながら、お知らせをいたしておるわけですが、特別会計等につきましても今後、その状況等もお知らせをしながら、十分とはいかないかもしれませんが現状をお知らせして、共通認識を持っていただいて、今後のまちづくりにも同様、ご意見、また、ご支援を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩といたします。10時より再開をいたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、今西孝司君の発言を許可します。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 美里会の今西でございます。さきに提出いたしました通告書に従い、平成19年3月議会における、私、今西孝司の一般質問を行います。今3月議会は平成19年度の予算議会でもあり、当初予算が示され議会でも審議されることとなりますが、私たち「全京都建築労働組合・船井支部」から提出をしていた「住宅改修助成制度創設」の請願も、予算規模100万円程度の事業にもかかわらず、財政が厳しいからという理由で「不採択」となりました。それだけ厳しい財政であるからには、むだな公共工事などは一切行うことのない緊縮事業での予算編成がなされているものと思いますが、教育・福祉・医療等の住民の暮らしに欠かせない部分への予算配分を削減させない予算となることを強く要望するものであります。

それでは、前置きはこの辺にして、早速私の質問の本筋に入りたいと思います。

まず第1点は、「町民人口を増やす取り組みを」として伺います。

50年後の我が国の人口は8,000万人台にまで減少するという試算が公表されました。50年先には我々も存在せず、減少する側に含まれているものと思われませんが、決して看過のできない大きな問題であると思います。新聞を見ていると京丹波町では「死亡欄」の方が「誕生欄」よりもかなり多く、人口が減少していることはだれもが認識しているものと思われれます。

既に、全国的にも平成17年から人口が減少に転じたと言われており、京丹波町だけの減少ではありませんが、田舎において、その減少が顕著にあらわれていまして、口丹波の2市1町においても、亀岡・南丹の2市に比べると、京丹波の人口の減少割合はかなり大きいのではないかと思います。

そのことに関連づけ、人口が減少すれば水需要も減少するのだから、畑川ダムは必要がない、という見方をする人たちもいます。みのりが丘を歩いているとき、
——「今西君、何やあんた、『中川』のポスターを家の前に張って、随分変わったなあ、あんなんはがしてしまえや。畑川ダムも推進する側に回って、百八十度変わってしもて、良心が痛めねんのかいな。そないしてまで権力の側にこびたいんか」と私に強く迫られました。

この場所でこんなことがあったことを申し述べるのは、ふさわしくはないかもしれませんが、私の責任問題にまで触れての相手の発言でありましたし、強いては町行政の責任をも追及されたことでありましたので、あえてお聞きいただきたいと思います。私は私の思いを帰しました。私は権力にこびるというようなことは決してないし、言うべきことははっきり言い、共産党の議員が言わないようなことであっても、ずばっと言っているつもりです。中川衆議院のポスターを張っているのも自分なりの思いがあるからであって、こびを売って権力になびいているつもりは毛頭ありません。町議会選挙のいざこざで共産党を除名になった身でありながら、共産党のポスターを張るといふのならおかしいが、美里会の一員となった今、共産党以外のポスターを張ることに異議を唱えられる必要はないと思います。

町民の人口と何の関連がある質問なのだとされるかもしれませんが、これからが肝心なところですので、お聞きください。これまでのところは事の成り行きを説明したにすぎませんので、お忘れいただいて結構ですが、これからのところはよくお聞きいただき、賢明な判断をお願いいたします。

「全国的にも人口が減っているのに、京丹波町だけ人口が増えるという保証がどこにあるのか」というのです。「新興住宅地に6,000人の人口が増えると言っているが、介護保険の見通しでは大きく減少すると出ているではないか。もし人口が増えなかったら、あんたらは責任とれるんか、これまで一緒に反対をしてきておきながら、手のひらを返したように推進する側に回ることは恥ずかしいと思えへんのか」と言うのです。

確かに共産党議員当時の私は畑川ダムに反対をしました。しかし、ダムそのものが要らないとか、水が必要ないと言ったことはありません。畜産公害を解決させ、安全・安心のできる飲料水の確保がどうすればできるのか。その面が解決できて、ダムができて水が確保されるなら、たとえ20人でも30人でも働ける工場を誘致すべきだ、そうでない限り建設に反対するというのを訴えてきたのであり、むやみやたらに反対を言ってきたわけではありません。

また、私は数字には弱いので、一人が一日にどれだけの水を使い、何人の町民がいて、工場でどれだけの水を使い、漏水が一日何立米あるから水はどれだけの必要か、などという計算をしたビラが新聞に折り込み届けられましたが、私はそんな計算をしたこともありませんが、確かにそんな計算を細々とする頭のよい人が何人もいられます。

「みのりが丘に町水道を引くことができたのは、共産党の議員が頑張った成果だ。水があるのに供給しないのは法律違反だから裁判をすると、わしが京都府の方に申し入れたところ、ちょっと待ってくれ、すぐに供給できるようにするからということで実現ができたんや」と

ということなので、「そういうやりとりはあったかもしれんけど、町長は施政方針で、これまでの水道組合の加入条件を緩和して、新興住宅地をある程度の条件が整ったところから徐々に給水区域に加えていくと表明している。それに沿う形で、みのりが丘に今回給水が実現したのだろう」と言うと、「いや、そんなことはない、共産党の成果や、あんたも縄張りを荒らさんといて」と言ってバイクで走って行ってしまいました。

私もかねてより、みのりが丘の水問題には深い関心を持っていましたし、旧丹波町時代にも一般質問で何度も取り上げ、質問を行ってまいりました。それだけに、みのりが丘の水道が町水道と直結され運営されることになったことは、大変喜んでいました。私は何を言われようと平気ですし、そのようなことに動じるような者ではありませんが、かたぎの素人が「縄張りを荒らすな」と暴力団の縄張り争いのように、みのりが丘はおまえの縄張りと違うのだから入ってくるなど、おどしをかけるようなことを言うのは常識はずれであると思います。ただ、みのりが丘への町水道の供給が町行政の方針によって行われたのではなく、——
————— 京都府に対し裁判を起こすぞと、おどしをかけたことにより、この団地だけが特別に給水されることになったのでしたら、これは大問題であります。何が真実なのかをお答えいただきたい。

それから、さきに言いましたように、私は数字の計算は本当に苦手ですので、一部の人が言われるように、今後のまちづくりを行うに当たって畑川ダムを中止しても、あり余るだけの水が本当に確保できているのかどうか、私のような者にでも納得できるように説明していただきたいと思います。

また、人口が減少しているのにダムは必要ないという一部の人の意見は正しいのか否かを明らかにしていただきたい。というのは、合併後の選挙で、私に一票に投じてくれた大方の人たちの意見は、ダム工事推進であると理解しております。共産党にいたころは、その支持者の意見をくみ上げる必要があったと思いますし、そのようにやってきたつもりです。議員はそれぞれ個々人であると同時に、自分を送り出してくれた支持者の代表でもあるわけですから人々の意見をよく聞き、多くの人たちの意見を集約し、一つの意見として物申さねばならないと理解しています。

今の私は無所属であり、「美里会」の一員として活動をしています。その私に寄せられる支持者の思いをくみ上げることこそが今の私に課せられた務めであると理解しています。共産党支持者の多くは、私が今回、町会議員選挙に立候補すると決めたとき、「今西がどうしても選挙に出るのなら共産党員が力を合わせて引きずり落としてやる」とまで言うておどしました。私は「それだけ言ってもらえるのなら光栄だ、頑張りがいがある」と受け止めました

が、ここで言うのは差し控えますが、言うのもはばかれるような出来事がありました。けれど、私は以前から変わらずに、ダム内に流入する可能性のある上新田地域の畜産汚染の解決、ダムから取水する水を利用できる企業の誘致については訴え続けていきたいと思います。あわせて京丹波町人口の拡大を図る努力を行政に提言し続けたいと考えます。

私に新興住宅地の人口が6,000人増えなければ責任をとれと言われても、どのように責任をとればいいのかわかりませんし、責任のとりようもありません。ただ、旧丹波・瑞穂水道組合でアンケートをとった結果を基礎に試算した結果、水が供給されれば京丹波町に移り住んでもよいという人もかなりあったという意見を前向きに受け止め、将来に期待するしかないというのが現実であります。

町内には、かつての好景気の時代に開発され、そのまま放置されている開発地や土地だけが販売され、家は建てられないまま今日に至っているところもかなり多くあります。そのころに十分な水が確保されていれば、この地域にも、もっともっと多くの住宅が建ち、人口も拡大していただろうと残念に思います。しかし、今日に至っては、過ぎてしまったことに夢を語ってもどうしようもありませんが、これからは不動産業者や建築業者のみに任せておいては、解決されることはできないのではないのでしょうか。ここまで来れば行政も乗り出して、官・民力を合わせてプロジェクトチームを立ち上げてでも、住宅地の再開発を行い、大々的に売り出しを行うことも考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

人口を拡大させるためには、働く場所の確保が何よりも大切であります。若者たちがふるさとを離れ、都会へ都会へと流出していく原因は、何はさておいても働く場所がないことが上げられると思います。幾らこの町にとどまって暮らしていきたいと思っても、職がなければ暮らしは成り立ちませんし、生きていくこともできません。町の面積は広く、企業の誘致は幾らでもできます。畑川ダムを完成させれば、これまでネックとなっていた水の問題も解決できます。京都や大阪からもそう遠くない距離にありますし、条件を整備すれば応じてくれる企業もあらわれるのではないのでしょうか。

企業の誘致が簡単に行えないのなら、もう一つの案は、テレビ番組で報道していましたが北海道の伊達市では、福祉優先のまちづくりを行い、日本全国から退職をしたばかりの人たちが移り住んできて、町の人口がだんだんと増えてきていると言います。これからは団塊の世代が一気に定年を迎え、京丹波町出身の人だけでも、かなりの人が第一線を退くときが目の前に来ています。北海道のように北国の寒いところでも多くの人たちが移り住もうとするのだから、気象条件からすれば京丹波町の方がまだ恵まれていると思いますし、福祉充実のために税金を使っても地下の方が高騰し、固定資産税も増収になり、町の商店も活気づき、

住民税の増収にもつながっているそうです。

人が住むのに便利で暮らしやすいまちづくりを進め、現在この町に住んでいる人たちが、この町に暮らしてよかったと実感できるようなまちづくりを進めなければなりません。今住んでいる人たちが、こんな町では暮らしていけないと思うような町には、新しい住民は移り住んでこないでしょう。こうした伊達市のような先進地に学び、近くの町でやっていないようなことを先んじてやってみることも必要ではないでしょうか。京丹波町は広大な面積を有しています。目先を変えたまちづくりに取り組んでみるのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

新興住宅地として開発をされた下山グリーンハイツも、いつしか少子高齢化が顕著にあらわれ、かつては元気のよい子供たちの歓声であふれている元気のあふれる住宅地でありましたが、だんだんとその数も減り続けています。それとともに老人家庭やひとり暮らしの家庭が多くなり、寂しい限りであります。何とか以前のようなにぎわいが取り戻せればと願っていますが、開発業者のダイテツ建設が瑞穂ゴルフクラブでつまずき、本体までが民事再生法の執行で事実上の倒産状態に陥ってしまって、身動きのとれない状態であります。もう一度民間活力を導入させ、若返らせるためにも行政が指導力を発揮させることはできないものでしょうか。

————— 私への挑戦的な言葉も住民の中に確かに存在する意見でもあると思います。人口がじりじりと、じり貧に減少していくのを行政側は何もしないで、ただ見ているだけというのでは余りにも能がないと言わざるを得ません。私の言うことが実現性がないと言うのなら、町長の案なり政策をここでお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の「民俗芸能に対する支援を行え」として伺います。

私は、民俗芸能は郷土の歴史そのものであると考えています。民俗芸能は現代を生き、そこに携わっている人たちだけのものではなく、何代も前からの先祖がそこに携わり、引き継いできたものであり、演じる人の、あるいは見聞きする人の血の中にも息づいている歴史なのだと思われませんか。

「自分はよそから移り住んできたのであって、自分のルーツは別のところであり、この町に歴史がない」と思われる人もあろうかと思いますが、歴史は何代にもわたる長い歴史もあれば、自分一代だけの歴史だってあるわけであり、一代のみの歴史だって立派に歴史に変わりがないのだと思います。

昨年12月9日には、口丹波地域で二つの文化祭が開催されました。一つは、旧和知町の坂原にある道の駅「和」の伝統芸能常設館で開催された「和知文楽の小・中学生と保存会メ

ンバーによる発表会」であります。実は私も和知文楽の発祥の地、旧和知町大迫の出身です。子供のころには公民館で行われる人形の練習をよく見させてもらいましたし、時々行われる公演も楽しく見させていただきました。そのせいもあるのか、今でも人形浄瑠璃にはひかれるものがあります。

子供たちが郷土芸能に真剣に取り組む姿を見て、この子供たちが学業を終えて社会に出て、この町を離れても将来いつかはこの町に帰って、また和知文楽の火を消さないで守っていつてくれるのだろうという思いを胸にすると同時に、郷土の歴史が受け継がれていることに安堵の気持ちが感じられました。

もう一つは、南丹市園部公民館で開催された「和太鼓フェスティバル」がそれです。亀岡・南丹の2市と京丹波町1町の口丹波地域で活動する9サークルが出演し、勇壮な演奏が披露されました。京丹波町からは「和知太鼓」と「丹波八坂太鼓」の2サークルが出演し、躍動感あふれるばちさばきが披露されました。身内びいきではないと思いますが、2サークルともに他のサークルを圧倒していると感じました。そして、演奏途中にもかかわらず、他のサークルにはないような大きな拍手が巻き起こりました。

私は、旧丹波町のころから何度か、民俗芸能に対する行政の支援を訴えてきましたが、今もまだ十分のじにも至っていないように思われます。十分に支援を行えとは言いませんが、せめてもう少し手厚い保護が必要だと思われます。例えば管外で行われる大会に出演する場合など、せめて交通費と弁当代くらいは支給しても、だれからも異存は出ないのではないのでしょうか。

民俗芸能は過去から現在に、現在から未来に受け継いでいくものであり、郷土の歴史そのものなので、趣味の域にとどまっているものではありません。保存に携わっている人たち任せにせず、町全体で守っていく気構えこそが重要なのではないのでしょうか。この件に関する町長のお考えをぜひ伺っておきたいと思えます。

私は以前、教育長に「民俗芸能後援会」のような組織を行政の主導で組織し、町民の有志を募り、年間1,000円でも2,000円でもよいので会費を徴収し、みんなが一緒になって民俗芸能を守り育てていこうとする意識の高揚を図るべきではないか、と質問をいたしました。そのとき教育長は「そういうことも有意義であり、検討したい」という内容の答弁をされましたが、検討はしているのか、動きはあるのかをお答えいただきたく思います。

全町民から強制的に会費を徴収するのであれば問題もありませんし、有志を募って後援会を組織するのであれば何の問題もありませんし、会員には年に一度くらいは公演を無料で見

られる機会を設けるというのはいかがでしょうか。私は、これは本当に検討に値すると思うのですが、いま一度教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、「幼稚園バスの老朽化をどうするか」としてお伺いをしたいと思っていましたが、平成19年度当初予算案に、車庫の工事費も含めて643万円の予算が計上されていることで、近々新車が導入されるようですので、安心をいたしました。

整備を担当されている整備工場の社長から「足回りもさびが侵食していて、大変危険な状態である」と聞いていまして、昨年であったか教育長に新車の導入を申し入れました。このたび町長にも英断されたことは、私も深く気にとめていたことだけにうれしく思います。保護者たちにも大きな安心を与えるものとなったと評価いたします。今後とも、保育園・幼稚園教育にも大きな配慮が行われるよう希望いたします。

それとともに教育問題でもう一点、中学校給食の問題で聞きますが、3町が合併をし、一つの町になったのですから、同じ町内で不平等が生じないよう最善を尽くされるよう求めます。これからの時代を担っていく子供たちに十分な支援を行うことは何よりも必要ですし、このごろの母親も専業主婦の人は少なく、朝の時間はたとえ1時間、30分であっても負担に感じられるのは至極当然のことであると思います。

同じ町内の同じ公立の学校で、給食を行っている学校と行っていない学校があることは不自然なことであります。給食施設の改造や運搬体制の確立には大きな予算が必要になると思いますが、公共事業の優先順位から見ても、優先的に取り組まれるべき事業であると思います。改めて町長に中学校給食導入の見込みは、いつごろをめどに考えていただけるのかを伺い、私の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、今西議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、町民の人口を増やす取り組みについてでございますが、ただいま今西議員の日ごろの議員活動を通じて、強いまちづくりへの思いを伺ったところでございまして、そうした日ごろの議員活動に敬意を表しておるところでございますが、まずは総論的にお答えをさせていただきますと存じます。

国内の人口構成は、少子高齢化社会時代に突入し、国内総人口そのものが減少する時代に入ってまいりました。市町村人口を見渡すと、一部の大都市を除いては大方が人口減少であり、特に農山村にとっては、その傾向が顕著な状況となっているところでございます。

そのような状況の中で、人口増加を目指す取り組みは、本町の置かれている状況から見ても、最重要課題として位置づけていく必要があると考えておるところでございます。

今回、本定例会に提案をさせていただいております「京丹波町総合計画基本構想（案）」を基本として、これからの京丹波町のまちづくりを進めていこうと考えているところでございます。

まず、今後のまちづくりと人口を増やす取り組みについては、インフラ整備や給水確保による住環境の整備、そして、企業誘致に向けた雇用環境の整備、各地域における状況・課題などを踏まえた各種施策を講じていくとともに、京丹波町の魅力を高めるために京丹波町固有のアイデンティティーを確率していく考えであり、今後、町民の皆さんと大いに知恵を出し合って、京丹波町の形をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

また、特に水問題にもお触れをいただいたわけですが、1年5カ月前、17年の11月20日執行されました選挙におきまして、私は幾つかの公約を申し上げてきたわけですが、その中で上下水道等の一層の整備・促進を図るということも公約の一つとして申し上げてまいったところでございまして、新規水源となる畑川ダムの建設につきまして、府と一体的な取り組みを進めるとともに、未給水地域への給水に努めるということをお願いしてきたところでございます。

先ほども議員お触れをいただきましたように、何かの力で、どこかだけをという考え方は当然持っていないわけですが、今申し上げましたように、旧町時代の丹波・瑞穂水道組合の中で、一定の給水条件等の見直しが審議会等で行われまして、それをもとに現状、未給水地への給水を開始いたしておるところでございます。特に、みのりが丘におきましても、これまでから応援給水の要請等も受けてまいったところでございますし、それをしてきたわけですが、いろいろ代表の皆さん方ともお話をする中で、一定のご理解をいただきましたし、諸条件等も整ったという判断をいたしまして、昨年の6月に給水を開始いたしたところでございます。先般の議会でも申し上げましたように、みのりが丘の住民の皆さん方にも理解をいただいて、ほとんどの方が加入分担金を納入いただいたということでございまして、決して京都府から強い要請があったわけでもございませぬし、私どもの町の考え方として給水をいたしたところでございます。

現在もその他、ワインの里でございましてとか、いこいの里、四季の里、桜梅、それぞれの団地の皆さん方からも要望をいただいております。既に配水管の敷設でございまして、順次行っているところでございまして、冒頭申し上げましたように公約の一つとして、町内のそうした未給水地への給水は、できる限り進めてまいりたい、こうした姿勢で今取り組んでおるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議員お尋ねのグリーンハイツにつきましても住環境の整備に合わせて、町の水道事

業で給水及び特定環境保全公共下水道事業で処理するため、配水池や下水処理場の増設に取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「民俗芸能に対する行政の支援を」というお尋ねでございます。

各伝統芸能団体の活動は、合併以前、以後にかかわらず、やはり地域に根差した取り組みが中心でございます。その中で、それぞれの伝統を守り育てていこうとする各保存会の果たす役割は非常に大きいものがあり、携わっていただいております方々には常々敬意を表しておる次第でございます。

中でも、和知地域には、和知民芸保存会があり、和知地域町民の有志の方々が地元の民俗芸能を一緒に支えよう、伝承しようとして活動されております。この保存会は、45年前の昭和37年に発足しておりまして、組織も強固なものであると拝察をいたしておるところでございます。集落の評議員さんが会費徴収や連絡の一切を引き受けて、保存会を支援されているとも伺っておるところでございます。

町としても、これら郷土芸能の継承発展を支援するため、活動のための補助金の交付や用具の修理のための補助を行うとともに、活動の場の提供などを行っているところでございます。また、後継者育成の観点から小中学生がこれらの伝統芸能に触れる場や実際に学ぶ場を保存会と教育委員会が連携して設けているところでございます。

今後も京丹波町の伝統ある文化をやはりそれぞれの地域の皆さんが中心となって守り育てていけるよう、町といたしましてもでき得る限りの支援をしまいたいと存じておりますので、議員各位におかれましても格段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

次に、幼稚園バスの件につきましては、先ほど議員お触れをいただきましたように、19年度の当初予算の中に盛り込みをさせていただいております。現在の送迎バスは、昭和63年8月に導入されたものでございまして、既に19年目を迎えようとしております。走行距離も20万キロを超えておりまして、メンテナンスには十分配慮をいたしておりますけれども、部品の調達に苦慮するケースも出てきております。このようなことから先ほど申し上げましたように、19年度当初予算で更新の予算化をさせていただいたところでございます。

次に、中学校の給食についてでございますが、これまでも教育長からお答えをいたしておりますように、町内2中学校の給食実施のためには、ハード、ソフト両面にわたっての総合的な考察が必要ですので、今西議員ご提案のご趣旨は一定理解いたしますけれども、実施の時期等については明確にお答えすることができませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今西議員さんの民俗芸能後援会の件につきまして、お答えをさせていただきます。

町長の方から答弁があったわけですが、現在町内各地で伝統芸能の継承発展にご尽力をいただいております、文化行政を担当する者といたしまして、改めて感謝と敬意を申し上げます。

ご質問にございました「民俗芸能後援会」のような組織立ち上げの件につきまして、一般的に後援会組織というものにつきましては、後押しする者と、される者の距離が近ければ、より機能や効果があらわれると思っております。そういった点で、まずは身近な地域の皆さんが支えるといった組織づくりが、その団体の発展につながるのではないかと存じております。また一方では、特別な後援組織を欲していない団体もありますなど、団体によって運営についての考え方も異なりますので、それぞれの団体に応じた支援の形があるのではないかと考えております。

幸いにも、京丹波町には文化協会が設立をされまして、第1回の文化祭も昨年の秋に盛大に開催をいただくなど、主体的に文化活動の推進に当たっていただいておりますことから、今後も協会とも十分連携を持ちながら、後援組織のあり方等につきまして研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西孝司君。

○7番（今西孝司君） 一問一問丁寧な答弁をいただきましたわけですが、あと少し追加の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、2月18日の日曜日に、下山区グリーンハイツ区、畑川ダム推進協議会が合同で栄農橋から上新田の間で不法投棄物の回収を行うボランティア活動を行いました。町長も参加をされておりましたので、私が一々申し上げるべくもありませんが、100人近くの方が参加をして、大々的に行われました。古タイヤやバイク、自転車などの大型ごみも含めて膨大なごみが集められました。こうしたボランティアにこぞって参加をされた下山地区の皆さんの行動は、自分たちの住む地域を愛し、思い入れを持つての活動であったと私は理解しております。

畑川ダムが建設されるのも目前に迫ってきています。少しでも環境を改善させ、ダムに対するイメージがよくなってほしいという地元の人々の真摯な気持ちのあらわれであると私は

思います。

そうした中で、このところ続けざまにダム建設反対のビラが新聞折り込みで届けられることに、地元の皆さんの中には、怒りすら感じられている方も少なくありません。住民の皆さんへダム反対の気持ちを訴えようとしてビラが届けられているのであらうと思いますけれども、逆効果になっているということをちょっとお知らせしておきたいというふうに思います。

下山地域の人たちは、多くの犠牲を払いながらも旧丹波・瑞穂の皆さんが安心して生活のできる水の確保のために協力すべく頑張っているというふうな思いがあります。

今年は冬の間の降雪も少なく、夏場の渇水が全国的に懸念をされております。そうしたことも踏まえてやはりダムは、こうしたことに備えるためにもダムが必要になるんだということも、やはり訴えていくべきであるというふうに思います。

畑川ダム推進協議会のメンバーは何度も説明を受け、理解できていますが、一般住民の方たちに、なぜダムが必要であり、今どのような状態になっているのか詳しい説明のビラをつくり、ダム反対のビラに対抗するビラを各家庭に届ける動きを担当課で行ってください。

そして、町長、議会内でダム反対の質問などがあつたときにも、ふろの中でへをこいたような答弁をしないで、ダム建設は既に決定していることであり、その決定に従って何が何でもやるのだという強い意志を持って、ただそれだけの答弁でよいというふうに私は思います。ああだ、こうだと申し開きのようなことを言うから、余計につけ込まれるのだと思います。

私は皆さんご存じのように、元は共産党の議員だったので共産党を悪く言ったり、けなすことは極力控えたいと思っておりますが、さきにも申したように、—————縄張りを荒らすなというような物騒なことを言われましたが、逆に言えば、共産党のビラがグリーンハイツに届けられますし、共産党の街宣車がグリーンハイツに入ってきます。自分たちがやっていることは気にならず、相手方がやっていることには縄張りを荒らすな、などという暴力団のような因縁をつけるのは、いかがなものかと思っておりますし、これが共産党の正体かと思われても仕方がないと思っております。

裏切り者、人でなしのようなことを言われれば、私も感情を持ち合わせていますので腹も立ちますし、つつい興奮もいたします。共産党は時々、手柄のひとり占めのようなことを言いますので信じてはいませんが、改めて聞いておきたいと思っておりますのは、みのりが丘への町水道の供給が実現したのは、本当に共産党の手柄なのか、成果なのかどうかということです。先ほど町長は、そうではないと言われましたが、もう一度はっきりとお伺いをしておきたいと思っております。

私はこれまでに共産党の求めに応じて、みのりが丘へ町水道が直結されたというようなこ

とは聞いたことがありません。白黒をつけさせておいていただきたいと思います。それを否定する意味でも、中台の住宅地にも町水道の供給する事業も進められていると聞きますが、町内の残りの新興住宅地へ給水を急ぎ、順次給水ができるように努めてください。

また、高知県の東洋町のように、核廃棄物の処分場として立候補しろというような物騒なことは申しませんが、旧和知町のヒヨ谷の埋立地は河川も改良工事が進められているようですし、工場誘致にも住宅分譲にも適した土地であると思います。埋立地であっても凝固材をまぜるなり、コンクリートパイルを打ち込むなりすれば、地盤沈下は心配のない技術が進化していますし、旧和知町の場合、水の心配はありませんので、町を挙げて強力に推進するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

先ごろ議会で訪問をした吉備中央町では岡山県と協力し、吉備高原中央都市に企業誘致を進めているとの説明がありましたが、我が町の面積は広く、各旧町にはそれぞれ多くの遊休地を抱えていますので、京都府の方とも協力して工場の誘致を進めるべきであると考えます。京丹波町総合計画基本構想の中のアンケート、若者たちが京丹波町に定住するために必要な取り組みでは、企業誘致等による働く場の確保がほかに飛びぬけて43.6%と高い結果になっているのも納得のできることであります。

また、畑川ダムの完成を急ぐよう京都府に申し入れを行い、一刻も早い本体工事の着手、完成を求めるべきだと考えます。このままの状態がストップをしたままですと、一部町民の中から反対署名を集めて、京都府知事、京丹波町長に提出しようとする動きも見られます。町長のところには既に署名は提出をされていますか。このままで、のらりくらりしていると、そのうちに届けられると思います。町民の半数以上の署名が集まるとは思えませんが、余りにも長く工事が中断されていますと、こうした動きも勢いづくことが懸念をされます。無量寿寺会の土地の買収が行き詰っているのならば、強制収用の手続をできるだけ早期に行ってもらようよう京都府に要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、ダム関連特別委員会も中途半端な名称のままにしておかず、畑川ダム推進特別委員会と名称を改め、ダム工事の推進を後押しする立場を明確にした委員会にするべきだと考えますが、町長の思いをお聞かせください。実質的には畑川ダムの建設を推進するための委員会なのですから、その本分を明らかにした方がよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、京都府の方に要請に行った方がよいのなら、全議員が知事に面談に行ってもよいではありませんか。京丹波町の強い思いをあらわすことが、京都府をも巻き込んだ大きな力となると思います。そのリーダーシップを町長が握って、まず、自ら行動を起こされるよう

強く要望するものであります。

民俗芸能の支援については、後援会のようなものをつくってほしいと申し上げましたが、既に旧和知町では、旧町内の四つの民俗芸能を守るための民芸保存会を組織して頑張っていると聞いておりますが、3町が合併をし、一つの町になったのですから、全町にそのことを訴え、会員を募ることも必要であると考えます。和知人形浄瑠璃の会長が言っておられましたが、これからはメンバーも京丹波町全体から募って広めていきたいし、旧和知町以外の学校からも求められれば指導をしていきたい、小中学生には礼儀作法も含めて指導を行ってきたいと、民俗芸能に寄せる熱い思いを話してくださいました。

町長は、このことに真摯に取り組んでいく考えは持っているのかどうかということ、改めてお聞かせいただきたいし、教育長は、その地域地域で支えていくのが一番よいというような答弁をさきにされましたけれども、やっぱり三つの町が一つに合併をして、これから一緒に頑張っていこうとしているのですから、もっと広く広めていくべきであるというふうには私は考えます。このことについて、もう一度教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

教育問題では残された中学校給食の問題、すぐには解決できないというような答弁でございましたけれども、やはり町民の中には、こうしたことに不信を持っておられる方もかなりありますし、老人の方からでしたけれども、老人だけを支援する予算を子供たちの方に回してでも、やはり子供の学校給食を実施していただきたい、子供たちが卒業して世の中に出ても、私たちのために町があんだけやってくれたんだと実感できるような施策をしていただきたいと話しておられた老人の方もいます。こうした人の思いをやはり町としてもくみ取って、ぜひとも中学校給食は早期に実施していただきたいと思いますので、そのことをお願いして、再質問いたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今西議員から特に、畑川ダムの建設にかかわりまして再質問をいただいたところでございます。このことは議員ご指摘のとおり本当に長く、地元も平成2年から対策協議会を立ち上げて、ともに丹波・瑞穂地域の新たな水資源をいかに確保するかということで、行政とともに白羽の矢が立ったといえますか、畑川で新規水源の開発をということに対して、どう受け止め、どう住民として考えていくかということで、私も当時議員として深くかかわらせてきていただいたところでございまして、いろんな考え方もあったわけですが、最終的にこの地域の水不足、このことを一町民として理解をしながら、それぞれの課題解決に向けて取り組んでいこうではないかというのが、対策協議会としての変わらぬ考え方であったというふうに思っております。

そうした中で、先ほどもお触れをいただきましたように、対策協議会の声かけもあったんだろうというふうに思いますし、また、下山グリーンハイツ両区が積極的なお取り組みをいただきまして、まずは、やっぱり水質保全を大切にすべきではないかと。周辺に住む住民として、そのことも直視しながら考えていくべきではないかということで、いろいろ協議をいただいて区民に呼びかけをされて、先ほどもございましたように2月18日に100名近くの皆さんが本当にこれまで、あの地域でそうしたことはなかったわけですが、本当に広い範囲、2トンダンプで30台以上でしたか、ごみを集めていただいて、本当に見違えるようになったわけですが。これもやっぱりダムができるという中で、周辺の町民として何とか多くの皆さんに、いい水をとるという思いもお持ちをいただいた結果、ああしたボランティアの活動につながっていったのではないかと非常に、私も参加をさせていただきまして、皆さんがその一つ一つごみを拾う中で、また、うず高く、どこまで掘ってもごみやなという中で、不法投棄をされたそれぞれの皆さんへの憤りでございますとか、結局こんなことをしても、最後は自分たちの税金で始末をせんなので、いわゆる天に向かってつばを吐くようなことやなど。つまらんことやなということ、それぞれ参加された皆さんがおっしゃっておいりました。そうした部分でも本当に多くの皆さんが一つの思いを、ああした活動に結集をされて、本当に行政を預かる一人といたしまして、うれしい思いでございました。

そうした中で、一方ではいろんな、今、公共事業で見直しも含めて運動がされておるのも承知をいたしておるところでございます。私はかねがねから、議員、ふろの中でへをこいたような答弁をするなということでございますけれども、これは旧町時代からしっかりした行政の考え方というのは貫かれておるというふうに思いますし、私もそれを踏襲しながら答弁をさせていただいておるつもりでございますが、あえてむけむけに申し上げる必要もないのかなという思いで、肅々と答弁をさせていただいておるということでございます。今、異常気象あるいは暖冬含めて、これから50年、100年先に水の確保が非常に大事な課題になる。そのときになって慌ててみても、もうどうにもならんということが言われるようになっております。そうしたことも含めて、それぞれ今は合併して一緒になったわけですが、和知は和知の地域の事情もありますし、丹波・瑞穂にもそれぞれ今日まで抱えてきた課題があるわけございまして、そうした中で安定的な水をどう確保するかということはずっと長い間、行政の大きな課題としてきたわけございまして、ようやく国の考え方もこちらに向いていただいて、ダム建設の運びになったわけでございます。このことについては京都府に対して本当に理解をいただいて、事業主体となって今進めていただいておりますことに、

本当に感謝を申し上げているところでございます。先ほども申し上げましたように、府と一体となってダム建設促進に向けて全力で取り組んでいく、この姿勢には全く動じることなく、変わることもないわけでございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

先ほど、みのりが丘への給水等につきましては、はっきり申し上げさせていただきましただけでございますし、改めてもう一回言えということでございますので申し上げさせていただきますと、どこかの政党が京都府に何を申されたか知りませんが、私どもに京都府から、みのりが丘を指して給水をせよというようなことは一切、私は伺っておりません。私は、先ほど申し上げました思いの中で給水をさせていただいた。これは、みのりが丘の住民の皆さん、そしてまた、今進めておりますほかの未給水地の団地の皆さん方の理解を得ながら、そしてまた、加入分担金も納入をいただいて進めさせていただいておるところでございますので、議員ご指摘のような関係の中で給水を開始したということは全くございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、反対署名等は届いているかというご質問でございますが、昨日、共産党議員の皆さん方から届けていただいております。1,000名余りの町内、町外の署名もつけて出させていただいております。町内850、町外200ということでございますが、こちらで見させていただきますと、かなり重複している名前も多いという中での1,000名余りということでございますが、そうした署名もいただいておりますことをご報告させていただいておりますが、先ほど申し上げました町としての姿勢については、こうした考え方もお持ちの方もおいであるということは、かねがね承知をいたしておりますし、私が今とらうといたしておりますのは先ほど申し上げましたように、町長選挙で公約として掲げさせていただいて、多くの支持者の皆さん方にそのことも理解をいただいて、今この場に立たせていただいておりますというふうに思っておりますので、強い意志でダム建設につきましては取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

その中でも企業誘致等もおっしゃってございましたし、このことは先ほども申し上げたわけでございますが、やっぱり企業誘致と一言で言いますが、なかなかこれまた難しいものがあるというふうに思っております。先ほどから申し上げておりますように、やっぱり京丹波町が魅力あるものにならなければ、なかなか、幾ら土地がありましても、それに適当だと思える場所がありましても、すぐさま誘致が決まっていくということにはならないというふうに思います。現状今、京都府の背骨として100キロの京都縦貫が整備をされておるわけでございますが、すべてがつながって初めて、その最大の効果が引き出せるものだろうというふうに思いますし、また、企業の皆さん方にとりましても、そのことが一番気がかりではな

かろうかというふうに思います。

現状、丹波綾部道路を今積極的に取り組んでいただいております、それぞれ2工区につきましても説明会も終わりました、今いろんな水路関係でございますとか、そうした説明をさせていただいております。第1工区につきましても順次、少し滞っております説明等につきましても、これから進めてまいるといっておりますが、そうしたことでこれから、先般も新聞でございましたように、2014年には京都府の道路公社へも参入をしまして、丹波綾部道路が完成をするということも公表されたわけでございます。また一方で大山崎―大江間、これにつきましても24年完成を目指して、今取り組みをさせていただいておりますが、既に久御山ジャンクションから大山崎につきましても、もう既に供用が開始されておるわけでございます、この部分が完成しますと先ほど申し上げましたように、本当に京都府の背骨としての整備が整うと。

こうした部分がございます、先ほどの水の確保でございます、いろんなものがしっかり整ってこそ初めて、企業も京丹波に目を向けていただけるのではないかとこのように思っております。そうした意味では非常に厳しい財政状況ではございますけれども、町は町としてできることを精いっぱい進めていながら、魅力あるまちづくりを進めて、企業の皆さんにも京丹波町に行って企業展開をしてみたい、こういう思いをいただけるような取り組みをしていきたいと思っておりますし、現状でそうしたことも含めて今も京都府を通じ、あるいはまた独自で積極的に、そうした企業誘致に向けての取り組みもいたしておりますが、今後もそうしたことを進めながら、しっかり水の確保、そして、それを有効に活用いただけるような、そしてまた、人口増につながるようなことにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、民俗芸能への支援でございますが、18年度もこうした保存会を中心として4団体に向けまして、ごくわずかでございますが、20万円の補助をさせていただいております。今後も先ほども申し上げたとおり、やっぱり魅力ある町というのは、どこから出てくるのかということになりますと、やっぱりこうした民俗芸能、伝統芸能、こうしたものが本当に脈々と受け継がれて、そこに本当に光り輝いているようなものが、いかにたくさんあるか、ないか、これがその町の魅力の大きな要因であると言えるのではないかとこのように思っております。十分なことにはなっていないかもしれませんが、そうした思いをしっかり持ちながら、でき得る限りの支援をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、私からの再質問の答弁をこれで終わりにさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 民俗芸能の関係でございますが、合併をして特に、和知の芸能あるいは文楽に触れる機会が増えてきて、本当にそのすばらしさ、また、よさに感動をさせていただいておるわけでございます。先ほど、地域地域で支えていけばというようなことでありましたけれども、決してそれだけではないわけございまして、それぞれの地域地域で支えていくこととあわせて、やはり京丹波町全体でそのすばらしさといいますか、その価値に気づいていただいて、京丹波町全体の財産として、すそ野を広げていく方策が大切なことであるというふうに十分認識をいたしているわけでございます。

まずは触れていただく機会ですとか、また、感動を覚えていただく機会を文化協会等とも連携を図りながら進めていかなければならないんじゃないかなという思いがいたしております。単なる人集めだけでなく、焦らず地道な努力が必要じゃないかなという思いがいたしております。町の一体感を図る意味からも、こうした文化が広く広まるのが大切なことございまして、教育委員会としても、できることは最大限努力をしてみたいと思っております。今後とも民俗芸能保存会の皆さん方ですとか、文化協会の役員の皆さん方とも十分連携を図りながら、こうしたすばらしい芸能が町全体に広まっていくような努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西孝司君。

○7番（今西孝司君） 時間が大変過ぎておりました申しわけないんですけども、町民人口の拡大の件について、もう一点だけ町長にお伺いしておきたいと思っておりますのは、今、畑川ダムの工事はストップをしておまして、余り進展が見られないということで、無量寿寺の所有しておる土地の問題の解決がまず大切だろうと思っております。初めにお伺いをいたしましたように強制収用ということも前、ちょろちょろと聞いたことがあるんですけども、そういうことの今の状態はどういうふうになっておるのか。また、京都府がそのことに関してどういう動きをされておるのか。少しでも早く本体に着手をしないと、さっき町長も申されましたように反対署名が届けられたというようなことで、そうした動きがやっぱり元気づいて活発になってくるといことも懸念されます。

これまでに決定されたことは、もう翻すことはないやと町長は、さっき強い答弁をされて安心しておるわけなんですけれども、やはり下山の住民の皆さんは、ああいうボランティア活動にも出て、ダムの推進に力を合わせて取り組んでいこうかというふうに盛り上がっておるので、そういう盛り上がりをややはり下火にさせない意味においても、やはり少しでも早く本体工事に着手することが重要やと思っております。京都府の方へ議会としても要望に行

く必要があるんだったら皆さんまた一緒に行って、知事に面会をして要望をするというような取り組みもしていく中で、やはりまちづくりに欠かせないダム建設を一刻も早く、実体のものとしてあらわれるようにしていただきたいというふうに思いますので、そのことをいま一度町長にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ダムの建設がストップしているのではないかとということでございますが、今、関連いたします235号町道の付け替えでございますとか林道の付け替え、こうした部分を進めていただいておりますが、ご指摘のとおり用地につきましては、70%は買収が済んでおるわけでございますが、30%については無量寿寺を中心として今、京都府で積極的にお取り組みをいただいております。これは、いずれの場合でも同様だろうというふうに思いますが、そのダム建設に賛成反対ということで長引いているのではないしに相手様のいろんな思い、また、目的なしにあの場を買収求められたということではないわけですので、そのことが他に移った場合にどう展開できるか。こうしたことも含めて慎重に内部検討をされているというふうにお伺いをいたしておるところでございます。京都府もいつまでも、そうしたことを待つということにもいかないということもありまして、特に、私どもの水不足の実情については深くご理解をいただいております。京都府の第1号のダムとして積極的に取り組みをいただいております。そうした中で収用法の手續も並行して今、相手方と交渉をいただいておりますというふうにお伺いしております。近いうちに用地の問題についても解決できるのではないかとこのように思っているところでございます。

また、議会の皆さん、そしてまた対策協議会含めて、京都府に要望してはということでございますが、昨年も行かせていただいたわけでございますが、今申し上げましたような状況も見きわめながら、町として京都府に強くお願いをしていくということも必要であろうかというふうに思います。また、適切な時期を見計らって、議員の皆さん方にもご無理を申し上げるかもしれませんが、その節にはご協力を賜りますようお願いを申し上げて、3回目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 次に、小田耕治君の発言を許可します。

8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 早速ですが、ただいまより3月定例会における一般質問を行います。

私は、さきに通告しました「ケーブルテレビによる情報基盤の一元化」について、次の3点について質問します。

1点目は、瑞穂地域の瑞穂ケーブルテレビ、丹波地域の有線ファクスや地域イントラ、和知地域の地域イントラや行政防災無線などの情報通信設備の現状と課題について。

2点目には、CATV化、テレビ放送の地上デジタル化に直接関連がある、難視聴対策設備の現状と今後の考え方について。

3点目は、旧3町間で大きな違いがある情報伝達方式の一元化に向けて、今後どのような考え方、どのようなスケジュールで進めていくのか。その方針についてお尋ねをします。

町長は、昨年12月の広報京丹波のインタビューで、情報基盤の一元化の実施について、この施設を単純にテレビだけの部分的な問題でなく、町民の福祉の中、生活の中にどのように生かしていくのか。また、事業費や町民の負担などを検証していかなければならない。めどとして、任期中に幹線の光ケーブルを敷設するなど「動脈部分の整備」を行っていきたい。その進め方については、しっかりとした実施計画を立てた上で町民の皆さんに説明を行い、意見を聞きながら、慎重に取り組んでいききたいと。その方向性、考え方を示されました。

17年度には、約2億7,600万円をかけ、CATV化に対応できる設備として和知地域イントラネット基盤整備事業が完成し、18年度には「京丹波町有線TV高度化における基本計画策定業務」として324万円を予算を計上されており、年度末には具体的なものが見えてくると思っておりましたが、現時点では具体的なものは見えてきません。

一方、日本国内では2011年（平成23年）7月には、TV放送がアナログ放送から地上デジタル放送に変更になり、TVの受信設備の変更が必要になります。

CATV化が完了している瑞穂地域では、現在アナログ放送とデジタル放送の2本立てで送信しており、鮮明な映像を受信することができるようになってきていると聞いております。しかし、丹波・和知地域では難視聴対策として、各地域でTV共聴組合などを設置し対応していますが十分ではなく、また、地上デジタル放送への対応は、町のCATV化の方針待ちになっています。

町長の公約であります情報基盤の一元化方針と、TV放送システムの変更には大きな関連があり、町民にとっても大きな関心事項であります。特に、地域の住民で組織するTV共聴組合にとっては、町の方針により今後の組合運営が大きく変わってくることも考えられます。

18年度の予算執行の中で、既存設備の現状把握や構築する設備の基本方針や構想、事業費の概算、資金計画などの整理がされたものと思います。機能面、事業費、町民の負担等について、具体的な方向性を明確にして、住民レベルの議論を深め、地域と一体となった取り組みを進めるべきと考えます。

1点目の瑞穂地域の瑞穂ケーブルテレビ、丹波地域の有線ファクスや地域イントラ、和知

地域の地域イントラや行政防災無線などの情報通信設備の現状について伺います。

瑞穂ケーブルテレビは、既に京丹波町として運用しているケーブルテレビであり、この現状を把握し分析することは、ケーブルテレビによる情報基盤の一元化に向けた取り組みには非常に大切であると考えます。

瑞穂ケーブルテレビの伝送路は、光ケーブルと同軸ケーブルを組み合わせた光同軸ハイブリッド方式で、放送系と通信系の機能を持たせた設備になっていますが、開局から3年が経過した現在、設備面・機能面での問題点や課題があるのかどうか。

また、維持管理面で、台風や大雪などの自然災害や道路工事などによる支障移転、故障対応などの仕組みはどのようになっているのか。また、停波など大きな故障の実績とその影響、今後改修が必要な設備があるのかどうか。

使用料など住民負担の面で、加入金が8万円、基本使用料が月2,000円という負担は、非常に大きいと思いますが、現在の料金体系に対する評価はどうか。

次に、丹波地域の有線ファクスと地域イントラについてであります。

伝送路は、光ケーブルとメタル線で構成されていると聞いております。農業気象情報、ファクスや電話、インターネット接続サービスなどを提供する設備になっていますが、同じく設備面・機能面での問題点や課題があるのかどうか。また、伝送路の支持物の所有者割合と共架料金の仕組みはどのようになっているのか。

維持管理面で、台風や大雪などの自然災害や道路工事などによる支障移転、故障対応などの仕組みはどのようになっているのか。また、停波など大きな故障の実績とその影響、今後早急に設備の改修が必要なものがあるのかどうか。

使用料など住民負担面で、使用料や手数料、設備の移転などに伴う住民の負担はどのような仕組みになっているのか。また、課題はあるのかどうかをお伺いします。

和知地域の地域イントラにつきましては、CATV化を前提として設備を構築してから1年が経過しようとしています。現時点での課題や問題点があるのかどうかをお尋ねします。

2点目のCATV化、テレビ放送の地上デジタル化に直接関連がある、難視聴対策設備の現状把握の状態とCATV化に向けての今後の考え方について伺います。

丹波・和知はほとんどが難視聴地域であり、それぞれの地域（地区）でテレビ組合などを設置して対応していますが、その規模や設備の老朽状態に大きな違いがあります。

TV組合としても、地上デジタルテレビ放送に向けた対応、設備の維持管理をしていかなければなりません。町の進めようとしているCATV化の方針待ちになっている状態があります。

CATV化に向けた現況調査として、地域のテレビ組合などが所有する設備の調査をされたのか。また、その結果はどうであったのか。CATV化設備に組み入れることができる設備なのかどうか。

また、テレビ組合として、地上デジタル放送に向けての取り組みを今後していかなければならないのかどうかをお尋ねします。

次に、今後の進め方についてであります。

機能面、財政面、住民負担など制約条件は多くありますが、課題達成のために具体的な取り組みを進めていかなければならないと考えます。6点伺います。

(1) 基本的な設備構成・機能面について、現在までどのようなものを検討し、どのように整理をされたのか。

(2) 地域のテレビ組合などが所有する伝送設備を、CATVの伝送路に組み込む考えがあるのかどうか。

(3) テレビ組合やNHKなどと協議する部分がたくさんあると思いますが、説明や協議についての考え方はどうなのか。

(4) 加入金、屋内工事費、利用料など、住民の負担が伴う事業であり、十分な説明と理解が必要であります。いつ、どのような方法で住民に説明をするのか。

(5) 財政計画の中に組み込みはできたのか。また、その財政計画の内容はどうなのか。

(6) 今後進めていく上のスケジュールはどのようなものか。

以上について、住民が関心を持ってこの問題に向き合えるよう、具体的な解答を求めます。これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員お尋ねの詳細については、後ほど担当課長から回答させますが、私からは今後の方向性とスケジュール等について、答弁をさせていただきたいと存じます。

3町の情報網の現状や違いは、今まで何度もご質問があり、答弁させていただいたことと何ら変わりはありません。殊さら詳しく申し上げるのは控えさせていただきますが、公約で申し上げましたとおり、町内の情報網統一を目指し、現在その計画を急ぎ取りまとめ中であります。

基本的には、CATV網の統一を図る方向であり、現状の瑞穂CATVを軸として、丹波、和知エリアに拡張する方向でございます。また、この業界は日進月歩の目まぐるしい技術革新の世界でございますので、何がよいかは、GOサインを出す直前までよく考慮して見きわ

めたいと思っております。

今後の予定といたしましては、平成23年7月にテレビ放送電波がアナログからデジタル放送に切りかわりますので、その前までには何としてもやり遂げる必要があると考えております。平成23年4月を目標設定として、19年度におきましては実施計画に入り、伝送方式や伝送ルート、システム設計等を樹立し、国や府と協議をしまいたいと思っております。平成21年度から宅内工事に入れるよう考えております。なお、財政面といたしましては、国庫補助を中心とし、「過疎債」と「合併特例債と合併推進補助金」の活用を予定いたしておりますが、実質公債費比率の影響を少しでも緩和させる必要がありますので、償還期についても考慮し、計画したいと考えております。

また、現在の町内の共聴組合とは、この事業が進捗することで、随時、説明協議を行い、よりよい事業展開へのご協力とご理解を求めていきたいと考えております。

以上で、小田議員への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 小田議員様のご質問に対しまして、私の方からは細部にわたる項目についてお答えをさせていただきたいと考えております。

まず、最初の瑞穂ケーブルテレビの現状でございますが、その設備と機能でございます。

議員仰せのとおり、瑞穂ケーブルテレビは、主要幹線部に光ケーブル、支線から家庭への引き込み部分に同軸ケーブルを使用いたしました光同軸ハイブリッド方式でありますHFC方式を採用して、広帯域化を図っております。

したがって、高周波数帯域でございますUHF帯域でございますが、地上デジタル放送を周波数を変えずに伝送するパススルー方式によりまして、各家庭へ送ることができておりまして、ご質問にもございましたように、17年の9月からは地上デジタル放送も再送信しているところでございます。このほか放送系サービスに関しましては、自主放送番組をはじめ地上波8チャンネル、BS2チャンネル、CS11チャンネル、BSデジタル8チャンネルを再送信し、さらに、FM放送も4波再送信しております。

また、通信系につきましては町内の無料有線電話、IP電話でございますが、これによりまして告知放送、それからまた、インターネットの接続サービスも行っている状況でございます。

そこで、開局から3年が経過しつつある瑞穂ケーブルテレビの設備面、あるいはまた機能面での問題点や課題についてでございますが、課題という点では、今後、自主放送番組につきましてもデジタル化を図る必要があると考えております。今回の情報基盤整備として取り

組みます有線テレビの高度化計画の中で、あわせて検討をしてみたいと、このように考えているところがございます。

また、通信系に関しましては、特にインターネットの環境につきまして、既に一定の高速化も図られているところではございますが、2010年を目標年次とした次世代のブロードバンド戦略の整備目標でございます上り30メガビット/秒は満たしておりませんので、このためにはHFCにおけるケーブルモデムの高速化、またはFTTH化が必要と考えているところがございます。

続きまして、維持管理についてでございますが、台風や大雪などの自然災害への対応ですけれども、まず、これらに伴います手入れに関しましては、情報センターはもちろんでございますが、各加入世帯に無停電電源装置を配備しておりまして、2時間の停電に耐えられる仕組みとなっております。この間に緊急時の告知放送による情報伝達を図るものでございます。

なお、伝送路が破損され、停波したような場合、電源供給が停止した場合などは、情報センターに設置しています感知装置がそれを認識いたしまして、職員の携帯電話にメールが飛ぶ仕組みとなっております。この復旧につきましては、職員または補修契約をいたしております業者が現地対応をいたすことになっております。その他通常の電話機等の故障は、随時職員の方で対応させていただいている状況でございます。

また、道路工事などによる支障移転につきましては、共架柱については関西電力やNTTから、自営柱については道路管理者から連絡が入ることになっておりまして、移設工事を実施している状況でございます。

停波についてでございますが、落雷などによります一時的な停波はございますが、システム的な故障は現在までございませぬ。今後の設備改修につきましてはですが、先ほど申し上げましたように、自主放送設備のデジタル化対応や、それに伴いますハイビジョンカメラの購入、インターネットの高速化のための改修が考えられますが、既存の設備につきましては、バッテリーや機器類等、耐用年数の関係もございませぬが、差し当たって大きなものはないと考えておるところでございます。

それから次に、使用料などの住民負担でございますが、加入金の8万円は、加入者宅に設置いたします整備工事当時の実態的な物品金額をもとに算出したものでございます。告知端末機、無停電電源装置、電話機の代金を積み上げたものでございます。

なお、実際には条例で特例を設けておりまして、ケーブルテレビの開局までに加入された方につきましては、補助事業として整備が行えるために、1万円の加入金とさせていただ

ております。したがって、現在、ご加入いただいているほとんどの方につきましては、この1万円での加入になったところでございます。

利用料につきましてですが、月額2,000円をちょうだいしております。以前の有線電話の利用料が月額1,260円ございました。近隣のケーブルテレビのみの利用料が500円から大体1,000円ぐらいであったこと、またさらに、共聴組合がございまして、組合費や将来の改修費用を勘案した中で、この2,000円というものは決定したものでございまして、受益者負担としては妥当というふうに考えさせていただいているところでございます。

次に、丹波地域の現状についてでございます。

まず、設備面あるいはまた機能面での問題点や課題ということでございますが、丹波町の地域有線情報システムにつきましては、センター設備が老朽化し、電話交換機をはじめといたしまして、機器類について保守対応期限が過ぎておりまして、切れている状況でございます。また、故障時におきましては、この代替部品を手配し、何とか対応をさせていただいている状態でありまして、これまで同様の状態で維持していくということは非常に困難な状況となってきているところでございます。

同じく、丹波地域のインターネットの接続サービスにおきましても、使用機器がファイアーオール等で行っておりまして、保守対応の期限をもう迎えるものもございまして。今後、後継機種などへの機器の交換が必要となってきているような状況でございます。

また、伝送路につきましては、幹線の光ケーブルにつきましては、現在、空き心線がない状況でございます。また、支線で使用いたしておりますメタルケーブルにつきましては、映像をそのまま配信できる容量がございません。したがって、現在丹波地域に整備されております伝送路につきましては、CATV網として活用することは、物理的には不可能ということでございます。

それから、現在の伝送路の支持物の所有者の割合と共架料金の仕組みでございますけれども、伝送路の支持物の所有割合につきましては、関西電力さんをはじめとする民間の柱の方を利用させていただいているのが63.2%でございます。自営柱で対応させていただいているのが36.8%という値でございます。内訳は、やはり関西電力さんの柱が最も多い状態でございます。1,726本ということでお世話になっております。その次に、NTTさんの柱が302本、それぞれ共聴組合等が柱の方も立てていただいておりますので、そちらの方をお借りしている部分で264本、それに自営柱を合わせさせていただきますと3,628本の柱を利用しながら、現在の伝送をさせていただいている状況でございます。

また、共架としてお世話になっておりますので、それに必要となります共架料金でございますが、年間で114万6,500円ぐらいのお金ということでございます。

それから、この施設の維持管理でございますけれども、まず、支障移転につきましては、大体年間で43件程度、これも平均値でございます。主な理由といたしましては、道路の拡幅工事などによるものが主たる原因となっております。

故障対応についてでございますが、支線の伝送路につきましては、丹波情報センターで対応をさせていただいております。センターの中の設備及び光ケーブルの融着を伴うもの等の機器故障等につきましては、一部保守委託をさせていただいて、その中で対応をさせていただいている状況でございます。

今年度でございますが、昨年8月に非常に大きな雷がございました。この雷の影響により被害が2回発生しております。この雷の影響によりまして、1,090世帯程度のご家庭の加入者におきまして約2日間、一時不通という状況が発生いたしました。これにつきましては、その対応を機器が古い関係等々もございまして、いち早く対応をさせていただいたんですけれども、2日間という日数を要したところでございます。

また、この雷によりまして、30台程度のインターネットの接続用の通信機器が被害を受けまして、機器交換をさせていただいたと、このようなところでございます。その他には、それほど大きな影響は生じなかったということでございます。

次に、使用料と加入金でございますけれども、有線情報システムへの一般家庭の新規加入金につきましては、5万2,500円ということに定められております。使用料につきましては月額1,575円。また、工事費といたしまして、引き込み柱から宅内の通信機器までが大体、平均で約1万2,000円ぐらいが必要となっております。これにつきましては部材費等も一緒に含ませていただいております。屋内のみで移転をされる場合につきましては、工事費用として約4,200円ちょうどしているところでございます。

また、加入を取りやめられる、いわゆる廃止という状況になりますと、引き上げの工事賃をちょうどしているところでございまして、このお金が8,400円ということで定めさせていただいております。

インターネット接続サービスにつきましては、加入金は5,250円。接続用の通信機器でありますモデムの賃借料といたしまして1万6,800円。それから、屋内の配線工事で大体5,000円程度が必要となっております。また、利用料につきましては、基本サービスで月額2,100円ということで定めさせていただきまして、利用をいただいているとこ

るでございます。

それから、次の和知地域のイントラの現状でございますが、和知地域のイントラ整備におきます光ファイバー網につきましては、今後のケーブルテレビ整備の伝送路として利用するよう、ケーブルテレビの実施設計をしていく予定をしております。なお、伝送路の構築形態を各ご家庭まで光ファイバーを敷設するF T T H方式とした場合におきましては、地域によって光ファイバーの心線数が不足する可能性もございます。実施計画を行っていく上で有効的な利活用が整備できるように検討をしてみたいと、このように考えております。

それから、難視聴対策設備の現状と今後の考え方でございますが、その中で最初にご質問でございますテレビ共聴組合の所有する設備の調査は行ったかということでございます。

テレビ共聴組合の有無につきましては、ほぼ把握をさせていただいております。テレビ共聴組合におきます設備状態に関する調査までは、まだ行えていない状況でございます。

また、現在の共聴組合のご所有になっておられます施設におきます地上デジタル化の対応についてでございますが、全町的にケーブルテレビの整備を行いました。情報網の統一を図っていくということを計画させていただいております。これは先ほど町長の方からお話があったとおりでございますが、それに合わせまして平成23年7月24日をもって、アナログ波が地上デジタル放送へ切りかわってまいります。この地上デジタル放送への対応も整備の一つと考えておまして、難視聴解消に向けて取り組みを進めていきたいと、このような考えを持っております。

最後に、今後の進め方でございますが、基本的な設備構成、機能面についての検討でございます。現在運営中の瑞穂ケーブルテレビを基本として、設備面あるいはまた機能面をどのように、丹波、和知地域に拡張するかを重点に検討を行ってきました。

設備構築、特に伝送路につきましては、各家庭まで光ファイバーを敷設いたしますF T T H方式と現在瑞穂地域で行っております幹線を光ファイバー、各家庭への引き込みは同軸ケーブルで行いますH F Cの方式であります。超高速、それから大容量のデータ送信につきましては、やはりF T T H方式が有利な方式ということになっております。

また、構築費でございますが、現状ではF T T H方式が少し高額でございます。社会需要そのものは、F T T H方式へと移行しつつございます。構築費につきましては、将来的にH F C方式より安価となる可能性は大いに考えられるところでございます。したがって、今後の実施設計におきまして、より安価で効率的で、かつ長期にわたって使用可能な伝送路方式の決定を行っていききたい、このように考えております。

機能面についてでございますが、基本機能といたしましては、自主放送テレビの再送信、

これはデジタル化が完全に移行いたしますまではアナログ、デジタル両方での再送信という形になろうかと思えます。それから告知放送、IP電話を行いまして、追加機能といたしましてインターネット接続サービス、あるいはまた他チャンネル放送等を行う予定といたしております。

それから、現在のテレビ共聴組合が所有されております伝送路への引き込みでございますが、テレビ共聴組合等が所有されております伝送路などにつきましては、構築年度がそれぞれ異なっております。老朽化が進んでいるものもあるようにも聞かせていただいております。また、現在のケーブルテレビや地上デジタル放送への対応が可能なものか、今後のブロードバンド環境に対応できるものなのか、さまざまな課題や問題があり、調査は必要というふうに思われます。しかし、仮に伝送路方式をFTTHにした場合につきましては、すべて光ファイバーになってしまいますため、テレビ共聴組合への現在の施設を用いての引き込みは不可能ということになります。

それから、テレビ共聴組合やNHKとの協議が発生するが、説明や協議は、というご質問でございますがテレビ共聴組合やNHK等につきましては、本町における整備概要の説明を今後進めていくことといたしております。テレビ共聴組合における課題解決に向けての事業でもあると位置づけて、双方において理解を深め、よりよい事業展開が図れるよう協議などを行っていきたいと考えているところでございます。

また、NHKなどへの放送事業者へも事業展開の周知をさせていただきますとともに、事業に対する協力等も依頼していきたいと、このように考えております。

次に、住民負担等の住民説明をどのような方法で、いつごろにというお話でございますが、本町における重要事業でございますので、十分に説明を行っていくことを予定させていただいております。なお、概略的な部分を町政懇談会、あるいはまた広報誌などを通じて、お知らせしていくことといたしております。加入金及びまた使用料、申し込みなどの詳細な部分については、別途説明を行っていく必要があると、このように考えさせていただいているところでございます。

それから、財政計画の内訳でございますが、少し町長がお答えいただいた部分と重複する部分も出てきようかと思えますが、本事業につきましては、合併時に策定いたしました新町まちづくり計画及び新町において策定いたしました過疎振興計画、また、さきに答申がなされました丹波町総合計画の中でも重点事業として位置づけでは、なされているところでございます。財政計画は、具体的な補助事業メニューが確定していない状況でありますけれども、あらゆる可能性のある財源を確保するべく調整を行っていく考えでございます。まずは国

庫補助事業を中心として、その動向により過疎債の活用と、それから合併特例債、あるいはまた合併推進補助金の活用を二段構えで想定しているところでございます。

地方債の性格といたしまして、過疎債が充当率100%、交付税の算入70%に対しまして、合併特例債につきましては充当率95%、交付税の算入70%及び、これに合わせて合併推進の補助金の併用が可能となっている状況でございます。

今後のスケジュールでございますが、全地域供用開始を平成23年の4月に目標を設定させていただきまして、事業展開を図りたいと考えております。平成19年度につきましては実施計画をさせていただき、この中で伝送方式あるいはまた伝送ルート、システム設計等を確定させていただきまして、平成20年からの構築に向けての取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、国や京都府と十分に協議を行わせていただきまして、より有利な財源確保が図られるよう調整を行っていききたいと考えているところでございます。

構築では、幹線の敷設、それと連動しての支線の敷設を行いまして、一方で、瑞穂情報センターの改修等を行っていく予定でございます。また、平成21年度からは宅内工事に順次入っていけるような調整も図っていききたいと考えておるところでございます。

以上をもちまして、小田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） それぞれ詳しくお答えをいただきました。2点ほど、もう一度質問をしたいというふうに思います。

まず、それぞれ各地域の情報格差の問題については今までにも述べてこられたところでございますが、もう一度おさらいをしてみますと、丹波地域につきましては告知放送、これは全町単位あるいは旧村単位、区単位でできるような仕組みになっております。その中で緊急事項の通報とか、お悔やみ放送ができるというふうなことで、通話につきましては、加入者間の通話が電話でできるようになっている。ファクスについても行政情報等のファクス一斉送信、あるいは気象情報や行政情報のファクス、音声による取り出し、それに加えて、インターネットの接続サービスというような情報基盤ができているわけでございます。

先ほどの説明によりますと、かなり老朽化しているというお話がありましたが、現在もこういう機能を維持しているものというふうに思っております。

瑞穂地域につきましてはCATV化ということで、同じく告知放送については、それぞれ放送施設を区長宅なり農家組合長のお宅、あるいは公共施設に設置して、この地域につきましても全町、旧村、区単位での告知放送が可能。通話につきましては加入者間の通話。ファ

クスにつきましては、公共施設なり集落公民館、区長宅等、ファクス機を設置して、一般加入者も個人負担によります設置が可能というようなことで、インターネットサービスについても対応できるということで、当然、テレビ、ラジオの再送信ができるというような機能を持っております。

和知地域につきましては、行政からの告知放送は行政防災無線で実施しておるというような形で、放送内容につきましても、かなり制限があり、繰り返し確認ができないというような状態でございます。時間的なものも朝、夕、それぞれ時間帯が決められて、その時間帯でなければ内容の確認は別の方法をとらなければならないというような状態の、情報基盤の格差というのは大きく出ております。

先ほど来説明をいただきました中で、現在、瑞穂のケーブルテレビについては十分機能しているということで、和知地域については17年度に各集落までの光ケーブルによる伝送路が構築されております。先ほど、F T T Hなりハイブリッド方式なりの比較検討がこれからされていくというようなお話を聞かせていただいたんですが、素人的に判断しますと、瑞穂のC A T Vセンターと和知の支所を光ケーブルで結んで、そこに中継局を設置したら、それぞれ瑞穂と和知の各集落間は伝送路で結ぶことができ、仮に光、同軸のハイブリッド方式でC A T V化をするのであったら、あとはもう同軸の伝送路を構築すれば、伝送路が完成するというふうに思います。

改めて基本的な設備構成についての考え方を伺おうと思っておったんですけど、これから検討するというごことですので、構築時期につきましては判断も含めて、設備投資額も大きく変わってくるというふうに思うんですが、余り変わらないという話でしたんですけども、基本的には既設の設備を使っていくのが賢明じゃないかなあということを思っております。

それから、地域のテレビ組合などが所有する伝送設備についてでございますが、C A T V化方針が出た後も、それぞれ平成16年に数百万円なり1,000万円を超えるような金額を投資して、全面的な改修をした地域もございまして、17年になっても200万円ほどの投資をして、テレビの共聴施設を改修した地域もあり、また、これから早急に改修が必要やと思っているテレビ共聴組合もあるようなことを聞いております。

そのような中で200世帯以上をカバーしている、しっかりとした伝送路を持っている組合もありますので、このような設備は、先ほどのハイブリッド方式でしたらC A T Vの伝送路に組み込んで、活用できるのではないかとというようなことも考えております。仮に、F T T Hというような光での伝送路すべてを構築することになりますと、つくったところの設備

を廃止していかないといけないというようなことも生じてきて、これは、つくった側も、これを廃止する側も、これまたかなりの費用負担が絡んでくるというようなことも考えます。

このような中で今後、住民への説明について、早い時期に考えられる設備構成なりを整理して、地域住民で組織する共聴組合と、まず個別の調整を進めていくべきというふうに考えます。この件につきまして、やはり住民懇談会で概要を説明するにしても、どのような選択肢があるかということが事前に示されていないと、懇談会でこういうような形で考えていますというような形になりますと、その場で意見交換することができません。ある程度基本的な知識を持っている組合なりと協議調整することがあってもいいのではないかなというようなことを思っております。

この組合との協議調整、これをできるだけ早い時期、新しい19年度が始まって、早い時期に協議をしていただいた方が賢明だろうというふうに考えております。そうでないと、先ほど申し上げましたように、19年度の間は地デジ対応をしていくというような共聴組合もできてきたりして、二重投資というのが出てくるんじゃないかなあというふうなことも思いますので、この点について今後、住民への説明を早い時期にやっていく考えがあるのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 今、小田議員さんからのご質問ございましたように、今後、この方式の決定につきましては、やはり時代の日進月歩によります技術革新によりまして、今後、一般的に普及をいたします部材等につきましては、将来の価格は安価になってくる。それから、一般的な形と異なります部分につきましては、やはり高騰してくる等々がございます。将来の維持管理も視野に入れた中で検討をしてまいる必要があると、このように考えております。

私どもも、この19年度の予算の中に計上させていただいておりますように、今年度19年度におきまして、この全体の伝送路の形態及び費用についても求めさせていただくというようなことを計画させていただいております。できる限り早い状況で、この方式等につきましては取り決めをさせていただく中で、その住民への説明をさせていただきたいと考えております。現在のところ大体、その方式等の決定を見させていただけるのが7月には、その懇談会を持たせていただいて、何とか住民への説明もさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩といたします。再開は、1時30分からといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、本日の午後の本会議に、森田瑞穂支所長から他の公務のため欠席する旨の届けを受理しております。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成19年3月議会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、住民負担増についてお伺いいたします。

2006年度に半減された定率減税が2007年度には全廃となります。所得税は1月からの実施で、サラリーマンは1月の給与から、年金生活者は2月支給の年金から廃止がされております。

住民税は、6月に定率減税の廃止と税源移譲による住民税率の引き上げが同時に実施されます。政府は、6月の住民税の増額が税源移譲によるもので、所得税の減額と一体でプラスマイナスゼロと言いますが、定率減税廃止分は確実に増税となります。定率減税が廃止されることによる増税額は、所得税と住民税についてどうなるのか、また、税源移譲による影響はどうなるのか、お尋ねをいたします。

次に、2006年度の定率減税の半減による増税の影響で、今年4月から保育料が上がる世帯が生じることが心配されているところです。保育料は前年の所得税額によって決まるからであります。定率減税が20%から10%に半減したために収入が変わらない、あるいは減りぎみであっても、2006年度の所得税額は増えています。

そこで、お伺いをいたします。本町の保育料は、保育費用徴収規則の「保育所徴収金基準額表」に基づいていますが、規則を改定しなければ、保育料の階層区分が上がり、値上げとなる人があるのではないのでしょうか。定率減税の半減による増税が保育料のアップにつながるよう処置すべきと考えますが、どうされているのでしょうか。

次に、住宅改修助成制度についてお聞きをいたします。

三位一体改革による国から地方への税源移譲と税制改正により、今年から所得税と住民税が大きく変わります。昨年の2006年度で、2004年度から政府が進めてきました国と地方の財政に関する「三位一体改革」が一区切りとなりました。補助金削減は、2003年度に前倒しで実施された分を含めると5兆2,000億円になります。一方、その財源とし

て手当てされる税源移譲は3兆円であります。8,000億円は交付金化されましたが、総額としては大幅な財源不足であります。

この税源移譲について、2006年の税制改革は、2007年度に所得税と住民税の税率を変更して、約3兆円の税収を国から地方に移すと決めました。2006年度は、その税源移譲に相当する金額が「所得譲与税」として配分されておりました。今年は税率の変更が行われ、所得譲与税分が税源移譲になります。個人住民税所得税の税率は、これまで3段階でありましたが、一律10%統一になり、住民税の課税所得額が200万円以下では、標準税率は現行の5%から10%に引き上げられ、同700万円を超えるものの税率は13%から10%に引き下げが行われます。一方で、所得税の税率は、4段階から6段階になり、所得税の課税所得が195万以下の税率は10%から5%へなります。

2006年度に配分された所得譲与税は約3兆円で、2007年度に税率変更により所得税から個人住民税に移されます。交付税制度では、税収の25%が「留保財源」として自治体の余裕の財源となります。そのために2007年度は、この25%分の留保財源分が実質的な増収分となります。

本町の予算で見ると、2006年度の所得譲与税は1億2,500万円であり、その25%である3,100万円が2007年度の税収増になります。そこで、この財源を使って、住宅改修助成制度の創設を行い、地域経済の活性化を行うべきと考えます。

今、農業でも商店でも業者の皆さんも本当に仕事や収入が減って大変だという声を聞いております。住宅改修助成制度は住環境の向上をもたらし、地元業者の方が仕事を施行することで地元の各業者に経済効果を与える制度で、助成額に対する施工金額は10倍にも上り、地域経済への波及効果が大きいことが立証をされております。町長の見解をお聞きいたします。

第3に、畑川ダム問題についてお聞きをいたします。

国の三位一体の改革や市町村合併などで地方の政治は激変をしました。そして、それは私たち住民に、地方自治体の「財政難」という認識を植えつけました。本町もこれを理由に、さまざまな住民要求に対する回答について「お金がない」ということが決まり文句になっている状況であります。今また、暮らしの方も仕事がないということで大変であります。そうした意味では、公共事業は、住民の立場から必要性や緊急性について、しっかりと検証をすることが必要であります。

そこで、私は、12月議会に引き続きまして、ダムと水道統合整備事業についてお聞きをいたします。水道事業は平成10年からスタートし、事業費が約159億円、これまで10

0億円余りの事業を推進してきました。その成果として町長の水不足の解消に向け、水源の確保、管路等の整備が進んだとの答弁どおりに、新たに3,615トンの水が確保でき、既存の水と合わせて9,100トンの水確保ができました。また、21の簡易水道が連結をされて、水の融通がし合えるようになりました。

9,100トンある中で、平成16年度において、1日に使用した生活用水と業務用水の最大使用水量は6,422トン、平成17年度が6,636トンで、既存水量の9,100トンに対し2,500トンの水が余っていると指摘をいたしましたが、その数値は使用実績のみの数値であって、水道統合事業の計画では1日最大数量は、この生活用水と業務用水以外に消防用水や濁り水、工事施工時の管内洗浄水、漏水などによる水量を加算したものであると答弁をされております。

例えば、17年度の最大使用水量6,636トンは、余裕を含んだ水量であり、その77%の5,114トンが水道メーターに換算できる水量であります。6,636トンに消防用水、濁り水、洗浄水、漏水を加算をし、さらに、余裕分を加算すると8,018トンになります。5,114トンの水を使用するのに8,018トンの水を確保しておかなければだめだとするのが水道事業計画であります。消防用水、濁り水、洗浄水、漏水が同一時に起きることもないのではないのでしょうか。また、これらの加算水量にまで123%増しを上乗せしなくてもよりと考えますが、どうでしょうか。

さらに、統合事業の事業進捗や効果によって、漏水、管内洗浄などによる水のロスは減少し、有収率はアップしているはずであります。町長は、水が足りないのだと言われますが、何を根拠に水が足りないと言われるのか、お聞きをしたいと思います。町内の未給水地域も現在2地区、28戸、100人、それから、開発団地の190戸の390人と解消されてきております。

統合整備事業の変更申請資料の1から9ページの実績取水量では、5,485トンの水源から6,600トンという120%の取水実績があり、それを9,100トンに換算すれば、1万トン以上の取水能力があると推定することができます。平成17年度でも平均的な使用水量は6,200トンであり、9,100トンの水がある中で、水は十分余っていると言えます。

そしてまた、ダムをつくることによりまして、木ノ谷と長谷の1,300トンのおいしくて大きな水源がダムに水没して消滅をいたします。ダムができ、取水すると、このように簡易水道からの取水を減らしたり、停止したりすることになっていくことになります。また、渇水の際にはダムも渇水になり、いろいろな調査によりますと、簡易水道などの自己水源

の方が、こういう渇水時には健全だとの調査報告もあります。安心できる水の確保のために多くの財源を投資してきたのに、こんなことでは公共事業として本当に妥当なのか疑問があります。

またさらに、ダム建設のもう一つの目的である治水面からお伺いをいたします。

16年度の23号台風では高屋川があふれ、下山の黒瀬から知野辺地域にかけて浸水被害がありました。被害を防ぐための改修は最優先であります。京都府は、洪水調整する畑川ダムを支流である畑川に建設をし、畑川と高屋川の河道拡幅とあわせ、30年に1回の規模の豪雨に係る洪水を安全に流下させる計画であると答弁がありました。

雨が続いたときには、畑川のダムは人為的に操作できないダムであり、洪水に対して効果が少ないのではないのでしょうか。ダムよりも高屋川の黒瀬の潜没橋や、赤瀬橋付近の合流点の高屋川改修、藤ヶ瀬橋の改修など、高屋川を改修する方が効果が大きいとする意見もあります。治水対策としては、ダムよりも高屋川改修を早期に行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、ケーブルテレビ整備計画についてお伺いいたします。

まず、情報網の統一化の観点から質問をいたします。

平成19年度一般会計予算でも3,486万円が予算化をされ、事業実施に向け調査をするとされております。新聞報道などでは、事業費は約19億円となっております。多額の税金を使い、将来の世代の税金も当てに行われる事業ですので、16年度から実施をされております瑞穂のケーブルテレビについて、その成果と借金返済や維持管理経費の見通しなどについて、お聞きをいたします。

さらに、丹波、和知での実施に当たっては、例えば、約19億円の財源内訳と住民負担はどのように試算をされているのか。瑞穂ケーブルテレビと17億円事業と合わせ、将来、約36億円の施設建設費の負担と維持管理をしていくことになると思いますが、重い負担とならないのでしょうか。

次に、テレビ放送のデジタル化問題の立場から質問をいたします。

2001年度に総務省が発表した電波法改正で、地上波のデジタル化が進められており、2011年には、今のアナログテレビは映らなくなります。町はデジタル化への対応としてケーブルテレビ整備を進めていますが、町の負担とともに、住民も加入金、工事費、利用料、チューナーなど大変な負担が必要になります。国の施策によるデジタル化への対応は、基本的に国の責任において実施されなければならないと考えますが、見解をお伺いいたします。

丹波・和知地域では難視聴地域があり、NHKの共同アンテナ施設を地域で運営をしてお

ります。こうした施設のデジタル化への対応について、NHKはどういう方針を示しているのか。また、丹波・瑞穂地域について、共同施設は幾らあるのか、個人がアンテナ受信している地域はどうか、お聞きをするものであります。

現在の丹波町の有線情報システムは、加入者間の通話、ファクス通信、有線放送、インターネット接続、イントラネット通信など使用されており、幹線は光ファイバーが使用されております。これらは全くむだになってしまうのか。また、現在、通信技術は進んでおり、安価な施設の計画ができるのではないか。デジタル対応についてはケーブルテレビだけではなく、研究が必要なのではないのでしょうか。

最後に、カンポ問題についてお伺いをいたします。

平成16年より可燃ごみの焼却について、船井衛生管理組合での処理から民間のカンポへ委託がされました。今回、委託先のカンポで基準値を超過したダイオキシンが発生する問題が起きました。原因は何なのか、再発は防止できるのか、お聞きをいたします。

燃やせばダイオキシンになります塩ビは、燃やさないということで分別をしているところではありますが、カンポでは、ビニールごみは燃やされていたのか、お聞きをするものです。

施設の改善が図れるまで、亀岡市と京都市に処理をお願いしているところですが、将来を考えれば、住民の命と暮らしを守る立場で、行政の責任で安心できるごみ処理を行うべきではないかと考えます。衛生管理組合で行うとすれば、費用はどうなるのか。また、カンポとの委託料の根拠はどうか。5年ごとの契約と聞きますが、今後単価が上がっていく可能性はないのか、お聞きをし、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、東まさ子議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、国から地方への税源移譲にかかわる平成18年度税制改正については、昨年6月並びに9月議会定例会において議員から質問がありまして、概要については一定ご説明申し上げたところでございます。

そうした中、所得税においては本年1月から実施され、個人住民税については、いよいよ19年度6月から実施される運びとなっております。

その算定根拠となる確定申告・住民税申告については、ご承知のとおり現在申告受付期間中でありまして、これを終えることで、昨年平成18年の所得が明らかになりまして、この結果に基づいて住民税が算定されることになるところでございます。

ご質問の影響額等については、この算定を終えなければ明らかになりませんが、見

通しとして平成19年度当初予算に反映させていただいたところであり、結果として前年度対比分について、その影響を受けたものでありますが、税源移譲による町民税影響額（前年度対比）1億7,740万円でございます。

2点目でございますが、18年度所得税定率減税が20%から10%になった影響で、同じ所得であった人も所得税の額が上がるわけで、その影響により保育料についても階層を定めている所得の範囲によっては、現状維持から1階層上がると見込まれているところでございます。

現在、本町の保育料体系は、国の基準よりも低い水準で設定をいたしておりまして、負担増になる方があるかと思いますが、18年度の町民税により算定されました分については現状維持となることから、現在のところ平成19年度の保育料を見直す予定はいたしておりません。ただ、平成20年度の保育料につきましては、平成19年度から定率減税が10%から全廃、税源移譲の関係で税体系が大幅に変更された中で、平成19年度中に改定を検討してまいりたいと思っております。

次に、住宅改修助成制度の創設ということで、ご質問があったわけでございますが、平成19年度より所得税から個人住民税への税源移譲に伴いまして、平成18年度をもって所得譲与税は廃止とされ、それに見合う分の税収は増となる見込みであります。所得譲与税につきましては、基準財政収入額への算入は100%であり、留保財源が発生しなかったわけですが、税源移譲により税収増となった相当額につきましても、自治体間の財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営や制度の移行を確保するため、当面の間、基準財政収入額に100%算入とされたところであります。したがって、新たな留保財源は発生しないこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、畑川ダムの問題についてでございます。

お尋ねの認可取水量5,485立米は、平成6年の渇水期に断水、給水制限を伴ったときの取水実績でございます。36水源のうち半分以上が取水量30立米以下の脆弱な水源であります。その後の年度は、渇水期に取水量が減少した水源については、隣接する簡易水道から連絡管等で水を融通し、断水、給水制限を回避してきたところであります。

業務用水については、平成15年度に町内に所在がある企業からの要望に基づいて計上しているところでございます。

人口6,000人増の根拠につきましては何回も申し上げておりますように、平成14、15年度に未給水である既成開発団地における土地所有者に対し水道水が供給された場合に町水道への加入の意思を確認するためのアンケートを行った結果、区画数の3割強の方が入

居するとされることから、総区画数の3割により計算した結果が人口6,000人増の根拠となっております。

また、当初、43カ所あった既存水源も7水源が枯渇し、36水源となっております。また、平成17年6月の渇水で取水に影響のあった水源は18水源に及ぶ状況でありまして、いずれにいたしましても水が余っているという東議員のご指摘でございますが、現在の給水能力は余裕がない状態に近づいております、将来にわたる安定的な水源の確保は急務であると考えております。

畑川ダムの治水に関するご質問でございますが、ダムにより毎秒90立米の水量をカットするとともに、議員もおっしゃっていただきましたけれども、畑川あるいは高屋川の河川改修によりまして、平成16年の台風23号規模の洪水においても浸水被害が発生しない安全な水位に低減できるものと考えております。

次に、ケーブルテレビの整備計画についてでございます。

まず、お尋ねの瑞穂CATVの成果につきましては、町内の情報を映像にして見せる情報番組を中心に、インターネット事業、専用電話、デジタル放送の受信を既に行っておるところでございます。また、その事業の返済と借金についてでございますが、償還期間が平成27年度までで、本年度までに1億円を償還し、今後は8億4,000万円の返済を行い、年当たり約1億円の返済をしてまいりたいと思っております。維持管理は、人件費を除いて年間約2,500万円程度でございます、使用料、加入金、工事負担金、特別交付税等で充當を計画いたしております。

丹波と和知の計画につきましては、小田議員への答弁で述べたとおりでありまして、加入料や使用料、そして施設建設の住民負担については、現状の瑞穂CATVと同等程度で進められるように、有利な補助や起債の活用を考えているところでございます。

次に、デジタル放送化の国の責務についてでございますが、本来、国の責務において実施されるものかもしれませんが、都市部では既に各個人の対応で、随時デジタル放送に切りかわりが進んでおりますけれども、本町のような農山村部では、デジタル放送が受信可能なエリアとそうでないエリアがあるため、現実問題として、デジタル放送に切りかわる平成23年7月までの残された期間の中で、地上デジタル放送を町内一律ひとしく受信可能な地域にして、整備していくことの方が先決ではないかと考えておるところでございます。

また、NHKの方針としては、放送法で「日本全国あまねく受信するようにする」というのが定められているため、何らかの形で改修されることと思えます。また、町内の共聴設備の数でございますが、丹波で7施設、和知で23施設、個人受信が約900戸程度かと思わ

れます。

テレビのデジタル放送の受信方法については、小田議員に答弁させていただいたように、日進月歩の技術革新ですので、よく調査をし、よりよい方法を選択して、整備計画を完成させていきたいと考えております。

次に、カンポ問題でございますが、このたびのカンポリサイクルプラザ(株)の問題に適切に対応するため、京都府知事が指名した委員からなる「専門家会議」がこれまでに2回開催され、原因は、施設の運転管理上の人的要因に起因し、適切な燃焼状態でなく、ダイオキシン類の発生抑制や分解が不十分であったとして、次の2点が確認されました。

1点目は、汚泥等廃棄物搬入量の変化やオーバーホール時期が重なって、廃棄物の平均発熱量が低くなり、熱負荷の低い運転になっていたこと。

2点目は、二次空気ノズルが詰まってしまい、二次燃焼炉内での混合・攪拌が適切でなかったことであります。

2点目の塩化ビニールごみにつきましては、船井郡衛生管理組合により収集され、カンポリサイクルプラザへ搬入後、破砕、圧縮し、RPFとなりまして、工場等の助燃材として再利用されております。したがって、月2回収集される塩化ビニールごみにつきましては、現状として100%リサイクル処理されているところでございます。

3点目の一般廃棄物の処理でございますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条によりまして、市町村の責任において適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることになっておりまして、同法に基づく一般廃棄物処理計画により本町が収集処理を行うこととなります。

現状といたしまして、南丹市と広域共同処理の実施により、一部事務組合でございます船井郡衛生管理組合による収集処理を行っております。また、船井郡衛生管理組合合理化計画によりまして、一部民間委託化が進められているところでございます。

以上、東議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 住民税、所得税について、その増税額をとということで、定率減税の影響による負担増をお聞きをしておりました。影響額として1億7,740万円ということでありましたけれども、それぞれ細かく言っていたと思います。こんなにたくさんの定率減税による全廃、2006年比で言えば、この1億7,740万円になるのか。それとも、もう一つ前の半減より前の段階で1億7,740万円になるのか。そこら辺のことをちょっと明らかにしておいてください。

それから、保育料ですけれども、平成19年度は平成20年に向けて条例を変えていくということでありましたが、定率減税の半減で影響は出ているわけでありますので、今年度も、本来ならば来年度も改定をして、負担が若い父母にかからないようにするのが自治体として、あるべき姿ではないかなというふうに思っております。このままでは保育料の負担増が行われてしまいます。そのことについて、しないということでありますが、自治体としては、もっと支援をしてもよいのではないかとこのように思います。

それから、所得譲与税の廃止による税収増であります。これは今お聞きしますと、増税になった分も地方交付税制度のもとでも100%、基準財政収入額に盛り込まれるということでありますが、国の特別な法律のものでそのようになるのか。本来ならば25%は留保財源となるはずであります。この所得譲与税分については、そうはならないのか。改めて、もう一回お聞きをします。

留保財源がこの分見られないので、住宅助成制度もしないということでありますが、本当に今、いろいろな方からお話も聞いておりますし、仕事がないということでありまして、そういう点では、もし留保財源分がなかったとしても積極的にやって、地域の活性化に支援をしていくべきではないかとこのように思っております。この留保財源について、もう一度お聞きをいたします。

それから、畑川ダムであります。今、5,485トンという、その水源についておっしゃられました。しかし、この5,485トン、給水制限の実績である平成6年のということでありましたけれども、平成15年の公共事業再評価のときのダム建設の根拠にされている水需要計画を見ますと、7,180トンを必要量に上げておられるという状況であります。5,485トンである水源から7,180トン、水計画、需要計画のもとに積算されている状況であります。余りにもそれは、かけ離れた数字でありますし、おかしいのではないかとこのように思います。

それから、平成16年も18水源が制限になったということでありますが、16年のいつの時点、夏か冬の本当に水を使うときだと思いますが、新しい水源ができて、連結された年でもありますけれども、実際にこの水が開通したというのは16年度の最後の方だったと思うんです。それで、これは18水源制限されたと言われますが、実際はまだ、3,615トンの水が十分というか使用されていない、そのときの実態だと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、1日に使う生活用水と業務用水についてであります。水はないというふうに、余裕はないというふうに、平成16年度で見ても水はないということでありましたけれども、

一つは、その3, 615トンの水がどうであったかということと同時に、数字にいろいろとこだわるといふふうに思われるかもしれませんが、本当に1日使用している平均水量というのは6, 100トンぐらいですね。その消防の用水とか漏水とか、いろんなものを含めてでも6, 100トンぐらいであります。それに負荷率というか、74.8%ぐらいしか水を使用できないというか、そんだけ負荷を余計分を見ているという水道計画でありますので、実際は本当にたくさんの余裕を含んだ、その水道事業の水の需給計画になっていると思っております。本当に、このままでいけば人口も増えなくて企業も来なければ、いろんな事業に費やした負担というのが、限られた人数のもとにかかってくるということでもありますし、そこら辺はきっちりと、もう一度答弁をお聞かせください。

それから、治水対策に対してマイナス90トン、効果があるということでありました。事業計画初めのときにはマイナスの65トン、1秒間に、水を減らすことができるという計画でありましたが、90トンに増えたのでありましようか。

そして、このダムというのが台風とか大雨が来るさかいに、前もって水を減らしておくとか、そういうことができないダムだと私は理解しているんです。それで、長雨なんかが続きましたときには、もう同じように、降っただけ下流に流れていくということにもなるのではないかというふうに思っております。そういう点では現場も見させていただきましたし、黒瀬地域からの要望で、いつできるんやということによっておられますような潜没橋の改修とか、それから赤瀬橋付近の改修とか、藤ヶ瀬橋の改修とか、そういうものをもっと早く、ダムよりも早くして、安心・安全な暮らしができるようにしていくべきではないのかと思っております。

それから、水がないということでおっしゃられておまして、ダムをつくることによって、木ノ谷と長谷の水源というのは水没するので、なくなるわけであります。いろんな方がダムのことについて研究も調査もされているデータがあるんですけど、そういうものを見ますと、渇水ときにはダムの方が早く干え上がってしまうというようなデータもあるということで、本当に今ある水源を森林の手入れもしながら維持管理していくということの方が、もっと大事になってくるのではないかというふうに思っております。

先ほども議員の責任というか、6, 000人に対して責任をとれとか何とかいうふうなご意見もございましたけれども、いろんな公共事業につきましては、後年度にいろんな負担もかかってくるわけでもありますので、やはりそのときそのときの判断というのは、きっちりしなくてはいけないし、行政の方としても慎重に考えていくということが大切だと思っております。

一つの例とすれば、ビジョンダンマークもね。本当に今は何も活用されないということでもありますし、もうそのときにおられた議員さんも町長も皆やめているというようなことにもなりますので、やはりそのときそのときの判断というのは、大変慎重にやるべきだというふうに思っております。

以上について、お聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 税源移譲にかかわりましての詳しい部分については担当課長から説明をいたさせますが、保育料等の関係につきましても先ほど申し上げましたように、19年度につきましてもは、現状、見直す予定はいたしておりませんが、20年度の関係等につきましてもは、これから適正な保育料を求めるために検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、所得税が個人住民税、税源移譲されたことに伴いましての留保財源でございますが、先ほど申し上げましたとおりでございますが、また、それと別個に住宅改正助成制度は、そうした財源がなくても、今のいろんな町のそれぞれの事業者の皆さん方の苦境を見ると、何らかの起爆剤としての制度を設けるべきではないかということで、要望もいただいておりますが、この辺はどういう形で、そうした経済効果を生む制度をつくり上げていくかということについては、議員がおっしゃるようなことで、すべてうまくいくかということになりますと、なかなかこれまた厳しいものもあるのではないかと。

いわゆるどの程度のものにするかということにもよろうかと思っておりますけれども、結局、お金を持っておられる方が得をするような制度になつてはならないというふうに思っておりますが、できれば、今、供用率も高まっておりますけれども、まだ未接続のございます下水道の、いわゆる供用にかかわります融資制度でございますとか、また、そうした見合わせておられる方への何らかの支援体制とか、こうした部分も非常に重要ではないかというふうに思っておりますが、これも財源とのかかわりもあるわけでございますが、今後前向きに検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ダムの必要性云々につきましては余り意見が合いませんので、東議員は東議員のお考えでおっしゃっているんだろうというふうに思いますが、先ほどからも答弁をさせていただいておりますように、今日までの本町が抱えてまいりました水不足につきましてもは、お互いの共通概念であろうというふうに思っておりますし、このことはやはり行政として確実に解消していく、そうした努力をしていくことが大切だというふうに思っているところでございます。

細かな部分でいろいろお尋ねがあったわけでございますが、18水源に及ぶ濁水に影響が

あった時期等については、17年の6月と申し上げたはずでございまして、お尋ねのことには当たらないというふうに思っております。

また、いろんな面で、余り過ぎているものをなぜ確保しなくてはならないのかという、いつもお尋ねでございしますが、現状、申し上げておりますように、今の簡易水道の取水源におきましては、今も申し上げましたように、非常に渇水期には取水が困難という状況が続いております。今年も特に、こうして冬の積雪等がない、夏場の渇水期にどういう状況になるのか非常に心配をいたしておるわけでございます。現状では中央簡水等の部分から接続管によりまして応援給水をいたしておりますので、今日まで断水とか、あるいは節水をお願いしたということは何とか回避をしてきたわけでございますが、そうしたことが本当に起きてまいりますと、あなたのように気楽なことは言っていられないということになるかというふうに思います。

このことは、あるとかないとか想定ということではなしに、行政としては、起きてはならない部分であるという認識のもとに、常にそのことに対応する施設にしておかなければならないというふうに思っております。必要水量につきまして安定的な水の供給をしてまいります。そのための整備を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

以上で私からの答弁を終わります。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 東議員さんのご質問なんですけど、対比につきましては、先ほど町長が申しあげましたように18年度の当初予算対比ということで、1億7,740万というのは推計額ですね、あくまでも。実質的に、先ほど町長が申しあげましたように、今現在、確定申告なり住民税の申告の受付期間中です。これが終わりました、住民税のシステムへ入力をいたしまして、5月には特別徴収分、6月には普通徴収分ということでの確定が済まない、実質的にはわからないということもございします。また、18年度と19年度の対比はどうかといいますが、当然18年度中にも今の申告期間中にも過年度の修正部分とか、修正申告なり更生申告等がございします。そういった面で還付したり、また、プラスでいただいたりというようなことで大変変化もございします。実質は、決算を見てみないと何とも言えないというのが現状でございします。

ただ、今、町長が申しあげました1億7,740万の内訳につきましては、税源移譲は東議員ご承知のとおり、定率減税の廃止だけではございまして、65歳以上の非課税措置の段階的廃止、3分の1が3分の2、1,000円が2,000円になるということございしますとか、これはプラス要素でございしますが、それから、定率減税につきましては当然プラ

ス要素でございますし、また、マイナス要素といたしまして、人的控除差に基づく負担調整額、所得税の控除額と住民税の控除額は当然違いますので、その差に基づく調整額も一定配慮しなさいというような今回の改正の部分になっております。また、特別徴収につきましては、5月から徴収をさせていただくということで、当然、来年の4月、5月分については後年度送りということになります。そういった面のマイナス要素もございますので、それから最後には税率改正ですね。3段階が今回10%になりまして、うち6%が町民税ということでございます。そういった要素を勘案した中で、これも昨年、それから一昨年、17年、18年度の総所得を推計をいたしまして、今回当初予算にも計上させていただいているのですが、これについても先ほど申し上げましたように、今後の状況によりまして流動的でございますので何とも言えない状況でございますが。

一つだけ、この金額をすべて言いますと当然、後で、この金額を控えられますと当然変わってきますので、一概にちょっと言えないんですが、定率減税分だけを言いますと、約2,500万円の増になるのかなというようなことで推計をさせていただいたということでございます。あとの金額につきましては、これからどんどん変わっていきますので、決算見た中で、またご報告なり、またご質問いただければ、お答えしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） ケーブルテレビであります。共聴施設を使っているところはNHKがデジタル化対応に責任を持つてするというふうに共聴組合の方が行かれた、本町ではありませんが、行かれたところをその責任を持って光ケーブルで対応をするというふうなことをやったというふうに聞いておりますので、ケーブルテレビもその一つの方法でありますし、いろんな方法を検討して、本来であれば国の責任であるべき、そういう内容のものでありますので、いろいろ検討してみられてはどうなのかというふうに思っております。

また、丹波の情報システムですけれども、いろんなものが老朽化してというふうな話でありましたが、このケーブルテレビにおきましても、10年が耐用年数かいかがか詳しいことはわかりませんが、町がこういう事業を抱えていくということになりますと、次々そういう更新ということにもかかわってきますし、そういう点では民間のNTTとか関西電力とか、そういうところの光ケーブルのそういう事業を今、全国的に推進している状況というのも聞いておりますので、いろいろ町の方も一番新しいそういう機器を使うために最終まで、いろんなものを決めてしまわないんだというふうにおっしゃってもおられますけれども、そういういろんなときでありますので、丹波のその情報システムも本当にむだにしてしまうのかどうか、そういうものも含めて、やっぱりきちんと検討をしていくことが大切なのではな

いかなというふうに思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

それからまた、情報の一元化ということは、一つの町が目指しておられる目的ではありませんが、テレビのデジタル化というのは一つありますが、そのもの本来の機能といいますか、自主放送をするとか、いろんなことありますけれども、もっと伝達方法がそのことによって、いろんなところへ区長さんを通じて届いている、そういう情報とか広報とかね。そんなんが本当に、そのテレビを通じて生かされるのであれば、本当にその機能が生きてくるなというふうに思ったりするのでありますが、なかなかそういうふうには、瑞穂でもなっておらないというふうに思っております。情報を流しておられるかもわかりませんが、そういうことへの効果というのはどうなっているのか、お聞きしておきたいと思えます。

また、水のことでありますが、企業の誘致のことも前の方の答弁で言われておりましたけれども、町長も水だけあってもだめなんだというふうにおっしゃられておまして、いろんなものがかみ合わなかったら企業は来ないということでありまして、本町におきましたら、その労働力というか、そういうものもやっぱりいろんな企業の話聞く中で、丹波ではやっぱり労働力が足りないというようなこともおっしゃっている企業もありましたし、そういう点では、なかなか希望的観測だけでは難しいのではないかなというふうに思っております。

ダムの18水源が水不足になったのが平成17年だったというふうにおっしゃられておりましたが、ちょっと使用水量の資料をいただいたんですけど、平成17年度では最高で、最高というか、もうほんまの最高、上乘せの上乗せの最高の水量で8,000トン、今ちょっと一般質問の中でも言いましたように、いろんな負荷水量を加えて8,018トンという使用水量の報告を聞いているんですが、そういう18水源が不足したという状況というのはどういう状況であったのか、もう一度お聞かせをしていただきたいなあというふうに思えます。

それから、カンポの件ですが、いろいろと今回、民間委託することによって、その委託先がいろんな問題があったということでありまして、やはりそういうごみというのは本当にいろんな、こういう問題も起きてくるので民間任せにしておく。やっぱりきちっと行政が責任を持って、亀岡でも福知山でも京都市でもされているという状況があるんですが、本来はそういう形ですべきではないかなというふうに思っております。町長は、衛生管理組合の長でもありますので、実際そういう衛生管理組合で、自ら行政が事業をしようと思えば、どれぐらいのお金が要るのかどうなのか。また、5年契約ということでありまして、このままで行ったら、もうそこしか頼むところあらへんのでね。委託料が上がっていくということにもなりかねませんので、そういうところをどういうふうにご考慮されるのか、お聞きしておきます。

水はありますと私は思っておりますので、いろんな100億円かけてきたんですよ、町長。それで、いろんな配水池も須知高校上のあれは、もうほんまに、これまでの何倍あるのか、機能的には。3倍ですか。そうしたら、そこに配水池、水が蓄えられるのでありますので、計算すれば本当に、今までの過去の実績から言えば、9,000トンの水源からも1万トン以上の水ができるというふうに思っております。その点については、どのようにお考えになっているか、お聞きをして終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） C A T Vの関係でございますが、先ほどから申し上げておりますように、地上デジタル化とあわせて、また、今、情報にそれぞれの地域に格差があるというふうに思っております、これもこれまでから大きな政策の柱として申し上げさせてきていただいておりますが、特に町域が広がったこと、そしてまた、それぞれ手法が違うこと、まず、そうしたことを考えますときになかなか、いろんな面でご無理を申し上げながら、また一体感も持っていただきながら、これからのまちづくりを進めていかなければならないときに、その情報がひとしく伝わっていかない。あるいはまたスピードに差がある。また、情報の内容に、意図的ではないにしても格差が生じてくる。こういうことは、なかなか合併直後のまちづくりを進めていくという中では、非常にお互いの信頼でございますとか、これは行政と町民との間だけではなしに、お互い町民同士としての、いろんな思いにも違いが出てきてはいかなものかという思いがいたしております、現状では、やはり今の時代に合わせたような形でC A T Vを一つの考え方として、拡張していくことが一番望ましいのではないかとこのように思っております。

また、それと同時に、このことによって、これはNHKがする、せん、ということもあるわけでございますが、NHKさんがされる部分については、それで解消ができるのかもしれませんが、住民ニーズとしては民放各社の部分もどう見ていけるのかというご心配もあるわけでございますので、そうした部分では、ちょうど時期が皆さんの思いと一致するのではないかと。そしてまた、共聴組合等の施設の今後の投資の部分、あるいは、老朽化をいたしております部分もいろいろ聞かせていただいておりますので、今後そういった部分では、しっかり協議をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

しかし、一方でもう一つは、そうした時期的にはぴったりきておるわけでございますが、私どもが進めようとしたしておりますものは、地上デジタル化に向けてやるのではなしに、先ほど申し上げましたように、情報の一元化を速やかに図りたいということが第一義でござ

いまして、そのためには、そういうことも関心を持っていただく材料の一つにはなるわけですが、もっと大切なことは、やっぱりほとんどの方に加入をいただく。また、そういう条件のもとで、この事業が進められる、このことが一番大事ではないかというふうに思っております。

そうした意味では、今後の町の財政負担が極端に高まることのないように、そしてまた、加入をいただきます皆さん方に多くの負担を求めないようなものが、いかに示せるか、ここにかかっているというふうに思っております。そうした意味では、お尋ねの、こうしたCATVを拡張していくという中にどういう機能、しかも、そのことによって町民が一体感をさらに高めながら、まちづくりが進められていける、そうしたものになるための使いもしない機能ではなしに、しっかり使える、みんなが使える機能をどう充実させるかということが大事だというふうに思っております。そうした意味で、この19年度に実施設計に向けて、町民の皆さんにも情報開示をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

水の問題の細かな部分については担当課から答弁をさせますが、いろんなことが整わないとなかなか、先ほどから申し上げておりますように、本町の将来展望というのは基本構想でございますとか計画でございますとか、実施計画でございますとか、そういうものだけではなかなか前に行かない。やっぱりそれに基づいて、しっかりと、その時代時代に適切な対応をしていかなければいけないというふうに思っております。すべてが同時にそろっていくことには、なかなかならないのかもしれませんが、一つ一つ地道に積み上げていくことも、また大事なことではないかというふうに思っております。一方ができれば一方がついてきていないではないかと。せっかくいろんなインフラ整備ができて、労働力がなから企業が進出しないではないかと。その時々、いろいろ不足する部分は出てこようかと思いますが、それを今からどうのこうのと言っている、なかなか前に行きませんので、その都度その都度、お互いが知恵を出し合いながら進めていく必要があるというふうに思っております。現状、そうした意味では一番、町を発展させる基礎となります部分をしっかりとさせていきたい。

そのための水の確保、先ほどもおっしゃいましたように、統合整備事業で100億を超す投資をしてまいったわけでございますし、そのこともやっぱり町民にとりまして有意義なものにしなければならぬわけでございますし、一方では、そのことによって、先ほどから申し上げておりますように、未給水団地へ、これまでなかなか踏み込めなかった給水も、現実可能となったわけございまして、現状のところは6,000人ということにはなっており

ませんけれども、そのまず一歩目は踏み出せているというふうに思っておりまして、これから地道なことではありますけれども着実に、ご理解をいただきながら伸ばしてまいりたいというふうに思っております。

ごみ処理の問題でございますが、本来、議員おっしゃるように民間に任せず、行政が責任を持ってやるべきではないかということでございますが、このことはおっしゃるとおりでございますけれども、もう議員もご承知のように3年前ですか、衛生管理組合で、ごみ焼却炉の維持補修という点で非常に、当時多額の費用がかかるということと、4億かけても四、五年しか使用が可能でないと、こういったようなことも当時検討されまして、民間委託ということになったところでございます。

私も衛生管理組合の管理者ということで、これまでからそうした経緯もございましたし、いろいろ現状休止をいたしておりますごみ焼却炉の再稼働に、いかほどの費用がかかるのかということで調査も現実行いたしましたところ、約30億必要であるということが判明いたしました。現状、南丹市と私ども京丹波町で、それを抱え切るだけの財力はないという判断でございます。今後、いずれにしても広域的なことが視野に入るようでしたら、またそれはそれで進めなければいけないというふうに思いますが、現状としては一部事務組合として、南丹市様と私どもで考えていかなければならないということでございます。今申し上げましたのは稼働するための現実的なハードルになっておるということでございますので、そうしたことも含め、今後もあり方等につきましては、十分検討を加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 東議員ご質問の平成17年6月の渇水で取水に影響のあった水源は18水源に及ぶ状況でありましたというふうなことで、町長から答弁をしていただいた部分ですけれども、この18水源ということにつきましては、17年の最低取水実績と申しますか、これが6,321トンございました。このときの各施設の取水状況を見ますと、認可の水量よりも減少をしております水源が18カ所あったというふうなことでございます。しかし、この17年度につきましては、先ほども町長の方からありましたように、各施設間の融通等によりまして、給水制限等までには至っておらない状況でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成19年第1回定例議会におきまして、通告書に従い、私は次の4点について町長にお尋ねをいたします。

まず、小学校統合について、町長のお考えをお伺いいたします。

私たち周辺地域に住む住民にとって、農協の支所の廃止から始まり、町の合併、そして、今年から質美と梅田の保育所が桧山保育所に統合されることになりました。

質美保育所は、昭和22年12月に新しい日本国憲法の理念のもとに、児童福祉法が交付され、この児童福祉法に基づく保育所の認可を京都府で最初に設立された保育所であると言われております。昭和23年6月16日に質美診療所の隔離病棟の後を改造して開設されています。そして、同年の9月24日に児童福祉施設として京都府の認可を受け、質美村立質美保育所が託児所の延長のような形で運営をされていきました。また、昭和25年には、粉乳とみそ汁の給食が実施をされて、翌年の26年の4月には、中村徳善寺に質美徳善寺保育所が開設され、上と下に分かれて園児は通園していたようであります。そして、昭和33年に上と下が合併をし、現在の場所で質美保育所となったとのことあります。

改めて、こうした長い歴史を持つ施設、時代の流れと言われれば、それまでであります、どんな思いでこの保育所をつくられたのか、お金の工面から運営など並大抵のことではなかったと思います。教育を地域の中心として位置づけ、先人の方々が営々と引き継いでこられた熱意と苦勞を考えますと、余りにも簡単に廃止されていくことに不安と怒りを感じないわけにはいきません。また、地域の中心としてきた施設がなくなることは、地域住民にとっては、とても残念でありますし、次々と公共施設がなくなることへの不安が広がっております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

住民からは、保育所の次は小学校が統合されるのではと、不安の声が聞かれます。また、保護者の中では、何年後には統合されるそうだと、いろいろな憶測が交わされております。旧瑞穂町では、平成16年に小学校教育充実検討委員会での分析・検討した結果、将来的には児童数が激減する時期をめぐりに四つの小学校を統合し、新しい学校の建設が望ましい、などの意見をまとめた答申書が出されております。確かに子供の数だけで見れば、統合も仕方がないという考えもあります。しかし、地域から保育所がなくなり、次に小学校がなくなることになれば、地域格差が広がるのではないのでしょうか。町長は、町域の均衡ある発展と特色あるまちづくり、住民参加によるまちづくりを目指したいとの表明をされております。

それならば、中心部に集めるというのではなく、バランスをよく公共施設を配置することも一つの方策ではないでしょうか、旧瑞穂での小学校統合の答申を受け、町長自身、統合に対してどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、公共施設の跡地利用について、町長にお尋ねをいたします。

この質問は、12月議会でもありましたが、本町には普通財産として管理するもののうち山林を除き17カ所、約6万6,000平米の未利用の用地があるとのこととあります。この中には統廃合等により利用されないまま、現在も残っている建物も数多くあり、活用されることなく、景観、防犯面からしても何らかの対策をとる必要があります。例えば、旧瑞穂病院の建物であります、動物が入ったり閉まっていたはずの窓があいていたり、近隣の住民の方は気持ちが悪く、安心して暮らせない、何とかしてほしい。また、これまでは病院からの明かりで夜も歩くことができましたが、今は外灯もないため真っ暗であるとのこととあります。

今、お年寄りが多いのだから、老人の集う場所にしてはどうか、といった意見も住民の方からお聞きいたしますが、いずれにいたしましても早い時期に何らかの方向を示すべきではないでしょうか。町長は、12月議会での答弁で財産管理上、安全性に欠ける部分があることから、事業化に向けた有効利活用を前提とし、取り壊しを含め周辺地域の住民の皆さんの意見を聞き、解決していきたいと答弁をされております。

そこで、町長にお伺いいたします。

有効活用するために無償で提供するなど、公募も含め地元住民の皆さんを中心に検討委員会を立ち上げ、活用方法を検討すべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

3点目は、子育て支援についてお尋ねをいたします。

2006年に生まれた赤ちゃんの数が、前年より約3万2,000人増の112万2,278人となったことが、厚生労働省の人口動態統計の速報値でわかったと新聞等に載っておりました。合計特殊出生率が上昇するのは2000年以来6年ぶりであります。2005年に1.26になった合計特殊出生率（1人の女性が生涯産む子供の数の推定値）は、大幅に回復する見通しで、1.3台になる可能性が高いと厚生労働省は見ております。しかし、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.1前後とされており、まだまだ、この数字にはほど遠い状況であります。

京都府は、この19年度の予算に子供の医療費助成制度拡充のための予算が盛り込まれました。この子供医療費助成制度は、1972年の9月議会で日本共産党の浅川議員が、京都府議会で初めて、乳幼児医療費助成を要求し、当時の知事でありました蛭川知事が十分研究

してみたいと答弁をされ、制度化に向けて医師会と調整に入っておりました。しかし、制度化を前に下1978年に自民党府政にかわり、制度化されたのは1993年で15年間もかかりました。この間、我が党は一貫して制度化を求めてきたとともに、今日まで、さらなる拡充を住民の皆さんと一緒に求めてまいりました。

今回、親の所得制限なしで、入院は就学前から小学校卒業までの無料とし、通院は年齢の引き上げはなかったものの、一部負担金が月8,000円から3,000円に引き下げられることになりました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

本町では中学校卒業まで、子育て医療費助成を町独自で実施をされていますが、このたび、府が拡充することにより、入院であれば小学校入学から卒業するまでと、通院ならば8,000円の自己負担が3,000円に引き下げられることによる5,000円の差の分、本町の持ち出し分が減ることになります。府の実施は9月からとなるため、今年度は余り見込めないとは思いますが、町の持ち出し分がどの程度の減額と見ておられるのか。また若者定住を進めるためにも、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりの一つとして、合併により廃止されました旧瑞穂で実施していました第3子に月3,000円、第4子以上は一人につき月額5,000円支給をしていました「すこやか手当」を復活させる考えはありますか。100万円もあれば十分できると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

4点目は丹波瑞穂水道総合整備事業計画についてお尋ねをいたします。

この質問は12月議会でもいたしました。本日も何人ががいたしておりますが、12月議会で私の質問に対して納得できる答弁ではなかったもので、再度質問をさせていただきます。

確かに私たちの暮らしには水道はなくてはならないものであります。だから水道事業は原則公営で住民から給水の申し込みを受けた事業所は、これを拒んではならないと、水道法で定められております。しかし、政府や自治体は水源確保のためとしてダム開発を進めてきましたが、ここにきて過剰な予測が水余りを招き、財政が悪化した事業体が水道料金の値上げをするという事態が生じてきております。

あるトイレなどの設備メーカーでは、以前は12から15リットルのトイレのタンク水量の出荷が多かったのが、今は大きい方で8リットル、小さい方で6リットルにしているとのことあります。家電製品も節水型が主流になりつつあり、節水技術も向上してきています。また、今どこの施設に行っても手をかざすと水が出る自動水栓が多く取り付けられており、68%の節水となるそうであります。まず、町として公共施設や各家庭の蛇口に節水器具をつけるなど、こうしたことから節水に取り組むべきではないでしょうか。将来の

予測を誤れば、住民に大変な負担を押しつけることになりかねません。

そこで、町長にお伺いいたします。

1つ目は給水人口、平成30年に1万9,000人と予測をされています。内訳は丹波で1万2,000人、瑞穂で7,000人です。この水道整備計画の人口推計結果を見ますと、数字の食い違いがあります。平成6年から15年の実績値を見ますと、旧丹波、瑞穂町で平成7年では1万5,109人、平成12年が1万4,693人となっております。しかし、この年は国勢調査の年です。それによりますと、平成7年は1万4,475人で、水道計画の実績値との差が634人、平成12年には1万3,925人で、差が768人となっております。これを見ましても、水道事業組合の実績値は国勢調査より5%近く水増しをされております。京丹波町に実際に住んでおられない方は常に水を使うことはあり得ないのではないのでしょうか。

また、京丹波町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総人口の推計では、平成26年1万5,817人と予想し、そのうち丹波と瑞穂で1万2,526人と予測をされております。水道事業計画での1万7,686人との差、5,000人以上の人口目標予想が大幅に違っております。これを見ましても、整合性がなく、どちらに根拠があるのですか。この人口推計は信憑性のない数でと言えるのではないのでしょうか。まず、6,000人増えるという開発団地での、この水道計画に入っています平成17年と18年の団地内で新たに増えた人数はそれぞれ19の団地で何人なのでしょう。お尋ねをいたします。

2つ目は、事業所への増量水量についてであります。

これも12月議会での質問では、15の事業所への私たち議員団が調査をいたしました事業所に対し、町長は私たち議員団が勝手に調べたんであって、町の調査をしている企業とは同じということではない可能性もあるといった答弁をされました。また、事業所名については、経営戦略上、差し控えると言われましたが、この京丹波町内、町の調査と食い違うほどの事業所の数はないと思います。また、経営戦略上と言われるのであれば、私たちの調査に必要な水量を答えられるはずはないと思います。再度、お尋ねをいたします。

既存の企業や事業所から2,250トンの要望があり、平成30年には、合わせて4,000トンが必要としていますが、増量を要望している事業所はどこで、いつの時点での増量要望であったのか。また、どんな方法でもって増量要望を聞かれたのか、お尋ねをいたします。この計画は、過大な人口推移と、それに必要な計画水量、また事業所の要望とする増量分2,250トンの過大な見込みはダムありきの数字のように考えられます。現在、下山と水原に整備をされました水源地と合わせれば9,100トンの水確保と、21の簡易水道施

設がつながれば、丹波と瑞穂が一本化されました。このことで、必要給水量は十分に確保できています。畑川ダム建設の見直しをすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 坂本議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

まず小学校統合についてでございますけれども、旧瑞穂では少子化による児童の減少と教育環境の向上という観点から、9名の委員さんからなる「瑞穂町立小学校教育充実検討委員会」を設置されまして、延べ7回にわたって検討を重ねられ、旧町で平成16年11月に答申を出されたと伺っております。

その中では児童の減少の影響や教育環境の向上対策などをさまざまな視点から検討され、結論的には4小学校を統合することが望ましいと結論づけられております。

この答申は、もちろん新町に引き継がれているものと理解をいたしておりますし、今後の学校施設整備の基調として尊重させていただきたく思っております。

しかしながら、この答申が合併直前の慌ただしい時期に示されたこともありまして、内容について瑞穂地域の住民の皆さんがすべてご理解されていると言い切れない部分もあろうかと存じますので、19年度早々にも所管部署が中心となりまして、まずは答申をご説明しながら、皆さんと話し合う場を設けさせていただきたいと存じております。

次に、公共施設の跡地利用でございますが、公共施設の跡地利用につきましては、事業化に向けた有効活用を第一に考えて、調査・研究することといたしております。

当然のことながら、施設周辺住民の皆さんの意見もお伺いしながら、検討を行ってまいりたいと思っております。

今後におきまして、公有財産の調査等、整理ができ次第、財産運営委員会を設置し、検討願いたいと考えております。

次に、子育て支援でございますが、平成17年第1回定例会でも坂本議員から「すこやか手当」の実施につきまして、同じく一般質問を受けまして、ご答弁を申し上げたところであり、合併協議の中で、財政難等により、廃止する結果となりましたが、反面、合併の機に、出産祝金を大幅に改正させていただいたところであり、「すこやか手当」の復活は現在のところ考えておりません。

また、少子化対策は最重要施策と位置づけ、施政方針にも掲げておりますとおり、子育てに対する親の不安感などを解消できるよう、子育てにかかわる知識の提供や、子育て相談、仲間づくりへの支援など、家族が安心して子育てに取り組むことができるまちづくりを進め

るため、子育て支援課、並びに子育て支援センター機能の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、水道統合計画についてでございますが、ご質問の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と水道事業の整合性についてでございますが、水道統合計画で示されている給水目標人口は政策的判断及び社会的動態が含まれているのに対し、保健福祉計画に示しています平成26年の人口推計は、政策的判断を除外し、将来の移動率出生率、出生者の男女比率は変化しないものとして分析されていることからの違いがあります。

水道統合計画の給水人口の積算でございますが、給水人口1万9,000人の根拠であります。京丹波町と旧瑞穂町の自然人口動態を平成6年度1万5,052人と、平成15年度1万4,280人をベースに15年先の平成30年の計画人口をトレンド分析により算出すると1万3,000人となります。

また、平成14年、15年度に未給水である既成開発団地における土地所有者に対し、水道水が供給された場合に町水道への加入の意思を確認するためのアンケートの結果、区画数の3割の方が入居するとされることから、総区画数の3割による計算の結果、人口6,000人増となり、合わせて1万9,000人となるもので、京都府とも協議の上、平成16年10月に変更認可を受けたところでございます。

したがいまして、水道統合計画は、自然増における丹波・瑞穂の将来推計を1万3,000人と見込んでおり、福祉計画の1万2,526人と若干の差はあるものの、大きな違いはないと思っております。1万9,000人は、これに住宅団地分を加えた政策的判断・社会的動態が加わったものでございます。

また、開発団地における人口についてのご質問でございますが、開発団地においては、セカンドハウスとして利用されておられる方や、住所を移転せずにお住まいの方がおられ、把握するのが困難なところがありますが、平成17年3月31日現在、住民基本台帳により、把握しておりますのが794人となっており、平成18年3月31日現在では、840人あります。

また、事業所からの水量増補の要望は、平成15年度に各事業所から要望があったものでございます。

以上、坂本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれ答弁をいただきまして、まず小学校の統合についてであります。町長の答弁は答申を、この新町に引き継がれているものとして、尊重していくと、

答弁であります。こういった内容は住民にはなかなか周知されていないので、説明をしていくという答弁やなかったかと思えます。先ほど、私、質問の中で質美の保育所のことを言いました。質美、一番古くから、それこそ戦後初めてできた保育所やということで、今広報誌を質美振興協議会の方で広報委員さんを募って公募を得て協力をしていただく方を今、広報誌に携わっていただいております、その中のちょっと資料をお借りしてきたんですよね。そしたら本当に先ほども言いました一番早くから保育所をし、そして給食費も言うたら村費でほとんど賄っておったようであります。やっぱりこれはその質美の地域の住民のやはり教育というものの大事、そのことをやっぱり地域には教育の拠点を置かなくてはいけないという思いで、これはあったんやないかと思えます。つくられたんやと思えます。また2カ所もできたということは、そのときの人数も多かったのかもわかりませんが、そういったことではないかなと思えます。今、ここにもおられる課長さんの中にも質美の保育所へ行かれた方もおられますので、やはりそのときのことを思い出されるんやないかと思えますが、この答申の中ではやっぱり生徒数、児童数が減少するからということで、その時点で統合ということを出されておりますが、この間、18年度に教育委員会の方では、ちょっと5月の児童生徒数の推移の表を見せていただきました。そしたら、この京丹波町には八つの小学校があります。そしてこの18年度を見ましたら、ひかり小学校が355人で、下山が80人、竹野が65人で、丹波で500人ですね。それで、これが平成24年になりましたら、ひかりが253人で100人、ほぼ100人減ります。下山が80人のところが87人になります。7人増となります。竹野が65人、18年度を65人が46人と、19人減ることとなって、丹波では500人おる中386人と、児童数が減るようであります。瑞穂でも桧山で80人おるところが、24年には73人、そして明俊で71人のうち43人、三ノ宮57人が24年には26人、それで質美は43人のところが14人と、こういうふうにして、瑞穂では18年度では251人ですが、24年度になれば156人と、一応これは転入転出がなかったとして出されておる数字であります。私この今質美の保育所のことをなぜ言いましたかと言いますと、やはり生徒が数だけで、今ほんまに全国的にもう少子化になっているんやから、児童数は減って当たり前ですわね。この今言いましたように、どこも減りますし。そしたらその児童数だけで、もしこれされるとすれば、これ丹波と瑞穂で、言うたらこれ1校になりかねないなという、24年になれば542人になるんですけどね。これ35人学級として計算しますと、1学年3クラスなんですよね。そやからまあそれがよいとか悪いとかじゃなくして、もう児童数だけで言えば、こういうことになるんやないかなと。先には。生徒が増えなかったら。しかし質美の場合、先ほど言いました、やはり地域にはそういった施設、公共

施設が必要だという、またそういった教育というものは、やっぱり地域の中心となるべきものであるという思いがあって、こういった保育所がもう早くからつくられたんじゃないかなということを町長にも認識していただけたらうれしく思います。そのことを踏まえまして、やはり町長としては、この答申だけを踏まえて尊重するのではなくして、やはり地域の均衡、バランスを考えるならば、先ほど私の質問の中にありましたように、バランスよく公共施設を設置することも一つの地域の活力の発展の議題にもなるんじゃないかと、私は思いますが、その点、町長の意見をお伺いいたします。

2つ目の公共施設の跡地利用でございますが、今も言いました質美保育所も含めて、今年度から増えます。今、質美の振興協議会ではこの質美の保育所の跡地をどう利用しようか、そういったことをやはり今役員なり区長なり、みんなで集まって、今2回ほど集まりましたが、なるべく閉めずに利用できないものか、そのことを今話し合っている最中でありまして。その中では、やはり住民の皆さんに意見を聞くべきだということで、アンケートをとることも一つの方策やなということで、そういった方向で今進められようとしておりますが、もしこういった何をするにしても、やはり住民だけの知恵では限られたこともあります。やはり行政として、専門家を入れての知恵をいただくこともできるのかどうか、その点もちよとお伺いいたします。

それと、先ほど瑞穂病院のことも言いました。不審者がおったり、昨日は窓が閉まっていたのにけさは開いてたとかね。いろんなことをお聞きします。だから近くにそういった何にもない、まして病院というものは余り気色のよいものではありませんので、早いうちにちゃんと、あるお年寄りの方、わざわざ電話をされてこられまして、これだけ年寄りが多くなったんやから、やっぱりそういった老人の集う場所にしてもらえることもできひんのかといった意見をお聞きしておりますので、やはり今財産検討委員会で審議するというをおっしゃいましたが、やっぱり地元の施設は地元の方の意見も取り入れることも必要ですので、やはりこの検討委員会で審議することも必要ですが、やっぱり地元の住民のそういった意見もこう集約するところも必要ではないかと思っております。その点もお伺いします。

子育て支援であります。出産祝金をちょっと上乘せしたので考えていないという答弁がありました。私調べさせていただいたら、この19年度1月31日現在、この1子から6子までおられまして、1, 101人です。そのうち3子以上は231人、内訳を言いますと3子が201人、4子が26人、5子が2人、6子が2人でございます。これ、私、先ほどちょっと答弁漏れがあったと思いますが、その持ち出し分が減った分、確かに9月からの実施なので、微々たるものではあるかと思っておりますが、どのぐらいの持ち出しが減ったのか、

そこを金額わかりましたら答弁をお願いしたいのと、「すこやか手当」で旧瑞穂の場合は3子で3,000円、4子以上は5,000円払っておりました。今この3子以上で計算しましたら、年間75万円で済みます。月6万2,500円であります。もし、それでも多いのやと、無理やというのであれば3子以上、これ一律3,000円にいたしましても、年額69万円であります。もうこんなことはあれですけど、町長の懐は大きいんで、町長のお話でというぐらい言いたいんでありますが、年間69万円のお金で、やっぱり若者は今ものすごく生活も大変であります。それでも頑張っておられる中、微々たるものと思いますけれども、月3,000円いただくだけでもものすごくお母さんにとってはうれしいものであります。そういった子育て支援、若者定住の一つの進めるためにも、再度もう一度お考えがないのかお伺いいたします。

また、水の問題であります。先ほどからそれぞれの思いがあるんやと、思いが違うんやとということですが、それは思いはもちろん違うので、質問するんであります。思いが一緒やったら質問いたしません。

まず人口であります。私が先ほど質問の中で国勢調査と水道事業計画との実績値の違いをどう見るかと言いました。平成7年と12年で、実績値の人数が違うわけであります。それと、先ほどは答弁ありましたが、保健福祉の方とどう違うのかといたら、政策的判断が入っているのと入っていないのとやというふうにおっしゃいました。しかし、私たちにとってはやはり基本となるのは人口であります。先ほどの、そしたら福祉計画の方には6,000人は入っていないということですが、この福祉計画のこの中には、そしたら団地の方は入れないんですか。そこは私おかしいんやないかと思えます。

それと今、今度答申に出されます総合計画を私も審議会の中に入っておりますが、その中で、1万8,000人の人口がされておりますが、これは和知も入っているわけであります。和知入って1万8,000人でありますよね。ですから水道計画は瑞穂と丹波だけで1万9,000人ですね。私そこもちょっとわからなくて、どういうふうな人口の基本が出されているのかなと、そこもちょっと疑問に思って審議会の中で質問もいたしました。まああんまり質問をしていましたら、そのことについては、ほかの議員、水道の方になってしまって、また時間とりますと思ひまして、そこで聞くだけにいたしました。そこから見ても人口予測というのが、何かあいまいであるなということをおもいます。その辺のまちまちである、そういう基本と、その人口の整合性がないということはどういうことかなと、その点ももう一度お伺いしたいのと、企業事業所の12月議会では名前を言っていただけませんでした。私たちが行ったところは、町が調べたとは違う可能性もあるとおっしゃいました。それ

では私ちょっと言わせていただきます。11月に、日にちまでは言いませんが、11月に17、20、21と府会議員団と私たち共産党の議員団で、それぞれ足を運んで行ってまいりました。一つは近畿紙工であります。そして野崎印刷、創味食品、瑞穂ゴルフ、グリーンランド瑞穂、丹波ワイン、そしてクロイ電機、大谷ライティングガラス、前は黒井ガラスと言ったそうですね。それとイシイ食品、そして瑞穂農林、金門の製作所、太陽工業、府立の丹波自然公園、大豊堂と瑞穂病院と、15カ所回ってまいりました。その結果が、欲しいと言われたのは大豊堂さんが、今度20年に拡張したいから200トンは欲しいねとおっしゃいましたし、創味食品は今のところ計画はないが、拡張するとしたら200トン欲しいと、あとのテクノパークも行きましたが、そこは飲料水は高いので工業用水は欲しいと。大体全体的に言いまして、みんな節水を努めておられました。企業自体が。このことを見ましても、15年度に調査をされたということではありますが、16年にこれ見直しをされてますわね。ダムの。評価委員会で。もちろん。そのとき、そやからそのときはそのまんまもう事業所は聞き取り、もう一度聞き取りすることなく15年度のままでいったということになるんですかね。だから私たちが、昨年行った調査はこういったことでありました。だからどちらが正しいかというのは私は言えませんが、私たちは去年のことです。町が調べたのは、15年度であります。どちらが正確なものかな。もう一度町の方もきちっと、それならば新たにもう一度そういった事業所を回って、ちゃんと課長なり、それが回ってきっちり水の需要の確約を判こを押すなりしていただいてこそ、はじめて何ぼという水量が出るように思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 小学校の統合の問題でございしますが、地域に公共施設の大切さというのは、議員おっしゃるとおりだろうと思いますし、特に今もご指摘がございました、その戦後間もなくの、それぞれの地域住民の皆さん方の思いというのは、非常にこう今では考えも及ばないほど熱いものがあったのではないかというふうに思います。私も振り返りますと54年前ですか、第一期の下山保育所の卒園児でございしますので、当時のことは比較的よく覚えておるつもりでございしますし、議員ご指摘のような、いろんな地域の熱い思いの中で保育所が運営されていたように思います。何もない当時におやつでございしますとか、月に何回かの給食を楽しみに1年間通った覚えがございします。

そうした中で、小学校の統廃合をどう考えていくかということでございまして、私は児童数が減るからどっかに1カ所にまとめてしまえという、荒っぽい思いはいたしておりませんし、先ほど申し上げましたように、現実には現実としてどうそれを受けとめて、お互いが考え

ていくのか。これは大人だけの判断ばかりではいけないわけでございますし、やっぱり子どもたちがこれから次代を担うためにしっかり教育を身につけるという観点で、どういう教育環境を整えていくか、このことも非常に大切な部分であろうかというふうに思います。保育所の統廃合のときにも保護者の皆さん方から保育所は一定理解できるにしても、小学校はどうするんだと。また、その環境がもとに戻るではないかというようなこともおっしゃっておりまして、保護者としてはできることなら、小学校も統合について早く結論を出すべきではないかというようなご意見も一方ではあったところでございます。そうしたことも踏まえて、本町が抱えております八つの小学校をどうしようかということは、それぞれが考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。特に、和知では既に地域では統合がなされておりますし、丹波も旧の須知、あるいは高原小学校が統合して、ひかり小学校になっておるわけでございます。そうした面で、瑞穂地域の4小学校をどうしていくかということについては、やはり地域の皆さん方の、そしてまた関係の皆さん方に現状をお知らせをする中で、十分こういろんな角度から検討をいただくことも、非常に大切ではないかというふうに思っております。19年度早々教育委員会を中心にしながら、いろんな皆さん方と、この16年出されました答申をそのままということではなしに、こういうこともその時期としては出されていたということも踏まえて、説明を申し上げ、検討をしていきたいというふうに思っております。

次に、質美保育所の例も跡地の利用も言っていたいたわけでございますが、特に旧瑞穂病院の跡地等の利用についてでございますが、現実的になかなか地域の皆さん方で、どうそれぞれの施設を活用していくのかということについて、非常にこう難しさもあるというご指摘でございます。このことはやっぱり行政が幾ら打ち出しても利用していただかなければ何の値打ちもないわけでございます。やっぱりそれは一番周辺の皆さん方がその望まれている形をつくっていかねばならんというふうに思いますし、施設のすべてを使うのか、あるいは部分的に使うのか、いろいろ手法はあろうかと思えます。議員おっしゃるように専門家を入れて、また新たな見地から考え直すとか、いろいろあろうかと思えます。本当にこの辺では協働のまちづくりといいますか、その住民自治組織によるという部分も非常にこう大切にしたいという思いは、つくれつくれではなしに、やっぱりどうお互いが同じ課題に向かってしっかり自分たちの役割をどう果たしていくかという部分では、まさしく協働をしながら進めていかないと、仏つくって魂入れずというようなことになっていけないうのかなというふうに思っております。十分そうした面では、これからいろんなそのあいております施設はあるわけございまして、十分、それらをうまく使っていくことが、またその時代、

時代の知恵でもあろうかと思っておりますので、今後も跡地利用については、先ほど申し上げましたように、財産運営委員会等も設置しながら、また時折専門家の方の意見も聞く中で、住民の皆さんとともに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、旧瑞穂病院の施設等につきましては、現在のところ普通財産とはなっておりませんで、病院事業会計で財産管理が行われておりますので、この辺も整備をしていかなければならんというふうに思っております。当然のことながら、まだ起債残高もあるということもありまして、一気につぶすということにもなかなかいかんのかなというふうに思っております。この辺も施設によって、まだその梅田の保育所でございますとか、なかなかこう耐用年数の問題でございますとか、いろいろ課題もありますので、そうしたことも含めて、どう使っていけるかということについては、今後もさらに検討をしてまいりたいというふうに思っております。

子育て支援でございますが、詳しい数字はまた担当課の方から説明をさせていただきたいと思っております。

いわゆるその次、その次というのはあろうかと思えますし、これまでの体質が行政そのものがそういう形で行政サービスを展開してきたということもあろうかと思えます。しかし今は少しそうした面では、一度立ちどまって考えるべきではないかというところだろうというふうに思えます。そうした面では、合併協議で財政難ということはあるでしょうけれども、やっぱり制度として、一定整理をするべきではないかということだったと思っております。そのことが現状、進めさせていただいております出産祝金の増額の方が、より親御さんにとって子育てをする上でいいお手伝いになるのではないかと、こういう判断があったのではないかとこのように思っております。私は現状、何十万円で済むから出したらいいという考え方は持っておりませんし、それが何百万であれ何千万であれ出さなければならんときは出したらいいんだろうというふうに思っています。やっぱりこれから本当にこう財政が厳しい中で、まず健全性を求めなければならないのは大事でございますけれども、さりとてこうした部分をカットしていこうという思いもいたしておりませんので、最低限のことは続けながら財政の健全化も図っていくようにしなければならん。それがこうした小規模の合併を選択した町がとっていかなければならん道筋であるというふうに思っておりますので、議員ご指摘のこともわからんわけではないんですけれども、現状のところは先ほど申し上げましたように、今進めております出産祝金でそうした部分は何とか子育て最中の皆さん方にご理解をいただきたいなというふうに思っております。

ダム関連の水の問題でございますが、先ほども一定説明をさせていただきましたように、

推計のあり方でございますとか、数字があっちとこっちとばらばらではないとか、いろいろあるわけでございますが、それぞれの目的のためにいろんな数字が出てきておるといことがあろうかと思えますし、それをすべて集めてみれば、差異があると。こういうことだろうというふうに思います。その中身等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、それ以上のことはないわけでございますが、このダムの建設に向けましてのいろんな推計等につきましては、先ほどから申し上げておりますように、16年度に見直し、変更をいたしまして、現在その数値をもって、京都府にお願いをいたしておるところでございますし、京都府もそのことはお認めをいただいて、今事業推進をしていただいておりますのでございます。今後におきましても、今もいろんな事業所の増量要望等について、どうだということをおっしゃるわけでございますが、前から申し上げておりますように、15年度に調査をいたしました中で、今示しをさせていただいておりますような要望があったと、個別のことについてはここで申し上げることは控えさせていただきたいということは何回も申し上げているところでございますので、ご理解を賜わりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまの坂本議員さんの子育て支援に関連します中で、府の医療制度の拡充によって、町単費の事業がどのぐらい影響を受けるんだということのご質問でございますけれども、これはあくまで医療費でございますので、この19年度どうなっていくかというのは実際見えてこないところでございますが、平成18年度の状況の中で、このたびのその府の制度の拡充によって、制度的に適合すると、適応して単費から府の補助に一定になってくるという範囲を算定いたしましたところ、対象となる額は全体で97万円程度でございます。したがって、府の補助金はその2分の1でございます。94万円の2分の1でございますので、47万円程度が町の単費分の持ち出しが減るものと考えております。ただ、ご質問の中での全体のその影響額、当然医療費の振り分けはなるわけでございますけれども、この制度の体制によりまして、当然町の事務費も増えてきます。と申しますのは、証の発行でありますとか、あるいは電算機器の改修でありますとか、そういうもろもろの部分も制度改正によって対応しなくてはならないということでございます。47万円程度でございますが、それは4カ月分になると思います。実際は、19年度においての47万円は4カ月分ということございまして、実際その事務費にかかるものも同額以上が多分かかってくるであろうと思ひまして、19年度においては制度改革によって若干の、町持ち出しは若干増えるのではないかなど。逆に、そのような状況があるものと想定をしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6 番、坂本君。

○6 番（坂本美智代君） 最後の質問といたします。

公共施設の利用なのでありますが、財産の運営委員会で審議をしていただくということがあります。しかし、その中にはやはりそれぞれの地域の方は入っていただくわけですが、十分その中に住民のそういった声をどういった形で吸い上げていくのかということも、新たに考えていくべきやないかと思えます。

それと、小学校の統合であります。確かに今町長は児童数が減るだけで、統合とは考えていないとおっしゃいました。ほかを見ましたら和知も統合しているし、丹波もひかりができています。それまでに長い時間も要したと思えます。そやから短期間でこういった答申を出されているからというふうに持っていくんやなしに、やっぱり美山何かはどうしてこの地域に学校を守るかという取り組みで、里親制度というものをそれぞれ地域が勉強をされたりして、里親制度をしておられます。それがすぐ質美にどうこう、それぞれのこの学校がなくなると、これにどうこうとは言えませんが、やはりそういったことも考えた上で、やはりすぐ結論というのを出すんやなしに、やっぱり地域の方が、やはりこれでは無理やなど、やっぱり言われる、やっぱり地域の方が結論を出すということも考えるべきではあるように考えますが、その点、簡単でよろしいんです。時間が大分超過しておりますので、答弁をお願いいたします。

それと今子育て支援で、4 カ月分 4 7 万円ですね。町の持ち出し分が 4 7 万円減ったということになるんですが、先ほど町長は次から次という方法ではということですが、私はそういった別に新たに何をせよとか、お金を生み出してという、これは言うたら府が行ったことによって町が持ち出しが減ったんやから、その分でやはり少しでも若い人の子育てに支援できないかなという思いで質問をしたわけでありまして、今ちょっとさっと計算しましたら年間、これ今年度は事務費が何ぼは要りますでしょ。だから来年度からはまあざっとだけの計算であります。1 0 0 万円以上はその 1 8 年度のもとでしましたら、1 0 0 万円以上は浮くように感じますが、やっぱりそういった子育て、子どもをできるだけ増やしてほしいという思いで、できるだけ、そしてまた京丹波町に来れば、そういった「すこやか手当」があるんやと、少しでもそういった若い人たちがこっちで子どもさんを産んでもらえる、子どもが増えればやはり町も活気がつきます。そういった思いで子育て支援のこういった「すこやか手当」というものを復活してはどうかという私の思いがありまして言わせていただいたのであります。

またその点も簡単でよろしいですが、よろしく申し上げます。もうダムのことは、なかなか

か町長とかみ合いませんので終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今、公共施設の跡地利用につきましては、これからいろんな整理がついたもの等につきましては、財産運営委員会等で検討をしてみたいというふうに申し上げておりますし、そのことはそのことと合わせて、また地域の皆さん方の意見も集約をいただきながら、並行して進めていかなければならないというふうに思っております。

統合につきましては、今どうするというで申し上げているわけではなしに、現状の課題をそれこそ保護者の皆さんを中心に、地域の皆さんとも認識をともにしながら、どうあるべきかということをして19年度から少し話し合いをさせていただこうかなというふうに思っているところでございますのでご理解を賜りたいと思います。

また、子育て支援につきましては、本当にこういった考え方があろうかと思ったり、いろんな奇抜なアイデアも打ち出されているところもあるわけでございますし、もっともその社会から応援をしていただかないと子どもが産めないという言い方もありますし、お金だけではないわなという言い方もありますし、そうした面では一定本町としてはでき得る限りの支援をさせていただきたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、また別の子育て支援、相談の部分でありますとか、いろんな面で実際、経済的な問題ではなしに、育て方について非常にお悩みの親御さんもおいでになるということもありますので、そうした面でサポートができるような体制も今進めようというふうに思っておりますので、そうしたことも含めて少し財源に余裕が出てきたんではないかということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、「すこやか手当」を復活するということは、今考えてないと。ほかの支援のあり方というのは、また広く進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 次に篠塚信太郎君の発言を許可します。

13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚でございます。

通告に従いまして、一般質問を行いますので、明確なご答弁をお願いいたします。

まず、第1点目は、少子化対策についてでございます。町長にお伺いいたします。

ご承知のとおり、我が国の人口は2005年に国定調査が始まった1920年以来、第2次大戦による影響を除きまして、初めて人口が減少に転じました。これは合計特殊出生率が1.25の水準に低迷していることが原因でございます。

今日、特に成熟した文化を持つ先進国におきましては、軒並み少子化が進行いたしており

ます。例えば、欧州全体の合計特殊出生率は1.40ということで、中でも東欧地域を中心に低迷していることはよく知られているところでもあります。一方、フランスをはじめ、手厚い支援策などが奏功し、出生率が回復している国もあることは事実でございます。もちろん結婚も出産も個人の意思で自由に選択される時代です。けれども働く環境や出産・育児費用の増大などの理由で「やむを得ずあきらめている」そんな声がたくさん聞こえてまいります。

妊婦健康診査につきましては、母子保健法第13条により、市町村は必要に応じ妊産婦または乳児、もしくは幼児に対して健康診査を行い、また健康診査を受けることを勧奨しなければならないと規定をされております。妊婦が受診することが望ましい検診回数は平成8年11月20日付児発第934号局長通知によりますと、妊娠初期より妊娠23週第6月末までは4週に1回、妊娠24週第7月より妊娠35週第9月末までは2週に1回、妊娠36週第10月以降分娩までは1週間に1回でありまして、これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度になります。さらに出産後2回、産前産後合計16回の受診回数となります。妊婦の14回の検診にかかる平均的な費用は一人当たり約11万7,000円でございます。健康保険の適用がないため、出産世帯にとりましては相当な負担となっております。

健診費用の公費負担の経緯につきましては、昭和44年度から府が委託した医療機関において低所得世帯の妊婦を対象に、国3分の1、府3分の2の公費による妊娠前期後期各1回の健康健診を開始をいたしました。昭和49年度からすべての妊婦につきまして、妊娠前期及び後期各1回、府が委託した医療機関において健康診査を実施ということでございます。国庫負担率は3分の1、府負担率は3分の2で当初と同じ割合でありました。平成9年に実施主体が都道府県から市町村に移管されまして、平成10年度から妊婦健康診査費用を一般財源化し、地方交付税措置となり現在に至っております。

公費負担の現状につきましては、平成16年度実績で全国平均が2.14回、実施率は96.8%となっておりますが、公費負担の回数の平均が高い都道府県は、秋田県が8.16回、香川県が4.11回、富山県が4.00回となっております。本町では現在2回の無料健診が実施されているところであります。

少子化対策としまして、国の平成19年度予算において、妊産婦無料健診費用の助成が大幅に拡充をされます。

これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成は、おおむね2回分として、国全体で130億円が財政措置をされてきました。これが平成19年度には子育て支援200億円と合わせまして、約700億円に拡充をされます。標準団体10万人当たり3,000万円程度の拡充となります。本町の現在の出生数を考えた場合、十分5回以上の妊婦無料健

診が実施できるだけの交付税措置がされるということになります。

愛知県大府市では、平成19年4月より、妊婦無料健診は従来3回から11回増の14回、産婦は新たに1回、合計15回を公費負担されるようであります。

本町におきましても、少子化対策として妊産婦の無料健診回数を5回以上にされる考えはないかお伺いいたします。

次に、公債費負担の軽減対策について、町長にお伺いします。

平成19年の予算編成方針の基本的な考えの中で、一番目に上げられていますのが、将来の財政負担の軽減のため、地方債の繰上償還を行い、実質公債比率の引き下げを行い、財政の健全化の確保に努めると、強い決意を述べられております。

公債費負担適正化計画を策定し、平成19年度に2億円を繰上償還し、さらに平成18年度補正予算で3億円の繰上償還が行われるとのことでありまして、適正化計画最終年度の平成24年度までは、大変厳しい財政運営となることが予測されますが、どのような状況になろうとも本適正化計画を貫いていただきたいと願っております。

総務省の平成19年度地方財政対策の中で、公的資金の繰上償還による公債費負担の軽減策が盛り込まれております。行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金である財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金の繰上償還を補償金なしで行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものであります。平成4年5月までに借り入れた5%以上の金利の地方債が対象となり、その繰上償還の財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できるということになっております。

公債費の負担軽減を図る上で、非常に有効な臨時特例措置でありまして、また、繰上償還の利益は最終的には住民の負担の軽減につながる施策であり、是非この特例措置を活用し、繰上償還をされるお考えはないかお尋ねをいたします。

そしてこの繰上償還の対象となる地方債は、公営企業債がほとんどではないかと思われませんが、どれぐらいの額があるのか、そしてこれを例えば2.3%で借りかえをした場合、利子負担はどれぐらい軽減されるのかお尋ねをいたします。

次に、児童生徒のいじめ問題の取り組みについて教育長にお伺いします。

文部科学省のいじめ問題に対するマニュアルは、学校においてはいじめ問題に関する基本認識として「どの子にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、いじめ問題が生じたとき、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、解決に結びつけるため、全教職員が一致協力し、指導に取り組み体制の確立が必要であると言われております。また、教育委員会における取り組みとしては、いじめ問題の解決に向けて、各学校の実態に応じつ

つ、校内研修の講師として指導主事や教育相談の専門家を派遣するなど、各学校の取り組みを積極的に支援するとともに、学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行い、特に困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当指導主事等を派遣するなど、問題解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たることとされておりますが、いじめは問題が発生した場合、どのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

次に、いじめる児童生徒への指導・措置といじめを受けた児童生徒への心のケアについて、お伺いします。

いじめを行った児童生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの児童生徒と異なる場所で特別な指導計画を立てて、指導することや、いじめの状態が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめる児童生徒に対し、出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応を取ることも必要であるとされておりますが、どのような指導措置を取られてきたのかお尋ねをいたします。いじめを受けた児童生徒への心のケアにつきましては、教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図るとされておりますが、どのような心のケアを行われたのかお尋ねをいたします。

次に、地域の連携しいじめ問題の取り組みとして、また市町村では連絡協議会の設置やモデル事業が数多く実施されております。岩手県山田町では、平成8年5月より「児童生徒のいのちと心をはぐくみ連絡協議会」が設置され、各関係機関の情報交換及び連携により、町内、校内でのいじめはほとんど見られない状況になった。さらに、児童生徒の郷土理解、国際理解、環境問題、福祉、ボランティア活動への取り組み等を通して、児童生徒の心の成長を促すことができ、いじめが予防に効果を発揮したとのすばらしい事業成果が報告されており、本町においても、このような連絡協議会等を設置される考えはないかお尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 篠塚議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の少子化対策についてでございますが、妊婦無料健診を5回以上に拡充する考えはないかとのご質問でございますが、現在、妊娠前期1回、妊娠後期1回利用できるよう、妊婦健康診査健診票無料券でございますが、2回分交付をいたしております。ご指摘のとおり、厚生労働省は平成19年度予算措置として、地方交付税を拡充し、市町村が無料健

診の回数を上乘せできるようにする方針を出しましたが、この妊婦健康診査事業は京都府と京都府医師会が協議、京都市を除き、回数・単価・受診票を統一し、産婦人科協力医療機関で実施している事業となっております。

平成19年度中に京都府と京都府医師会が調整されることになっておりますので、ご理解いただきますようよろしくを申し上げます。

次に、公債費負担の軽減対策についてであります。平成18年度から地方債の発行に伴う許可制度が協議制度へと移行したことに伴い、従来の起債制限比率にかわり公営企業への繰り出しや一部事務組合に対する負担金などを加えた実質公債比率という指標が新設され、本町が地方債の発行に知事の許可が必要となる18%を大きく超える19.6%となり、公債費の負担が大きく厳しい財政運営が迫られております。

今後、財政健全化のために、行財政改革を一層推進し、財源を確保した上で臨時特例措置である政府資金の繰上償還及び民間資金の繰上償還を行い、後年の公債費負担を軽減することが必要であると考えておるところでございます。

繰上償還の対象となる地方債の額は平成18年度末の一般会計債で1億7,437万5,000円、公営企業債で2億2,269万8,000円となっております。平成19年度の一般会計当初予算におきましても、政府資金7,532万3,000円を含む2億円の繰上償還を予定をいたしておるところでございます。

繰上償還の対象となる地方債の額を2.3%の利率で借りかえた場合、一般会計債で通常の償還額に比べ、約1,394万1,000円の軽減となりますし、公営企業債で7,441万3,049円の軽減となるところでございます。

以上、篠塚議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 篠塚議員さんの児童生徒のいじめ問題に対して、お答えをさせていただきます。

いじめのみならず、悪質ないたずらですとか、嫌がらせにつきましては、人間の尊厳という観点に立って絶対にこう許さないという毅然とした態度で臨みますとともに、いじめなどを受けている児童生徒がそうした行為によりまして、どれだけ傷つき苦しめられているかということに気づかせ、まずそうした行為をしないよう、やめさせるよう指導することが重要であると考えております。

また、いじめてしまう気持ちや、その子の背景にある心の葛藤を聞くなどして、その子の心の安定を図りますとともに、よい面、あるいは頑張っていることなどを具体的な場で評価して

いくことが、自他ともに尊重する態度の育成につながっていくものと思っております。その際、保護者との緊密な連携を行うことはもちろんでございますが、場合によりましては、児童相談所、教育センターの臨床心理士などに相談をいたしますなど、関係機関等、連携しながら問題の解決に当たっていくことが大切だと考えております。

いじめられたり、悪質ないたずらですとか、嫌がらせを受けた児童生徒に対しましては、その内容やつらい思いなどを親身になって聞いてやりますとともに、全力で守ることを約束することにより、安心感や信頼感を持たせることが大切でございます。この場合にも保護者との緊密な連携はもちろんのこと、関係機関とも連携しながら、問題の早期解決に全力を尽くさなければならないことは言うまでもございません。

また、いじめなどの問題を単に個人間、グループ間の問題とせず、学級や学年、学校全体の問題として解決に当たることが大切なこととございまして、そのことがいじめを許さない学級や学年、学校づくりにつながって、教師や学校の信頼にもつながるものと考えております。

町内の各学校におきましては、以前よりこのような観点から、いじめなどの事前防止と早期発見・早期解決に向けた取り組みを進めているところでございますが、特に、いじめの問題につきましては、学校のみで解決することに固執せず、本年度から本町で実施をいたしております外部評価委員会、これは各小学校、中学校それぞれに5ないし6名の委員さんで構成いたします外部評価委員会を今年から立ち上げさせていただいているわけでございますが、そうした中で、報告・相談するなど、保護者や地域住民の理解や支援を得るようにしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） いじめ問題につきまして、教育長さんに再度ご質問をさせていただきますが、町内小学校におきまして、深刻ないじめ問題が発生しているということで、そのいじめによりまして、昨年4月から不登校となり、現在も学級には入れず、2学期からやっと用務員室登校をしまして、児童会で学習を受けていると、そういう児童がいることはご承知のとおりだと思います。

先ほど教育長さんがおっしゃったような、そういう本当に対応がされていれば、これで1年、大方もう1年ぐらいたつわけではありますが、いまだにいろんないじめがあるということでありまして、どんないじめを受けたかと申しますと、4枚の木札が机の中に入れていたということでありまして、その木札といいますのは、死の札、おもらしの札、あほの札、

ばかりの札の4枚でありまして、その裏側にはその意味がそれぞれ書かれておりまして、その木札は、その背もたれを剥がしてつくったのではないかというように思われておりまして、いつも破損されていることも問題であります。

そのほか、クラスの児童が休んでいるということで、手紙を届けられたわけではありますが、児童を中傷する文書が書かれてあったものが消しゴムで消してありまして、その上にだれかが書き、早く元気になってというようなことが書かれている、そういう手紙が担任より届けられたというようなこともありました。

さらに、最近もそういう学級通信の裏側に、非常に中傷する言葉が書かれ、机の中にも入れられていたということでもありますし、3月2日、つい最近であります、6年生を送る会の全校集会では上履きを別のところに移されるというようないじめを受けて、引き続き受けているということでもあります。これらのことにつきましては、学校も掌握している事例でありますから、文科省のマニュアルに従いまして、本当に早期に適切な対応と指導がされておれば、このような深刻ないじめ問題にはならなかったのではないかというふうに思いますが、この事例について、学校と教育委員会はどのような取り組みをされたのかお伺いします。

それともう1点は、このいじめられた子どもとは別に、町内の小学校で3学期に入りまして深刻ないじめが発生したということで、3月1日にいじめた児童一人を出席停止措置をしたというふうに聞き及んでおりますが、それは事実であるかお尋ねをいたします。

また、この出席を停止した場合、それを解除するとき、解くといいますか、その措置はどのようにされるのかお尋ねをいたします。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今、ご指摘ありましたように、町内の学校におきましても、昨年の4月以降、落ちつかない学級もございまして、いろいろこう指導に入ってもきておるわけでございます。また対応として学校の方でも一クラス、まあ1担任ということになるわけでございますが、1学級2人体制の担任を置いたりして、学級がよくなるようにというようなことで、取り組みをしてきました。その中には、先ほどありましたように、こういじめ的な背景もあるようには報告は出ておるわけございまして、そうしたところを十分こう子どもの意見も聞きながら、また学校と家庭との連携を図りながら取り組んできまして、2学期の終わりぐらいには少々落ちついたかなという思いもいたしておったわけでございますが、また今もありましたように、最近になりましてそうした一つのことがきっかけになっているわけでございますが、いじめ的なことも起こっておるわけでございます。

今出席停止というようなこともおっしゃっておりますけれども、出席停止は教育委員会が責任もってやるものでございますので、出席停止までは行っておりませんが、家庭の方が一日はこう学校の方へ行かさなかったということでございますし、あとは家庭の方で学校を休んでいるというふうな状況も二日程度続いてきたというようなことでございます。学校へ行っていないときでも、いろいろこう学校の方でも担任、あるいは教頭、あるいはまたほかの先生等もその子どもと連携をとりながら対応をしてきておるといような現実があるわけございまして、確かに早期発見、早期解決が前提であるわけございまして、いろいろな観点で、十分でなかった点もこうあるというふうには、こう私自身も反省をしなければならぬ点もあるわけございまして、学校、教育委員会、住民が十分連携をとりながら、保護者とも十分こう連携を図りながら、また子どもたちのいろんな思いも聞きながら、対応に努めておりますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

○議長（岡本 勇君） 13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） それと、いじめられている児童生徒につきましては、希望すればほかの学校へも転校は可能だというふうに思っておりますが、その昨年4月からいじめにあいまして、不登校、また放課後登校、それから用務員室登校をしている児童の保護者に対しまして、お母さんのその親元の瑞穂の小学校へ転校しないかというような打診があったようでありますが、当然これ子どもとか保護者が希望する場合には転校できるということでありまして、学校の方が転校しはらせませんかということを進めるというのは、どうなんかなというふうに思っております。転校はしませんという現状で、この通学が用務員室登校をさせてもらいますということで、はっきり断られたということではありますが、学校からこういうことを言い出すということについて、教育長さんどういふふうにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） いじめ等々、ほかの要因も含めてでございますが、教育委員会はあくまで校区内の学校を指定をいたします。住民登録されているところの学校を指定するわけでございますが、保護者の方から、こういった案件、要因があるので、ほかの小学校に転校したいということになれば、いじめ等につきましてもこの4月から可能になってくるというふうなことございまして、あくまでこれは保護者からの申し出によるものでございまして、学校がそういったことを言うということは、ちょっと不適切かなという思いはいたしておりますが、そうしたことがあったのは、いろいろ以前から報告は受けているわけございまして、一時、保護者の方が親元といいますか、先ほど出ました瑞穂町の方に親戚があるようで

ございまして、そちらの方に転校を考えられた経過があるようにも、以前聞いておるわけ
ございまして、そうしたことが学校の方から出たのではないかというような推測もいたして
おります。

○議長（岡本 勇君） 会議の途中ではありますが、会議終了の時刻が近づいてまいりましたが、議事の都合によりまして本日の会議は延長いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時40分からといたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） それでは、ただいまから平成19年第1回京丹波町議会定例会にお
ける私の一般質問を願います。

今、開会中の国会では18年ぶりと言われる予算案の強行採決が行われました。格差と貧困
の問題をはじめ、事務所費問題など、政治と金の問題を正す国民のこの疑惑にどう答えるの
か、何一つ答えないまま予算案を強行いたしました。数の力で何が何でも強行するやり方は、
絶対に認められません。

強行採決のねらいは、5月3日までに改憲手続法案の日程確保のためとも言われています。
憲法9条改定、海外で戦争する国にしようとするものです。

新聞の世論調査では、「憲法9条を変えよう」という声は、一昨年が51%、昨年が46%、
今年が38%と減っておりますが、国会では憲法9条改正が多数を占めるという、民意を反
映しない状況になっています。

こうした状況を変えるその一歩が、一斉地方選挙であります。戦争反対をはっきり示そう
ではありませんか。戦争反対を命がけで貫いた党として、憲法9条は何としても守り抜く決
意であります。

格差と貧困が進む中で、地方自治体の役割は一層重要です。こうした立場から、次の4点
についてお尋ねをいたします。

はじめに、午前中、水道問題の質問の中で、共産党として公に「一人でやった、やった」
と、こういうことを発表したことはないことは申し上げておきたいと思えます。

第1に、畑川問題と丹波・瑞穂水道統合整備事業についてお尋ねをいたします。

この問題は、12月議会でも、また先の同僚議員の質問もございましたが、京丹波町にとりましても、また町民の暮らしの上にとっても重大な問題であります。そういう点を踏まえてお尋ねします。

畑川ダム計画については、京都府が行う事業でありますから、京都府議会でも当然議論をされております。さきの予算総括質疑で、人口が開発団地で6,000人も増える、その根拠はと問われて、知事は、「地元の京丹波町が増えると言っているから否定できない」などと、こういう無責任な答弁をされております。

京都府は、人口が増加する水道統合計画書を受領し、許可をした責任はないのでしょうか。許可責任は当然あります。都合が悪くなれば、地元の責任として突き放し、最後は京丹波町民に責任と負担を押しつける、こういう問題になってしまう。これでいいのでしょうか。

水源確保や水の供給は、自治体の責任であることは水道法でも定められております。しかし、見込みもない過大な見積もりで人口増を見込んで、このまま進んでいけば、「見込み違いでした」ではすまされません。最後には、直接それを使用する町民が負担をすることになります。

この問題は、30年、50年先の話ではなく、統合事業計画では12年後に2019年、平成30年までの計画になっているのであります。この計画で見ると、人口6,000人増えない、事業所の増量が達成できなければ、水道料金はこれまでの料金の上に、4人家族でさらに10万円余りの負担増になります。こんな無謀な計画を、未給水区域の人口増を中長期的に考えたもの、人口が増える根拠は、アンケートで3割も住みたい人があるなどといまいで、町長の願望だけで事業を進めることに町長は本当に責任を持てるのか、アンケートの内容は十分吟味をされたのか、見通しが甘かったとか、住民ニーズが変わったなど、行政責任や政治責任が回避できるものではありません。

第1にお尋ねしたいのは、開発団地で6,000人の人口が増える。1人が1日272リッターを使用する。6,000人で2,180トンの水が必要。企業からの増量要望を合計すると3,000トンの水が必要、合わせて5,180トンが不足するために、畑川ダムから取水する計画ですが、人口が増えない、企業の増量がないとなれば、投入した費用の負担は水道料金で負担をするのか、町財政で負担をするのか、民間と同じように事業者責任をとるのか、だれがその負担を負うのか、明らかにされたいと思います。

2つ目に、水があれば、6,000人も人口が増える根拠は、アンケート結果からと議会でも答弁されておりますが、町長はアンケートの集計や内容をよく吟味をされたのか。

平成15年に実施されたアンケート調査は、19の団地（丹波8、瑞穂11）、7,49

3区画に対して行われております。瑞穂地域の大倉ハイツが京都縦貫道の予定区域になるために、その画数や回答数などが除外をされて、総合整備計画の根拠になっています。

アンケート調査結果から、区画全体数7,493区画数のアンケートを送しなかった1,935件と、宛所不明で返ってきた956件、合わせて2,909件、連絡もつかない人たちが対象外と考えるのが当然ではないでしょうか。また、回答なしが2,607件ありますが、これも対象外と見るべきです。感心があれば、現時点で「給水要望なし」と回答が来ているのも事実であります。実際に、985件の人から、「給水要望なし」と返送されてきているのであります。

アンケートでは、給水要望が90件、インフラ整備次第が485件、合わせて575件であります。調査を送した数で見ると11%余り、全体画数で見ると7%余り、しかし、水要望もありません。全体の区画30.8%で人口増を見るのではなく、回答された1,866区画を分母にして見るべきではないでしょうか。

こうした結果からも、開発団地に水があれば、6,000人も増える根拠とされたアンケート結果から、全く見込みのないものであることは明らかであります。6,000人の人口増の根拠を明らかにされたいと思います。

3つ目に、下山のテクノパークの問題です。58年に950区画の加入分担金が入金されているので、使う、使わないに関係なく、1,000トンの水を供給しなければならないと、6月議会で町長は答弁をされました。24年前の約束ですから、当時の相手側の業者はいないですし、住宅団地への給水が目的であったことから、企業への給水となれば、当然その目的も内容も変わるのが当然であります。

1,000トンの水を供給する相手はだれなのか。使う、使わないに関係なく水を供給すれば、費用は町民が負担することになるわけでありまして。だれが負担をするのか、明らかにされたいと思います。

4つ目に、水質の問題として、統合整備計画では10億円を投じて高度処理をして水質を改善することになっております。10億円は、町単費の負担となり、ダム建設費の負担18.5%と合わせれば、24億2,500万円余りで大きな負担となります。負担軽減の策かどうかわかりませんが、上新田のふん尿が直接ダムに流入しないように、一たんせきとめて、それをダム下流にパイプで流すことが検討されていると聞きますが、それは事実であるのか。また、下流となる下山地域や和知の地域には何の問題はないと考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

5つ目に、水質の問題で、ダム上流である畑川は、南丹市日吉町の畑郷から流れてきてお

りますが、日吉平団地近くのスクラップ置き場や、ふん尿が野積みされている箇所もあります。これは不法投棄と言えるものですが、畑川ダム上流の環境保全や水質の保全はどこの機関が責任を持って行うのかという問題です。

保健所の管轄と言って、問題が起こるまで放置されるのか。今後の対応とあわせてお伺いしておきたいと思います。

水質の保全からも、水道水を取る場所としては、現在の場所は適当ではありません。水需要予測も見通しも持てないことであることも明確になっているダム計画は、勇気を持って中止をし、町民が安心して暮らせる医療や福祉重点の京丹波町政を目指すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねしておきます。

第2に、農業振興対策についてお尋ねいたします。

一つ目は、品目横断的経営安定対策についてお尋ねをいたします。

平成19年度から実施される品目横断的経営安定化対策は、国際競争力に耐えられる経営を目指すとして、個別経営4ヘクタール、集落営農20ヘクタール規模で、経理の一元化や法人化計画、地域の農用地の3分の2以上を集積する目標、担い手に他産業並みの所得を保障する計画など、現実の農業や集落の現状を無視した内容になっており、中山間地域である京丹波町では99%の農家が対象外となります。この制度の対象となる認定農業者は、9名余りと聞いております。この制度に加入しても、「収入減少影響緩和対策」で対象となるのが米だけで、標準的収入と販売収入との格差がマイナスとなった場合に補てんするものですが、認定農業者の大半は独自で販売ルートを開拓し、行っている中では、米価が下落して農協出荷価格との差があったとしても、加入して何の役にも立たないもので、加入のメリットがないというのが実態です。

4月から受付が始まるこの制度への加入希望はあるのか、一つは伺っておきたいと思いません。

また、集落営農組織は、3組織が対象と聞きましたが、加入希望はあるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思いません。

京丹波町のような中山間地域では、地域の特徴や特性を生かした農業振興策が必要と考えます。`05年の農業センサスでは、50万円以上の農産物を販売した農家は392戸、26.6%で、73.3%の1,079人が50万円以下の農家であります。農産物を販売した農家で100万円以下の農家が88.1%で、大半であります。

京丹波町のような中山間地域では、地域の特徴や特性を生かした農業振興策が必要と考えます。朝市や道の駅など、直売所への支援や「丹波高原有機の里」など、特色ある取り組みが

必要と考えますが、その見解をお伺いいたします。

2つ目に、新規就農者の受け入れと支援についてお尋ねをいたします。

旧和知町では、3世帯、1人は独身であります。新規就農者を受け入れております。町の支援とともに、受け入れた集落や地域でも援助されていると聞いております。

京丹波町として、初めて、今回、瑞穂地域で新規就農者を受け入れることが決まっております。農家の高齢化が急速に進む中で、帰農への支援も必要であります。新規就農者への受け入れや取り組みは、もっと力を入れる必要があると考えます。

今、40歳までに就農すれば、不十分ではありますが、収納支援制度があります。これは、府の農業会議が窓口となり、制度の運営が行われておりますが、町独自としても支援をすべきと考えます。

例えば、府の制度は2年間支援であります。3年、4年と、2カ年延長を継続するとか、府の制度の上乗せをするなど、支援の方法や、また空きハウスのあっせん、ハウス建設の支援や利子補給など取り組むべきと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

また、「新規就農者の会」などを定期的で開催し、激励や情報交換、要望や困っていることなどに支援を行うなど、具体的支援が必要と考えますが、あわせてお伺いをいたします。

もう1点は、新規就農者を受け入れる要件として、住宅の確保が何よりも必要であります。空き家登録制度などをつくり、あっせん相談窓口など、担当者を含めて取り組むべきと考えますが、あわせて見解を伺っておきたいと思っております。

第3点に、瑞穂病院と和知診療所の運営についてお尋ねいたします。

今、京丹波町地域医療対策審議会が設置され、審議されておりますが、諮問の内容は、本町における町立医療施設のあり方と、地域医療などのあり方について意見を求めています。自治体病院の役割は地域医療の中核的病院として、民間の医療機関では取り組みにくい分野で、住民の命と健康を守るために大きな役割を果たしております。特に、自治体の保健・福祉・医療施設の中心的役割を果たしております。

自治体病院は、生存権を保障すべき国の医療に対する責任を補完することを目的に、不採算医療や政策・行政的医療を積極的に推進していく責務があります。

繰入金は、これらの医療の維持・推進を保障するものとして、地方公営企業法でその基準が定められており、繰入金の一部は、国から病院を運営する自治体へ地方交付税等によって措置されているのであります。

自治体病院も、合理的・能率的な運営に心がけることは当然であります。同時に、地方公営企業法第3条で規定する、「本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されな

なければならない」と定めています。

今、全国的に自治体病院事業に民間的経営手法の導入、経費削減を第一の課題として進める動きや、また患者負担の増加や職員の労働条件低下があわせて進んでおります。経営形態の見直し、さらには地方独立行政法人化や民営化が検討されるなど、再編・統廃合で病院の規模縮小が進められています。

自治体病院が経営効率化最優先の経営に向かい、病院機能の縮小または廃止の方向に進み、住民の命と健康を守る自治体の責任を大きく後退させるのか、それとも、地域の宝としてかけがえのない役割を発揮させるのかという重要な岐路に立っています。

住民の健康実態や医療ニーズなどを踏まえて、保健・福祉・医療を一体的にとらえた行政運営を進めていくことが必要と考えます。

こうした点から、審議会の答申は、幅広い住民参加で議論を行い、京丹波町のまちづくりの中で病院や診療所の果たすべき役割を明らかにする取り組みをすべきと考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思えます。

第4点は、政治姿勢についてお伺いをいたします。

今、格差と貧困という言葉がテレビや新聞でも使われ、格差社会が当たり前の状況がつくられています。京丹波町内でも、商店街では何日もお客が来ない。建築の仕事でも、何日も仕事がないなど、悲痛な声も聞こえてきます。京丹波町として、町内の中小業者の実態は把握されているのか。

また、本年6月から定率減税の廃止も決まっており、それに伴う国保税や介護保険料などへ連動するために、高齢者などは増税となって負担増となります。格差と貧困は、京丹波町でも確実に進んでいます。犠牲者が出てからでは遅過ぎます。今、自治体として相談窓口の開設や減免制度の充実、制度の周知など、広報紙も使って緊急に取り組むべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、畑川ダムと丹波・瑞穂水道組合整備事業についてでございますが、1点目の水道事業は独立採算が基本でございます。建設改良費の財源としての国・府補助金、起債、また起債償還金に対する2分の1の一般会計からの繰入金を除き、すべて水道料金にて賄われるものでございます。

2点目につきましては、東議員のご質問に対する回答をさせていただきましたように、人口6,000人増の根拠につきましては、平成14、15年度に実施された未給水である既

成開発団地における土地所有者に対し、水道水が供給された場合に町水道への加入の意思を確認するためのアンケート結果から、区画数の3割について水道加入の意思があると判断されたことから、区画数も3割により計算した結果が、人口6,000人の根拠となっておるところでございます。

3点目の、テクノパークへの1,000立米の供給相手は、テクノパークに今後立地される企業ということになり、水道料金については一般家庭でも企業においても水道の利用者から徴収されるべきものでございます。

4点目の、近隣のふん尿対策等につきましては、既に処理施設ができており、一定の改善が行われたと認識をいたしております。

また、沢処理についてでございますが、これはふん尿を直接下流へ放流するという目的のものではございません。JR山陰本線保護についてのJR側との協議の中で、山陰本線盛土への直接的な影響を避けるために、ダム貯水池と山陰本線を仕切る構造物を構築し、現存の谷水をダムの下流に放流することで、山陰本線盛土の保全を行う工法として現在検討されているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

5点目でございますが、ダム湛水関係区域は、自治体を越えて広範なものでありまして、また自然や水質を含めた環境保全は、生活活動及び産業経済活動等、多種多様な要素が関連するものであります。

ダム管理者である京都府をはじめ、関係市町が連携を密にし、条例等に基づき、適正な環境保全に努めなければならないと考えているところでございます。

次に、農業振興対策でございますが、1点目の品目横断的経営安定対策についてでございますが、議員もご指摘をいただきましたように、本町におきましては品目横断的経営安定対策に加入できる要件を備えているのは、農業者では認定農業者のうち9人、集落営農組織については3組織が該当すると思われまます。

本町では、ほとんどの農家がこの対策に該当しないことになるわけですが、これらの農家に対しましては、黒大豆、小豆、京野菜を中心にした幅広い生産、流通、販売対策を講じることにより、本町ならではの産地づくりとブランド化を進め、地域水田農家の維持、強化と集落営農の育成を図ることとしているほか、産地づくり交付金の有効活用をはじめ、国や府における補助制度、町単費助成事業等により対応してまいりたいと存じます。

朝市や道の駅などの直売所への支援でございますが、町内3つの道の駅にある朝市組織については、それぞれ独自の健全な運営が図られている状況で、直接の支援は考えておりませんけれども、ご指摘のように栽培農家を対象とした有機栽培農法の指導や、トレーサビリティ

ィの導入などにより、安全で安心な生産物の販売を行い、特色ある直売所運営が図られるよう、取り組んでいきたいと考えております。

新規就農者の受け入れと支援についてでございますが、新規就農者については府の担い手養成実践農場整備事業を活用し、和知地区に3名、新たに瑞穂地区に1名の新規就農者を迎えることとなっております。

具体的な支援といたしまして、府の就農支援資金を活用していただいております、町としましては、借入金の3分の1を負担する就農支援資金償還金助成事業に取り組んでいるほか、町農業技術者会を中心に、就農者の経営と規模拡大に向けての支援や指導を行っており、また新規ハウス建設については、府事業による京野菜こだわり産地支援事業により対応しているところでございます。

激励や情報交換、悩みや要望に関する具体的な支援でございますが、それぞれ日ごろの生活に関する悩みや要望、技術指導も含めまして、指導者や後見人を設定し、支援を行っているところであり、今後におきましては、認定農業者の方々も含め、京丹波町担い手育成総合支援協議会等により、情報交換の場の設置を検討してまいりたいと存じます。

空き家登録制度でございますとか、あっせん、相談窓口の設置でございますが、ご指摘のとおり、新規就農者の受け入れに際しましては、住宅の確保が重要な課題と認識をいたしております。

また、新規就農者だけでなく、本町での田舎暮らしを希望する方も含めて、空き家に関する情報システムを構築する必要があると考えております。

そのためには、まず地域が一体的に協力し合って、空き家の情報を提供いただくことが大切でありますので、今後、関係課と連携を図り、空き家に関する情報システム構築について検討してまいります。

次に、瑞穂病院と和知診療所の運営についてでございますが、京丹波町地域医療対策審議会におきましては、昨年8月に諮問させていただいて以来、これまで7回にわたって活発な議論をいただいております、現在は答申の詰めの段階に入っていると事務局から報告を受けております。

答申を受けて、「さらに住民参加で議論する場を」とのご意見でございますが、その考えは今ございません。あくまで、町の財政力に見合った医療施設という視点から、運営のあり方を見直していきたいと考えております。

最後の政治姿勢についてでございますが、農林業のみならず、商工業者の方々についても、非常に厳しい状況であることはご指摘のとおりと認識をいたしております。

商店街においては、ホームセンターなどの量販店やコンビニの進出により、全般的に来店客数、売り上げとも減少し、新規顧客、特に若年層の獲得は困難な状況であり、限られた顧客も高齢化とともに減少傾向にあるところでもあります。

また、経営者自身も高齢化してきており、後継者のない商店主が多いため、経営意欲も減退してきております。

また、建築業にあっては、景気が回復してきたと言われる中でも、新築の受注は少なく、ほとんどが小額な造作か、修繕工事となっております。新築があったといたしましても、ニーズは在来工法よりハウスメーカーのツーバイフォー工法住宅に流れているというのが実態でございます。

ライフスタイルの多様化・高度化・少子高齢化・過疎化の厳しい状況の中で、経営基盤の強化、商工振興のための商工業者の方の経営支援として、利子補給交付制度や京丹波町内の中小企業者の方が、京都府信用保証協会の保証を得て借り入れた資金に対する保証料に保証金を交付する制度、旧3町の商工会へ経営指導にかかわる補助金の交付などを施策として実施をいたしております。

中小の商工業者の育成や商店街の活性化については、商工会の合併とあわせ、その指導的立場にある商工会の主体的方針と調整しつつ、積極的な振興を図りたいと考えております。

以上、山田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、何点かお尋ねしておきたいと思います。

ダムといわゆる統合事業にかかわってお尋ねしたんですが、いわゆる6,000人の根拠というのがアンケートということ町長は言われておるんですが、アンケートを見られたかどうか、集約をされたのはわかりませんが、これは今も質問でも申し上げましたように、これを見ますと、7,493の区画があるわけですが、縦貫道でいわゆる道路が通るということで、大倉ハイツというのが除外をされて、いわゆる16年の変更計画の中にそのアンケートの結果として出されておるわけですね。

これを見ますと、18に大倉開発になるんですが、調査票そのものは19の対象団地を、いわゆる丹波8、瑞穂11でやっておるわけです。7,493のうち、いわゆる住所不明、いわゆる課税も出せないというのが頭からあるわけなんですね。というのは、7,493区画で、アンケートそのものを発送したのは5,540なんです。ですから、その差2,000余りは、頭からないわけなんです。対象外。そして、発送を5,540にしました。宛所

不明で返ってきたのが956通あるんです。だから、3,000近い区画は、7,493の区画から除外をしなければ、相手がわからないし、いないということになるわけなんですね。

ですから、アンケートが返ってきたのが1977件、この統合計画では1,866件となっております。だから、それに対して3割の方が、今ありましたように住みたいというのと、インフラ整備ができれば住みたいというのがあったということになっておるわけですね。だから、その30%を、7,114、いわゆる大倉ハイツを抜いた分、これに掛けて、そして2,000区画、6,000人の人が希望しておるんだと、こういう数字が出てきておるわけなんですね。

だから、存在しない人も含めて、いわゆる手紙を出して税を課税しても全然相手がないという人も含めて3割を掛けておるわけですから、そんな架空の数字やと。これは、実際アンケートの集計表を、これを見てそういうことにはっきりなっておるわけでございますから、何も私が架空のことを言っておるわけではありません。このアンケートの集計結果から今私は申し上げておるわけで、やはりそういうように見れば、実際に住みたいという人は485と90ということになりますから、575の方があったということになるわけなんですから、全部アンケートを出して返ってきた人を1,866と見たかって、6,000人に全く届かないということになりますから、そういうように実態数字をしっかりと見てもらうということが、当然行政の責任ある立場の者としては、そういう見方をしてもらわんと困りますし、当然そういうように見るべきだと。実際のアンケート結果から見ておるわけですから、その点を伺っておきたいというのが一つであります。

そして、いわゆる水の問題では、結局9,100トンの水が確保されておる。これは、数字もはっきりしておるわけですがけれども、結局増える見込みがあるかないかわからん6,000人の人、これが2,180トンと、いわゆる企業からの要望が3,000トンやと。これは、合わせますと5,180トンという数字になるんですね。ダムから取るのが5,000トンなんです。だから、企業から増量要望やとか、人口が増えないということになったら、当然この5,180トンというのは減っていくわけですから、要らないということになるわけですから、ダムをつくる根拠がなくなるんじゃないかと、こう思うんですが、その点について伺っておきたいというように思います。

評価委員会でも、いろいろ議論された議事録を見せていただいていたんですけども、非常に人口の問題、評価委員会でも心配をされています。やはり、これを見ておると、やっぱりこの時点では認めたとしても、それぞれ見直しをしながらやっぱりする必要があるということも、評価委員会の人たちも指摘をされておりますけれども、やはりそういう点では当

然行政の責任として水確保というのは、これは当然ありますけれども、しかし、べらぼうな水を確保するということは、結局それが料金に、工賃がかからなきゃ、それは当然あり余るほどあっても何も問題はないわけですが、すべてそれはお金がかかって、そして、それが負担として先ほど申し上げられたように加入者に返ってくると、企業会計やと、こう言われたわけですから、やはりそういう点をしっかり見越してやらなければ、大きな負担がはね返ってくるということは事実だという点も、あわせてお尋ねしておきたい。

これまで長いこといろいろやってきたという話もありましたけれども、実際これは合併をして、この議論がこの場でされたのは1年余りですし、実際に和知の地域の方々は全く関係なかったわけですが、これは合併して、水道料金が統一されるということも、これはそういう方向も合併協で示されておるわけですから、当然和知の方にも料金問題はかかわってくる。

だから、そういう問題もしっかり行政としても中身を知らせんならんし、どんどん進んでいくということにならんというように思いますので、やはりそういう点は明らかにしていくべきだというように思います。

確かに団地で、町長が言われるように要望も来ております。しかし、実際聞いてみると、京丹波町に住所を置いておる人は60人なんですね。今聞きますと、360人の申し込みがあるというんですね。お金も入れていただいたと。しかし、その方に、京丹波町に住所を置いておるのは何人やと聞いたら、60人やと言います。

この間、京都新聞にも載っておりました。今の団塊の世代の方は、町と田舎と両方行き来すると。だから、実際住所は町に置いておいて、土日は来ると、こういうパターンが、やはりああいう報道もされていまして、状況なんだということなんですね。

だから、やっぱりそういう面から見れば、本当に人口がどんどん増えていくんだという、そういうことは本当に確証が持てないと。アンケート結果からも、これまでのいろんな調査からも、そういうことになるというように思います。

それから、下流の水の問題でちょっとお尋ねしておきたいんですけども、山陰線のいわゆる線路の関係で下流に流すということでありましたけれども、実際に下山の上新田なんかに残っておる関係から見ると、パイプやったらその線路の分だけパイプを抜いたらいいんじゃないかというように思うわけですが、わざわざそれをダムの下流にパイプを出すということでもありますけれど、これは感情的にもいろいろ起こってくるんじゃないかと思ったり、本当にそれが適当な考え方なのかどうかというように思いますので、その点についてもう一度伺っておきたいということと、下流の問題、これは私は日吉へ行って撮って

きたんですけれども、実際これはふん尿ですね、不法投棄されています。だから、やはりこういう問題についてはどうするのやと、関係機関と調整と言いますけれども、既にこういうことが起こっておるわけですから、こういうことをほんならどこが取り締まるといったら、保健所なのかと。なかなかその点から言うと、直接かかわっていないわけですから、南丹市の日吉の場合でも。

本当にそういう問題もあるんだという点も認識をされておるかどうかということも含めて、もう一度伺っておきたいというように思います。

それから、品目横断の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけれども、先日も町の説明も聞かせていただいたんですけれども、やはり一定産地化交付金なんかも含めて支援をしようということになっておるんですけれども、あの中身を見ますと、団地化をした場合、いわゆる5反以上ということになっておるんですね。実際、町長も含めて言われるように、高齢化がどんどん進んでいる中で、本当に5反という規模が団地化をしようとするればやはり大変だと。圃場整備も進んでいる中で、大体瑞穂地域を見れば2反区画でやっておるんですが、そうすると、3枚せんと5反にならへんわけです。だから、水割面積は大体2反5畝としたかって、1反8畝とか、1反7畝という水田が多いわけですので、やはりそういう面では、旧瑞穂町でもそういう中で3反という、30アールという基準でやっていただいていたんですけれども、やはりそういうように考えて、やりやすく、そして高齢者の方も含めてそういうことも取り組んでもらえるような団地加算もやっぱり考えるべきじゃないかというように思いますので、その点を1点伺っておきたいということと、いろいろされておる方向を見せていただいていたんですけれども、やはりすべての農家を対象にして、そして朝市やか道の駅ということも言いましたけれども、やはりそういう消費者が求める農産物、規模の大きい方はやっていただいて、小規模の方はやはりそういう特徴があるものをつくっていく。やはり低農薬の、そして有機のような、そういうものをやっぱり打ち出していかなければ、産地間の競争にも勝てないわけでありまして、特色あるそういう農業振興が進まないのではないかというように思いますので、改めてその点、伺っておきたいというように思います。

それから、新規就農者の関係なんですけれども、町長自身が新規就農者の方に出会われたかどうかわかりませんが、和知の方、私もお出会いしてきました。本当に意欲があっても苦勞をされておられました。実際、奥さんがハウス病になって、原因不明でどないしようかということもあったんだと。小さい子どもを抱えて、朝4時からハウスへ行くと。子どもが泣いてすがりついてくるけれど、生活で行かざるを得んというような話もされておりましたけれども、やはり本当にそういう面では、そういう認定農業者ということも必要であり

ますけれども、新規就農者の会などをつくってやっぱりそういう話を聞きながら、できる支援、お金ばかりではなしに、そういうことも、技術的な指導も含めてやはりやるということが非常に大事だというように、痛切に私は感じました。

ぜひ、そういう、お金も要らんわけでございますから、一定の時期を見て新規就農者の方、これはもう時間の問題とか時期の問題もありますけれども、やはり昼間とか、非常に作業があいた時間帯を見計らってやらなければ、やはりなかなか出てこれないということもありますので、やはりそういうようなこともぜひやっていただいて、そしてそれに続いてやっぱり京丹波町へ新しいそういう方がどんどん入ってくると、こういう条件にもつながってきますので、やはりそういう人たちはいろいろこのルートといいますか、同じ仲間同士の連絡もとっておられるわけでありまして、やはりそういうものも生かしながら新しい方の受け入れもしていくということが非常に大事だというように思います。その点、ちょっと伺っておきたいということ。

それから、空き家バンクの関係なんですけれども、ご承知かと思えますけれども、京丹後市、それから舞鶴市は、空き家バンクをやっていますね。インターネットで見ても、そういうのを示しておられます。だから、発信をそこからされておられますし、非常にそういう点では、なかなかすぐに埋まるという話も聞きました。

私も、実際、今回瑞穂地区の新規就農者に対して、私も旧村の集落を、13件でしたけれども、みな当たりました、個別に。しかし、やはりそういう中では、人に貸すということについては、やはりなかなか抵抗があったり、相手がだれやわからへんということもあって、成立をしませんでした。

そういう面から言うと、行政が責任を持って中に入って登録していただいてやるということとは、やっぱり預ける方も安心感があるわけですし、相談に乗る方も安心感があるということになるわけですので、ぜひともそういう点では空き家情報バンクというのもつくって、大いに町としての取り組みを進めていくと、そして新規就農も含めて、田舎に住みたいという方もあるわけでありましてけれども、そういうようにすれば、トラブルが非常に起こりにくいということなんです。というのは、業者が入ってきますと、非常にトラブルが起こっておる。私らの近所でも起こっています。行政がやっぱりしっかりそこでチェックといいますか、入ってくる人に面接もし、条件もきちっと言えば、理解をして入られるということになるわけですから、そういうぜひ取り組みをやっていただきたいというように思います。

それから、病院の問題で、町長は明確に今答弁をされたわけでございますけれども、いわゆる経営という問題を第一に考えてということやったと思うんですが、いろいろわさも耳

にすることもあるわけでございますけれども、具体的に答申が出なければということもありますけれども、病院の経営を考えれば、町の財政を考えれば、もうこれ以上持ち出せないということになれば、病院の縮小やとか、いわゆる民間に任すとか、そういうことが当然起こってくるというふうに思うんですけれども、今そこまで答申を踏まえて考えるということであつたとしても、そういうことは考えておられるのか、そういうことも視野に入れておられるのか、伺っておきたいと思います。

それから、本当に先ほども格差社会という問題を申し上げましたけれども、業者の皆さん、また商店街の皆さんだけではありませんけれども、本当に厳しい状況を理解しておるということでございましたけれども、これは利子補給やとか、制度をかかるといのは、金を借りられる方は確かに恩恵をこうむるんですけれども、仕事がなくなったら金を借りられないわけなんです。だから、そういう人たちに本当に、町の仕事をそういう人たちにやれるものは発注するとか、そういうことも含めて支援が本当に必要やないかと。

もちろん、ありましたように、住宅改修制度を考えるというのも一つやと思うんですけれども、ぜひそういう一歩踏み込んだ取り組みをすべきだというように思いますので、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず第1点目のダムの関係でございますが、いろいろ委員ご指摘のように、アンケート調査に基づいて6,000人をはじき出した根拠、こうしたことをお尋ねでございますが、このことは、先ほど議員が説明いただいた内容で当時判断をされて、6,000人の需要があると、こういう見方であつたというふうに思います。

当時、私も少しこの調査結果も含めて聞かせていただく中で、返事をしなかったという、いわゆる回答がなかった部分も含めてであるというふうに思いますけれども、行政が家庭でできれば水を確保できれば加入するかとか、あいまいなとり方というのもおしかりを受けたというようなことも少し聞かせていただいたんですが、しかし、やっぱりそれぞれが自分の土地を求められて、いつか住んでみたいという思いで求められたというのは現実であろうというふうに思いますし、利殖の対象として土地を確保されたということもあるわけですが、しかし、それはいずれかだれかの手にわたるわけでございまして、やっぱり最終的には求められたそれぞれの方は、「ああ、いいところだな」と、「これで水があれば住んでみたいな」ということにはつながる。これは、アンケート調査で一定の皆さんの思いは伝わってきたのではないかとこのように思いますし、全体の皆さんの表現の中から、3割近い皆さんは水さえあれば加入していききたいという判断であつたということについて、現状、それを

6, 000人増という見方については非常に、逆に言えば抑えた見方とも言えるわけでありまして、本来8, 000近くある、せっかく造成されたところを山に戻すというよりは、水をしっかり供給できる体制を整えて、本来そこに、今、議員もご指摘がございましたように、これからの団塊の世代を中心として、非常に生活のあり方、ライフスタイルも変わってくるということでもありますので、必ずしもここに住み込むということではなしに、都市と田舎と半分ずつ暮らすというの、これからの志向としてあるようでございますので、そうしたことも私たちの小さな町としては大歓迎をすべきではないかというふうに思っているところでございます。

その当時のアンケート調査、これも非常に不明の方もということでありましたけれども、住所を変えられてつかめなかったというのが実態であろうというふうに思いますし、所有者がいなくなったとか、そういうことではなしに、現実だれかが持っておられるわけでありまして、ただ、追及できなかったということであろうかと思っておりますので、全体的にはこれからも積極的に、さらに水の確保のめどを立てて、皆さん方にそのことを承知いただいております。そのことによって、本町に住まいを移していただいたり、また時折来ていただくということも含めて、活気のある町につながっていくのではないかとこのように思っております。

それから、沢工については、先ほど申し上げましたように、これで決まったとか、そういうことではなしに、JRののり面を保護するのにどういう工法が適当であるかという中の一つとして沢工工法が検討されているということでありまして、ご指摘のような、いわゆる汚れたものを下流へ流すとか、そういうことを意図したものではないと私は認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、畑川上流のいわゆる南丹市地域の中でも不法投棄があるのではというご指摘でございます。こういうことにつきましては、本当にどこがやった、やらなかったということではなしに、全体として京都府の関係機関とも連携を保ちながら、いずれの者にいたしましても不法投棄というのは許されるべきことではありませんので、実態をつかんで追跡調査をしながら、そういうことが継続して行われないようにしていくのが私どもの役目だというふうに思っておりますので、以後、十分そうしたことにつきましては、監視も含めて、南丹市様とも連携を図りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

品目横断的経営安定対策の団地加算の考え方等につきましては、担当課長からまた説明をいたさせますし、新規就農者の相談指導ということでありまして、本当に第二の人生といえますか、初めて農業をしながら生計を立てていこうということ踏み込んでおられる方は

非常に不安であるというように思いますし、私も少しはかじりましたので、農業というのがいかに難しいか、いかに生計を立てにくいかは少しは知っているつもりでございますので、本当に1年、2年の研修を受けて、すぐさますべてのものがうまくいくかといえば、非常に難しいものがありましようし、また現実的に不安もたくさんあるかと思えます。

そうしたことを、本当に農地の荒廃を防ぐといえますか、非常に高齢化が進んでおります私たちの町としては、やっぱりそうした方が本当に定着して、ここで農業を営んでいただくために、やっぱり行政も含めてでございますが、地域もあわせて温かく見守っていく、あるいはまた相談、そしてまた技術社会を中心とした指導、こうしたことをしながら力をつけていただくことが非常に大事だろうというふうに思っておりますし、そのような方向で今後でもできる限りのことはしていきたい。そしてまた、京丹波町へ行けばそうしたしっかりしたフォローがされているということが本当に実態として出てこない、何ら意味がないのではないかというふうに思えますので、担当課を中心に今後も積極的にそうした新規就農者への対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、それに伴います空き家バンクの考え方でございますが、本当に議員もおっしゃったように、現実的には住まい可能な家がたくさん空き家としてあるかと思えますけれども、中にはしっかり家財道具が入っておりますり、すべてを必要としないといえども、やっぱり他人にそのことも含めてお貸しをするというのは、なかなかすぐさま「どうぞ」ということにはならんのではないかと。「どうぞ」と言われたものについては、なかなかすぐ住めないような状況のものが多いというふうにも伺っておりますし、やっぱりこれは行政も当然かわっていかねばならないと思えますし、また地域の中でも本当にこれから限界集落とか、いろいろ言われておる中で、どう地域を守っていくかということになりますと、こうした空き家を閉め切りのままで朽ち果てていくということにするのか、だれかに利用してもらって、空気も入れかえて、その家としての機能をしっかり果たせるようにしながら一つの財産形成をしていく、また利用もしていただけるということも必要ではないかというふうに思えますし、本当にこれから高齢化が進む中、後継者がなかなかできない状況の中で、もうこれは他人事ではなしに、本当にそれぞれが真剣に考えていかねばならない課題ではないかというふうに思えます。

そうした点では、先ほど申し上げましたように、地域の皆さん方にもご協力をいただきながら、こうした空き家バンク登録制度が確立できれば一番いいのかなというふうに思えますし、「つくります」と言ってもすぐできるものでもないと思えますので、こういう考え方を皆さんとともにこれから深めていく、そうした努力をしながら、結果としてこういう登録制度

ができれば一番いいのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、病院の経営等でございますが、現実的には議員ご指摘のとおり、今地域医療対策審議会でご検討いただいておりますわけございまして、その答申を待って、その答申内容に沿って判断をしてまいりたいというふうに思っております。

現実の課題は、いろいろ私どもの町の財政力と、抱えております病院の規模、この辺がどう判断をするか、この辺も重要であろうというふうに思いますし、私の思いとしては、何もかもということではないかもしれませんが、すべてをこの病院、診療所にかけるということになるのか、一定の範囲の中で住民ニーズに合った地域医療のあり方を求めるのか、この辺はやっぱり審議会の答申を十分踏まえて、そしてまた、先ほども申し上げましたように町の体力に見合った形にすべきなのか、現状維持するのか、これは本当に苦しい判断をしなくてはならないのかなど今思っておりますし、現状どうしようということには決めておりませんが、答申をいただいた後にそのことは行政としての確に判断をしながら、また町民の皆さんにもそのことを理解いただくために、情報の公開もしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

また最後の、今非常に地域間格差が言われておるわけございまして、特に、一方で公共事業を減らせということもありますし、そうしたことによって非常に仕事がなくなっていくということもあるわけございまして。

また、量販店が非常に勢いをつけたり、またコンビニが私のところの町でも増えているという状況の中で、本当に個人商店が苦しい状況に追い込まれておられるというのは実態であろうというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、非常に商店主も高齢化をされておまして、新たな経営戦略といいますか、店を改築してでもというようなことまではお思いになっておらないのか、おられるのか、はっきりはしませんけれども、現状を見ておりますと、なかなかそれぞれ地域の商店街、非常に厳しいものがあるなというふうに思っておりますが、こうした部分で本当に即効性のある施策をどう打てるのかということになりますと、これは私どもの町だけではなく、全国的に特効薬はないのではないかとこのように思っております。

そうした中でも、一時的に何とか支援をとというあり方もありましようし、本来、旧丹波で申し上げますと、いわゆる丹波マーケスがそれにとってかわるべき施策であったというふうに思いますし、残念ながら、すべての方がそこに加入をされてということにはならなかったわけで、一方では須知の宿場町を再現をしながらというか、歴史街道を何とか世に出してと

いうようなところもあったと思うわけですが、現実的には非常にそうしたことも、ただ観光マップに文言だけ載せても、実態が伴わなければ人は来ないわけですし、またそこに業を営まれている方が積極的な考え方がなければ一向に変わらないわけですし、この辺は非常に難しいと思います。しかしながら、このままそれぞれの地域に中心的な商店街はあるわけです。また先ほど申し上げましたように、商工会の合併も20年を視野に入れて、今いろんな協議をいただいておりますし、本当に再生をするための知恵と申しますか、そうしたものをお互い結集してこの厳しい時代を乗り切るようにしないと、本当はだれかがしてくれるというのではなしに、自らが切り開いていかないと、こうしたものはなかなか結果としていい方向に向かないというふうに思っております。行政ももちろんそうした機会づくりはしていきたいというふうに思いますが、まずはやっぱり商工会を中心にして、また店主の皆さん方も自分たちの経営をどうするかということについては、ともども真剣に議論をしていかなければならないというふうに思います。そうした中で、行政として当然手を打つべきであるということが出てまいりましたら、迷わず手を打っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 産地づくり交付金に係ります団地化奨励の考え方でございますが、対象品目につきましては、黒大豆・小豆・ソバということでございます。

この連たんする団地50アール以上の考え方と申しますのは、水系とか、あるいは農道等を含めまして、1団の土地にそういう作物を作付されるということにつきましては、湿害とか、あるいは作業効率の向上を図るとか、そういう部分で奨励をするということでございます。

1ヘクタール以上という部分も考えていたわけでございますが、地域によってはいろいろ、先ほど議員さんからもありましたように状況が違いますので、50アール以上ということで推進をしていこうということで決定したわけでございます。

これによりまして、良質な生産物を作付され、生産されることによりまして、所得の向上を図りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですが、ダム問題にかかわって、いわゆる住まなくても団塊の世代の方が一時的に来られるような、そういうのでいいんだという話も、答弁があったんですけど、まちづくりの基本というのは、やはり京丹波町に住んで

いただく、住む人、ここをしっかりと中心に据えて進めていくと。今住んでいる人にもっと目を向けんと、土日だけ来はる人に力を入れてやるんだと、これはちょっと違うんじゃないかというように思いますので、やはりその基本というのはしっかりと据えて、総合的にやっぱり見ていかんとだめなのではないかというように思いますので、改めてその点を指摘しておきたいと思います。

それから、財政状況が厳しい中で、病院の問題、財政力に見合ったそういう見直しをと、こういうことなんですけれども、私は以前から言っていますように、病院というのはやはりまちづくりの、京丹波にとっては中心に据えて、保健・医療・福祉のそういう拠点の中心にすべきだというように申し上げておるんですけれども、新町のまちづくりアンケートでも、70%以上の方が保健・福祉・医療サービスの充実した、そういう健康で安心して暮らせる町を求めているわけですから、その中心に私はしっかりと医療というものを据えて、そしてやるべきだと。

だから、普通の一般のものと同じように、採算で見れば、実際国のそういういろんな制度の中で病院系というのは、これはもう本当にやっていけないというものはっきりしておるわけですし、自治体の病院としてどういう役割を果たすのだという点から私は見ていただきたいし、そういうように見るべきだというふうに思います。

医療審議会でどういう方向が出るかわかりませんが、10人余りの方で将来の病院や診療所のあり方が決まってしまうということでは、私はこれは一つの審議をされたことを否定するわけではありませんけれども、もっと全町民的な中で方向を出していかんと、これは大きな問題を残すし、結果的には、今国が進めておりますように、医療法人なんかをつくって、そこへ移行させていくという、こういう傾向が強まっているわけですから、実際、私の耳にも病院運営というのはもう例えばシミズ系の方へ行くのと違うかというような話すら入ってきておるわけです。

実際、私も須知の商店街なんかで聞いておりますと、例えば笠次さんが酒屋さんのいわゆる建物を借りて、そういう高齢者向きのものをしていくということすら実際動きが出てきておるわけですから、やはりそういう動きで、病院もそういう大きい医療法人の一くくりの中に入ってしまうとやられるということになれば、結果的にはいわゆる公設民営、大江病院にしても、美山の診療所にしても、結局行き詰まっていくと、結局はもうやめざるを得んと、こういうことに。また、逆に病院の機能をなくしてしまうということになっていくわけでありますから、やはりこの京丹波町としては、しっかりとそこは私は合併して、和知診療所、瑞穂の病院、丹波にはありませんけれども、やはりそういう位置づけをしっかりとしていくとい

うことが私は大事にすべきだというように考えますので、やはり総合的に考えていくべきだと思うんですね。

というのは、商店街の問題でも、商工会や店主ということだけではなしに、例えば空き店舗があると、これはどこかに何か活用する方法はないかと。例えば、今、「おいデイ」というような、お年寄りが集まって食事をしたりされておるわけですがけれども、例えばそういうのを空き店舗でやれば人が集まってくると、集まってくれば、ジュース1本買う、にぎやかになると、そういうのも一つの取り組みですので、まちづくりの中で、それをほんなら商工会にせいと言っても無理なので、総合的に考えていくべきだという点を私は思いますので、ひとつそういう立場でまちづくりの方向をぜひ考えていただきたいというように思います。

それから、さっきのいわゆる産地づくりの中の50アールということで、課長は1ヘクタール以上考えておったと、それを50に下げたんだということなんですが、やれるものがやったらいいということではなしに、いかに高齢者も含めて、小豆やとか黒豆やとか、そういう特産をつくってもらおうかと、つくらすかといいますか、つくってもらおうか、そこにどういうように目を向けていくかということを中心に考えていかなければ、50アール、1町以上やというたら限られておるわけですね。50アールでも、ものすごく私の集落でも限られております。

本当に米価がどんどん下がってする中で、農家の意欲は下がっておるわけですから、そこにやっぱりどういうように返事をして激励するかということになれば、やはりつくりやすい、やってみようかということへ面積を持っていかなければ、本当になかなかつくらないというのが実態やと思うんですね。

やはりそういうように目を向けて農業振興を図っていかなければ、やれるものだけやったらいいんだということでは、どんどん荒廃が進んでいくわけですし、いかにやっぱり農地を大事にして生産を上げていくか、それが結局は地域循環型となって、やっぱり農家の所得が上がれば税金も結局いくわけですから、そういう視点で見ていただかんとだめじゃないかというように思いますので、改めてその点をもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ダムの関係でございますが、おっしゃるとおり、志向としては都市と田舎と交互に住みたいという方もおられるということで、その方を対象にすべてのまちづくりを考えていくというつもりはございません。もちろん、ご指摘のとおり、町民の方々の暮らしをしっかりと支えていくというのが基本でございますので、そのような中で、現在いろんな施策を進めようとしておるところでございます。

また、病院の今後のあり方等につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますし、健康で安心して暮らせる町を望まれているという中で、この病院、診療所のあり方等について、あればいいということで、実際、自分が医療を受ける場合にはほかの病院へ行かれるということも現実的にあるわけでございますし、それはお守りのなものであってはならんわけでございます。やっぱりそれはしっかりそこで診察を受けていただくというニーズもやっぱり一方でないと、病院だけ形として置いておくというだけでは、なかなか現実問題として継続していくのは難しくなってくるというふうに思います。先ほど申し上げましたように、どこまでが耐えられるかということであろうというふうに思いますので、財政の状況も町民の皆さんに確認をいただいて、それぞれのあり方等についてもご意見をいただきながら、また選択もしていただかなければならないというふうに思いますし、そうしたことに向けて行政としても考え方を申し上げさせていただいて、適切な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

また、団地加算の面積をもう少し緩和するべきではないかということで、そうすることによってもう少し意欲的に生産をしていただけるのではないかというご意見でございますが、そういうこともあろうかと思えます。また現実的には1反、2反でといいますか、その辺で本当に本腰を入れてできるのかという部分もあるわけでございます。一方で、高齢化とともに体力がもつか、もたないかということも出てこようかと思えますし、非常にどこが一番いいところというのは見つけにくいのかなというふうに思います。現状としては、先ほど課長が申し上げたような方向で、何とか皆さん方に取り組んでいただければという思いでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 少し時間が延長となりましたけれども、以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時59分